

# 第2編

## 地震対策編

# 第 1 章

## 計画の前提

# 第1節 地震災害対策の基本方針

これまで、過去に発生した災害の教訓と知見をよりどころとして、災害対策を講じてきたところであるが、近年、想定を上回る災害による甚大な被害が発生している。

このため、切迫性が低くても、近い将来発生が予想される最大クラスの地震を想定し、以下のような基本方針を掲げるものとする。

- 1 災害の規模、被災状況に応じ、速やかに災害対策本部（災害警戒本部）が組織できるよう配備基準の明確化、指揮命令の明確化を図る。
- 2 災害発生初期の「応急対策」に重点を置き、これを軸とする「予防対策」「復旧・復興対策」を体系的に取りまとめ、防災関係機関等と連携した災害対策を図る。
- 3 市及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等の役割も明示した計画とする。

## 第2節 地震災害履歴

千葉県が影響を受けた主な地震・津波は次のとおりである。

なお、資料は、千葉県地域防災計画及び理科年表から引用・整理したものである。

### ■千葉県・大網白里市が影響を受けた主な地震・津波災害

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1 ※1	1498年 9月20日 (明応7年 8月25日)	138.2 34.1	—	8.2～ 8.4	—		紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動が大きかったが、被害はそれほどでもない。	津波が紀伊から房総の海岸を襲い、紀伊大湊で家屋流失1千戸、溺死5千、伊勢・志摩で溺死1万、静岡県志太郡で流死2万6千など。東海トラフ沿いの巨大地震とみられる。
2 ※2	1605年 2月3日 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数。
3 ※2	1677年 11月4日 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
4 ※2	1703年 12月31日 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9～ 8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
5 ※1	1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日)	135.9 33.2	-	8.6	-	室戸・串本・御前埼で1～2m隆起し、高知市の東部の地約20km <sup>2</sup> が最大2m沈下した。遠州灘沖および紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。	被害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州まで太平洋沿岸やや瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万、潰家6万、流出家2万。
6 ※1	1854年 12月23日 (安政元年 11月4日)	137.8 34.0	-	8.4		沿岸では著しい地殻変動が認められた。地殻変動や津波の解析から、震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されており、すでに100年以上経過していることから、次の東海道地震の発生が心配されている。	被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。	この地震による住宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。
7 ※2	1855年 11月11日 (安政2年 10月2日)	139.8 35.7	江戸 および 付近	7.0～ 7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数出た。
8 ※2	1906年 2月23日 (明治39年)	139.8 34.8	安房 沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
9 ※2	1906年 2月24日 (明治39年)	139.8 35.5	東京 湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
10 ※2	1909年 3月13日 (明治42年)	(8:19) 141.5 34.5 (23:29) 141.5 34.5	房総 半島 沖	(8:19) M6.7 (23:29) M7.5		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
11 ※2	1921年 12月8日 (大正10年)	140.2 36.0	茨城 県南 部	7.0		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
12 ※2	1922年 4月26日 (大正11年)	139.8 35.2	千葉 県西 岸	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
13 ※2	1923年 9月1日 (大正12年)	139.1 35.3	神奈 川県 西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、行方不明者7名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
14 ※2	1923年 9月2日 (大正12年)	140.4 35.1	勝浦 沖	7.4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高30cmになった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
15 ※2	1953年 11月26日 (昭和28年)	141.7 34.0	房総 半島 南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高3m記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
16 ※2	1960年 5月23日 (昭和35年)	74.5W 39.5S	チリ 沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。	津波による被害は死者1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ。
17 ※2	1987年 12月17日 (昭和62年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者161名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
18 ※2	1989年 3月6日 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北部	6.0	5	佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が12棟、多古町において水道管の亀裂により断水70戸の被害がでた。
19 ※2	2005年 4月11日 (平成17年)		千葉県 北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊4棟の被害がでた。
20 ※2	2005年 7月23日 (平成17年)		千葉県 北西部	6.0	5弱			県内で負傷者8名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、関東近県で約6万4千台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約7時間を要した。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
21 ※2	2011年 3月11日 (平成23年)	142.9 38.1	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で23.7km <sup>2</sup> に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成29年4月3日現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方不明者2名（津波による）、負傷者261名。建物全壊801棟、半壊10,152棟、一部損壊55,043棟、建物火災15件、床上浸水157棟、床下浸水731棟。水道断水177,254戸、減水129,000戸。下水道24,300戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気347,000戸で停電。国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。農業施設の損壊2,257カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
22 ※2	2012年 3月14日 (平成24年)	140.9 35.7	千葉 県 東方 沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の半壊2棟、一部損壊219棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
23 ※2	2012年 4月29日 (平成24年)		千葉 県 北東 部	5.8	5弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。
24	2018年 7月7日 (平成30年)		千葉 県 東 方 沖	6.0	5弱			震度5弱を観測したのは、長南町のみにとどまり、県内で人的・物的損害は発生しなかった。
25	2019年 5月25日 (令和元年)		千葉 県 北 東 部	5.1	5弱			震度5弱を観測したのは、長南町のみにとどまった。千葉市にて軽傷者1名。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
26	2020年 6月25日 (令和2年)	141.2 35.5	千葉県 東方沖	6.1	5弱			震度5弱を観測したのは、 旭市のみにとどまった。 県内では、市原市にて重 傷者1名、いすみ市にて 軽傷者1名。

※1 「理科年表」による

※2 「千葉県地域防災計画」による

- ・ 県資料は震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載
- ・ 津波被害ランクの定義は以下のとおり
  - I 海岸及び船の被害
  - II 若干の内陸までの被害や人的損失
  - III 400km以上の海岸線に顕著な被害

# 第3節 地震災害と被害の想定

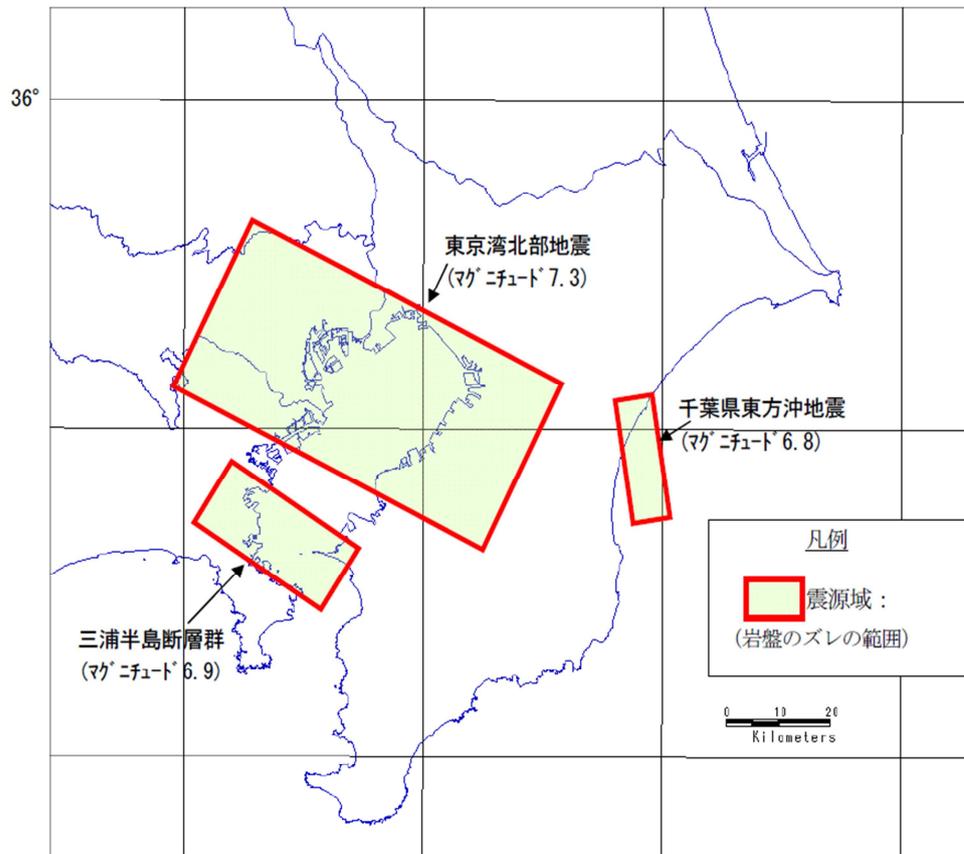
## 第1 本市における想定される地震災害

千葉県による平成19年度及び平成26・27年度千葉県地震被害想定調査では以下のような想定等が実施されている。

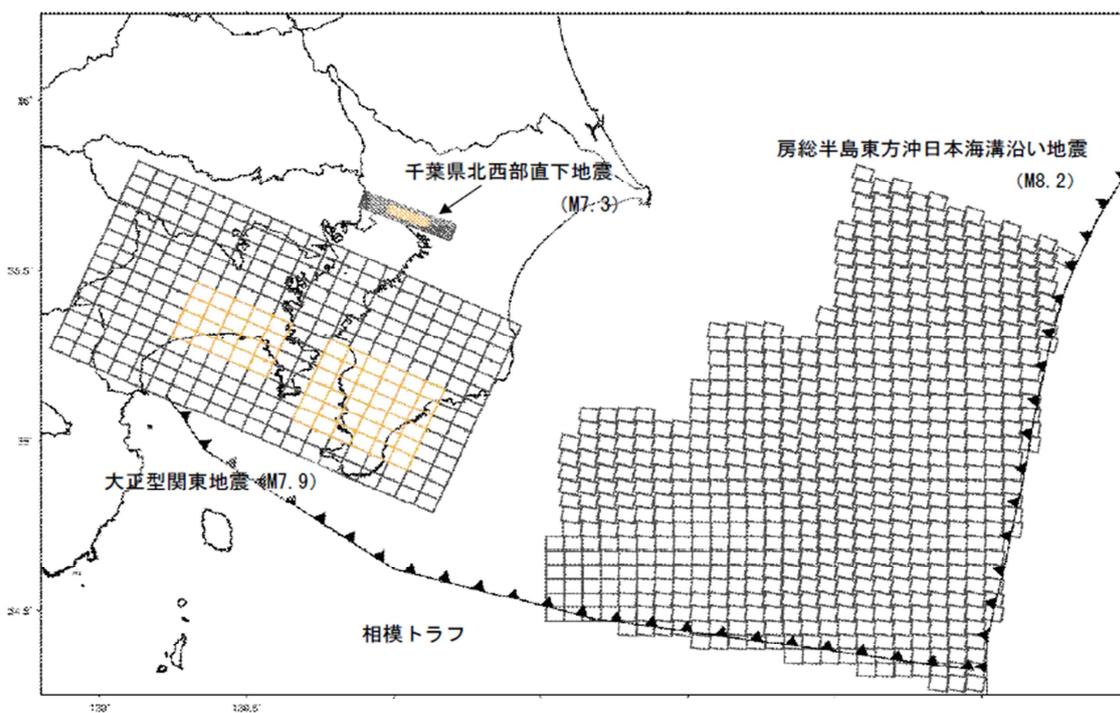
### ■千葉県地震被害想定調査における地震の想定

No.	想定地震名	Mw	概要	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	平成19年度の調査（千葉県2008 <sup>5</sup> ） で被害想定を実施した地震	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8		プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9		活断層
4	千葉県北西部直下地震	7.3	防災・減災対策の主眼に置く地震	プレート内部
5	大正型関東地震	7.9	長期的視野に立った対策を実施する地震	プレート境界 (相模トラフ沿い)
6	房総半島東方沖 日本海溝沿い地震	8.2	東北地方太平洋沖地震の割れ残り 領域で、津波被害を想定する地震	プレート境界 (日本海溝沿い)
7	防災リスク対策用 地震	7.3	地域の防災リスクを考えるための 地震	プレート内部
		6.8		活断層

■被害想定対象地震の震源域



資料：平成 19 年度千葉県地震被害想定調査



資料：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査

## 第2 被害の想定

平成19年度及び平成26・27年度千葉県地震被害想定調査による大網白里市の被害想定は、下表及び次項に示すとおりである。

想定される地震のうち、本市が大きく被害を被るのは、東京湾北部地震（マグニチュード7.3／南関東直下）及び千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）であるが、震源が本市から離れているため、震度5強から一部で6弱と、地震による揺れが相対的に小さいものとなっている。

なお、想定される被害は、東京湾北部地震（被害が最大となる午前5時のケース）は死者1人、重症者及び負傷者63人となっており、千葉県北西部直下地震（冬・18時、風速8m/Sの場合）は死者0人、重傷者10人、全壊建物100棟となっている。

一方、本市では、上記の他に、市の直下で起きる地震も想定される。

千葉県直下のどこでも発生しうる直下地震（フィリピン海プレート内に1km<sup>2</sup>間隔でMw7.3の震源を想定した場合と地殻内に1km<sup>2</sup>間隔でMw6.8の震源を想定した場合）として想定された防災リスク対策用地震では、本市の震度は殆どの地域で6強、一部の地域で6弱の震度となっている。

このため、本計画では東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震における被害想定に対する対応力の確実な実現と、防災リスク対策用地震における「減災」の一層の実現を目指した地域防災力の向上に努める。

### ■平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要 《大網白里市関連》

#### （千葉県北西部直下地震・冬18時・風速8m/S）大網白里市【その1】

夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	震度別面積率 (%)				建物棟数 (棟)			原因別建物全壊・ 焼失棟数 (棟)			
			震度 5弱 以下	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	計	木造	非木造	計	揺 れ	液 状 化	火 災
50,100	37,000	58	0.0	75.4	24.7	0.0	24,900	21,700	3,200	100	90	10	0

#### （千葉県北西部直下地震・冬18時・風速8m/S）大網白里市【その2】

人的被害 (人)												避難者 (人) (1日後)		避難者 (人) (2週間後)	
死者 (人)				重傷者 (人)				軽傷者 (人)				避難者	うち避 難所避 難者	避難者	うち避 難所避 難者
計	建物 倒壊 等	急傾 斜地 崩壊	火災	計	建物 倒壊 等	急傾 斜地 崩壊	火災	計	建物 倒壊 等	急傾 斜地 崩壊	火災				
0	0	0	0	10	10	0	0	100	100	0	0	290	180	2100	850

■平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要<大網白里市関連>

		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
想定地震	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9
	タイプ	南関東直下	南関東直下	活断層
	震度分布	震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域は想定に含まれていない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%。	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%。
建物被害	揺れによる建物被害	全壊：17棟 半壊：371棟	全壊：2棟 半壊：129棟	全壊：0棟 半壊：0棟
	液状化による建物被害	全壊：11棟 半壊：51棟	全壊：6棟 半壊：30棟	全壊：1棟 半壊：4棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊：8棟 半壊：18棟	全壊：7棟 半壊：15棟	全壊：0棟 半壊：0棟
人的被害	建物被害による死傷者数	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者53人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者40人 18時：死者0人 ：重症者及び負傷者41人	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者20人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者14人 18時：死者0人 ：重症者及び負傷者15人	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者1人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者1人 18時：死者0人 ：重症者及び負傷者1人
	地震火災による死者数	5時：0人 12時：0人 18時：0人	5時：0人 12時：0人 18時：0人	5時：0人 12時：0人 18時：0人
	急傾斜地崩壊による死傷者数	死者：1人 ：重症者及び負傷者10人	死者：0人 ：重症者及び負傷者9人	死者：0人 ：重症者及び負傷者0人
	屋内収容物の移動・転倒による重傷者数・負傷者数	5時：10人 12時：8人 18時：8人	5時：5人 12時：4人 18時：4人	5時：0人 12時：0人 18時：0人
	ブロック塀等の転倒による死傷者	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者0人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者7人 18時：死者0人 ：重症者及び負傷者12人	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者5人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者17人 18時：死者1人 ：重症者及び負傷者28人	5時：死者0人 ：重症者及び負傷者0人 12時：死者0人 ：重症者及び負傷者0人 18時：死者0人 ：重症者及び負傷者0人
	屋外落下物による負傷者数	5時：0人 12時：0人 18時：0人	5時：0人 12時：0人 18時：0人	5時：0人 12時：0人 18時：0人
	その他被害	避難行動要支援者の死者数	0人	0人
避難者数 (1日後：最大)		6,231人	2,735人	9人
震災廃棄物		重量：5,753トン 体積：7,880m <sup>3</sup>	重量：2,792トン 体積：3,872m <sup>3</sup>	重量：322トン 体積：457m <sup>3</sup>
帰宅困難者数		行先県内：7,341人 行先東京都：3,386人 行先その他：308人	行先県内：7,341人 行先東京都：3,386人 行先その他：308人	行先県内：2,526人 行先東京都：3,386人 行先その他：212人
LPガス漏えい 件数		33件	0件	0件
LPガス消費世帯全5,767世帯				

資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査（平成20年3月）

## 第2章

# 災害予防対策

# 第1節 市及び地域の防災力の向上

項	目	担 当
第1 市の防災力の向上	1 市の防災組織の強化	安全対策課
	2 業務継続計画	全課
	3 応援受入計画	安全対策課、総務課
第2 地域の防災力の向上	1 自主防災組織の育成	安全対策課
	2 事業所防災組織の強化	
	3 防災訓練	安全対策課、教育委員会管理課、子育て支援課
	4 地区防災計画	安全対策課
	5 防災教育	安全対策課、教育委員会管理課、子育て支援課
第3 防災広報	1 防災広報	安全対策課、秘書広報課、教育委員会管理課

## 第1 市の防災力の向上

### 1 市の防災組織の強化

#### (1) 防災会議

大網白里市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市・県・防災関係機関がその有する全機能を有効的に発揮できるよう、市域における各種災害の予防、応急、復旧及び復興対策に関する地域防災計画を作成または見直しを図るものとする。

#### ■防災会議で協議する事項

- ・災害への対応方針の協議及び各防災関係機関との連携に関すること
- ・市の防災対策に対する意見等に関すること

#### (2) 災害警戒本部及び災害対策本部

地域防災計画に基づき、災害時に災害警戒本部または災害対策本部を設置し、職員の参集、配備、応急対策活動が迅速且つ的確に行えるよう、指揮・命令系統を確立させる。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）は、当該市町村の職員のうちから構成されるため、職員は、所属する課等に応じた役割を把握し、緊急事態への初動対応を含む応急対策活動が行えるよう、職務としての災害対応に従事するものとする。

災害の発生や警報等の周知を図り、災害の事態に応じた対応方針を決定し、防災関係機関等と連携して、災害応急対策及び復旧・復興対策を実施する。

また、災害による危険が予想される地域や避難指示等を発令すべき対象者、タイミングなど

について、地方気象台、河川事務所等の国の機関や都道府県等から、災害に関する情報等の必要な助言を得られる体制をあらかじめ構築する。

### (3) 災害対策庁内検討会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条に規定する事項につき、災害に対し行政として取り組むべき予防対策、応急対策及び復旧対策のあり方を調査研究するため、大網白里市災害対策庁内検討会議を設置し、災害対策本部設置運営や避難所運営・物資供給、被害調査諸証明対応、災害医療・保健衛生対応、避難に係る施設整備等の対策、公共施設対策、防災教育・啓発対策等に係る作業部会を開催する。

## 2 業務継続計画

市は、大規模地震が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。

このため、平成31年4月に大網白里市災害時業務継続計画を策定した。

市は、平素から着実に業務を継続するための施策を実施するとともに、訓練や被災した他自治体の知見を踏まえて計画の点検・是正を随時行うものとする。

業務継続計画では、重要6要素について以下の通り定めている。

### (1) 首長不在時の明確な代位順位及び職員の参集体制

副市長、安全対策課長、総務課長、財政課長の代位順位で権限を代行する。

職員は、災害種別毎に定められた基準により参集し、「災害発生初動期における職員行動マニュアル」に基づき年度当初に指定された職務に配置される。

### (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定

本庁舎の代替施設は、保健文化センターとし、保健文化センターも使用不能時は中央公民館とする。

本庁舎地域で応急対策活動が出来ない場合は、大網白里アリーナに災害対策本部を設置する。

### (3) 電気、水、食料等の確保

電気については、非常用発電機の燃料の確保や電子機器等の使用優先順位（ミニмумリスト）の作成等の対策を講ずることとしている。

飲料水は貯水槽の使用制限を行い、食料については職員の自助努力を促している。

### (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

現況の通信手段を確保するとともに、Wi-Fiの整備を検討する。

### (5) 重要な行政データのバックアップ

非常時優先業務に係る重要な行政システムのバックアップの要領を定めているが、更に優先度の高い行政データについてはバックアップの補完手段等を検討する。

### (6) 非常時優先業務の整理

通常業務と応急業務の中断や遅延により、住民の生命や生活、社会経済活動への影響等について評価し、一か月以内実施しなければならない業務を非常時優先業務とし、優先度に応じてAからEに区分した。

市は、優先度に応じて人的資源を集中することとしている

【非常時優先業務】

災害時優先業務①+②	応急業務①	通常業務②
3 2 1	1 3 8	1 8 3

### 3 災害時受援計画

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護機関、ライフラインの連絡調整員、ボランティアが市外から救援に入るため、これらの支援を円滑に受け入れ、発災後速やかに運用できる体制を整える必要がある。

また、業務継続計画で検討したように、膨大な災害応急業務により市職員が相当数不足することが想定され、他自治体からの応援職員を受入れることになる。

市は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」、「応急対策職員派遣制度」（総務省）に整合した「大網白里市災害時受援計画」（令和4年3月）を策定し、市外からの応援を円滑に受け入れ、迅速に機能を発揮できる体制を整備した。

## 第2 地域の防災力の向上

### 1 自主防災組織の育成

#### (1) 自主防災組織の結成及び支援

国、県及び市は、国民の生命、身体、財産を災害から保護する責務を有しているが、巨大地震等の大きな災害が発生した場合、交通途絶あるいは被害が広域的且つ甚大であるため、防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。いかなる状況においても行政がその責任を回避しうるものではないが、大災害における事前の効果的な防災対策実現に向けては、住民自らが災害に備え、自発的な防災活動を行い、自らの生命、身体、財産を自分の手で守るという自覚と行動が必要となる。

災害対策基本法第5条第2項は、「自主防災組織」を住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として位置づけており、その、自主防災組織の充実については市町村の努力義務としているところである。

このため、市は、大網白里市自主防災組織育成要綱に基づき、区・自治会、消防機関と連携し、地域における防災リーダーの育成や防災訓練の実施を通じて、区や自治会等を基本単位とする自主防災組織の結成を進めるものとする。

なお、自主防災組織の育成促進にあたっては、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力の活用を呼びかけるほか、防災資機材の整備拡充を促進するため、大網白里市自主防災組織防災資機材整備補助金等の活用を周知することとする。

#### (2) 自主防災組織の活動

##### ① 地区防災計画

自主防災組織は災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、本市の一定の地区内の居住

者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

## ② 平常時の活動

### ア 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的な活動を行うために、地域住民に対して防災に関する正確な知識の普及に努める。

## ③ 災害時の活動

### ア 情報の収集伝達

責任者による情報の収集及び住民への指示、防災関係機関への連絡、出動要請等を行う。

### イ 初期消火等の応急措置

初期消火、救出救護等の初期応急活動を実施する。

### ウ 避難誘導、救出救護の実施及び協力

市、警察、消防等の避難措置実施者と連携を図り、避難行動要支援者を優先とし、安全に避難地に誘導し且つ救出救護の実施及び協力を行う。

### エ 炊出し及び救援物資の配布

「災害時における避難所運営の手引き」（平成29年7月 千葉県）に基づき、避難所は原則として区・自治会及び自主防災組織の代表からなる避難所運営委員会によって自主運営される。このため、自主防災組織は避難所運営委員会のもと、避難所及び避難場所において、炊出しや救援物資の配布に協力するものとする。

なお、避難所運営委員会の設置の有無にかかわらず当該活動は実施されるものとする。

## 2 事業所防災組織の強化

### (1) 防火・防災管理体制の強化

消防法第8条で規定される学校、病院、大規模小売店の他、多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設の管理について権原を有する者は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検および整備等を行うことになっていることから、山武郡市広域行政組合消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を必要に応じ指導する。

また、山武郡市広域行政組合消防本部は、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防火管理体制については、共同防火管理体制が確立されるとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防火管理体制がとれるよう必要に応じ指導する。

### (2) 危険物施設および高圧ガス施設等の防災組織の育成強化

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから事業所の自主防災体制の強化および相互間の応援体制を確立する。

消防機関は危険物施設等の所有者・管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう必要に応じ指導する。

### 3 防災訓練

#### (1) 総合防災訓練

災害時に円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、大規模地震等の発生を想定して、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立に重点を置き、総合防災訓練を実施する。訓練は、実効性が高くなるよう、訓練参加者が災害想定を共有した上で、目標を定め、災害想定に対応した初動に重点を置き、実践的に行うものとする。

#### (2) 個別防災訓練

市の各部署単位に、参集・配備訓練、避難訓練、非常通信訓練等、応急対策における実践的な訓練を実施する。

訓練では、災害想定を共有し、それぞれの部署において目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

##### ① 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）を実施する。

##### ② 消防訓練

消防機関は、大規模地震災害に対応した必要な訓練を実施する。

##### ③ 個別活動訓練

学校、幼稚園、保育所で行う児童・生徒及び園児の避難訓練や各施設での消火訓練等とともに、市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練等を実施する。

また、安全かつ迅速な避難ができるように、各施設ごとに避難マニュアルの策定に努める。

### 4 地区防災計画

災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者等から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案(以下「計画提案」という。)が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

### 5 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解するため、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけることなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

## 第3 防災広報

### 1 防災広報

市及び関係機関は、地域全体(地域コミュニティ)の理解・協力のもと、幼少期からの防災教育、過去の地震災害教訓の伝承、自主防災活動への参加等を促進し、防災知識の普及と啓発に努める。

なお、広報資料の作成にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者へ配慮し、わかりやすい資料の作成に努める。

#### ■防災教育、広報内容と手段

広報紙等	防災ハンドブック、パンフレット等を作成するとともに、ホームページ等インターネットによる防災に関する啓発を行う。また、「ハザードマップ」等を活用して防災知識の普及に努める。
報道機関による普及・協力	各種報道機関に対し、防災資料を提供して、防災に関する正しい知識の普及についての協力を依頼し、「緊急警報放送」についても必要な場合には協力を依頼する。
DVD、パネル等による普及	防災関係のDVDやパネルを作成し、又は購入し、集会等で上映する。
講演会	本市では歴史地震(例 元禄地震)により300人を超える溺死者を出していることから、研究者等による講演を通して市民へ啓発を図る。
集会等	地域住民の集会、座談会、防災訓練および防災用品の展示会の開催等の機会において防災知識の普及を図る。
学校教育による普及	学年別の防災知識の手引きを作成・配布し、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等を普及する。
出前講座	自助・共助の大切さ、自主防災組織の結成や活動についての説明および市の防災対策や家庭・地域での防災対策について説明する。

## 第2節 地盤災害の予防

項 目		担 当
第1 土砂災害危険箇所等への対策	1 土砂災害危険箇所の調査把握	山武土木事務所、建設課、安全対策課
	2 土砂災害警戒区域等の指定と公表	山武土木事務所、建設課、安全対策課
第2 土砂災害警戒区域等の指定基準	1 土砂災害警戒区域等の指定基準	山武土木事務所、建設課、安全対策課
第3 急傾斜地への対策	1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	山武土木事務所、建設課、安全対策課
	2 急傾斜地対策の実施	山武土木事務所、建設課、安全対策課
	3 指定区域に含まれない急傾斜地への対策	山武土木事務所、建設課、安全対策課
第4 山地災害対策		千葉県北部林業事務所、農業振興課、安全対策課
第5地盤の液状化対策	1 液状化対策の推進	建設課、都市整備課、下水道課、ガス事業課
	2 ライフライン施設等の液状化対策	山武都市広域水道企業団、下水道課、建設課、山武土木事務所
	3 液状化対策の広報・周知	都市整備課
第6 地盤沈下への対策	1 地盤沈下の防止	地域づくり課
第7 ため池の防災対策	1 ため池施設の安全化	山武農業事務所
	2 ハザードマップの作成と周知	農業振興課

### 第1 土砂災害危険箇所等への対策

#### 1 土砂災害危険箇所の調査把握

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある土地、または当該土地のうち建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等を調査する。

市は、県と協力して土砂災害危険箇所等の把握に努めることとする。

## 2 土砂災害警戒区域等の指定と公表

県は、急傾斜地における崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる土地の区域を、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定することができる。

この「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」を指定するときは、関係のある市町村の長の意見を聴き、国土交通省令で定めるところにより指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示し、公示された事項を記載した図書を市町村が一般向けに縦覧するものである。

また、市は、指定された警戒区域を地域防災計画へ掲載するとともに、警戒区域における円滑な避難を確保するうえで必要な避難場所や避難所、周知方法等についてハザードマップ等により周知を行うほか、当該警戒区域における開発規制や移転等の対応を県と協力して行うものとする。

## 第2 土砂災害警戒区域等の指定基準

### 1 土砂災害警戒区域等の指定基準

「土砂災害警戒区域」は、急傾斜地における崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いたうえで指定することができるものとされているものである。

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じる住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の意見を聴いたうえで指定することができるものとされているものである。

#### 土砂災害警戒区域の指定基準

- ①傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ②急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ③急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

## 第3 急傾斜地への対策

### 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）」第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に適合する地域について、市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定を行う。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法に基づいて、県知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為の禁止若しくは制限を行う区域のことをいう。

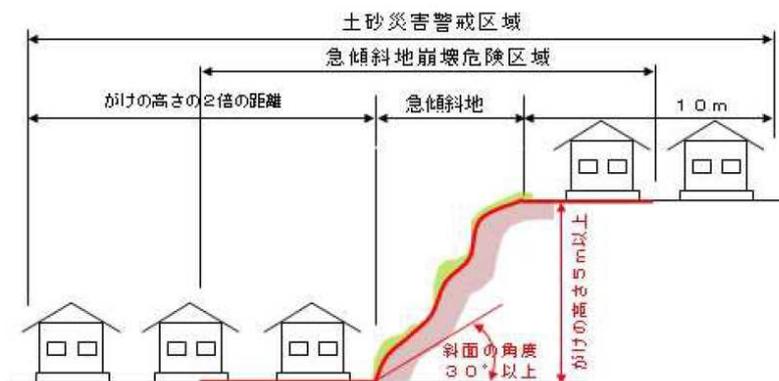
#### 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

急傾斜地法第3条の規定による指定基準は次のとおり。

- ① 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの。

(建河砂発第54号 昭和44年8月25日 建設省河川局通達)

#### 急傾斜地崩壊危険区域指定範囲



### 2 急傾斜地対策の実施

県は、「急傾斜地崩壊危険区域」における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき、当該急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発する行為の一定の制限や土地の保全に係る必要な措置の勧告、崩壊防止のための必要な措置や改善を命ずることとする。

### 3 指定区域に含まれない急傾斜地への対策

市は、指定区域に含まれていない急傾斜地の崩壊防止のための措置を必要とするときは、急傾斜地崩壊危険区域指定基準に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を県へ要請することとする。

なお、市は、指定基準に満たない急傾斜地について、その土地の所有者等の要望が整理されている場合で、且つ災害関連地域防災がけ崩れ対策事業などが活用できるときは、急傾斜地崩壊防止工事等の必要な措置を検討するものとする。

## 第4 山地災害対策

---

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施するとしている。

市では、山腹崩壊危険地区が餅ノ木や金谷郷地区などに指定されており、市ホームページで周知を図っている。

## 第5 地盤の液状化対策

---

平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内で東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じた。

市内においては、液状化による大きな被害は少なかったものの、液状化のおそれがある低地部は市内の広範囲に広がっている。このため、以下のような液状化対策を推進していく。

### 1 液状化対策の推進

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設は、その機能の維持や早期復旧・復興が、住民の生活や地域全体の復旧・復興にも大きく影響する。このため、九都県市における共同研究成果や公共工事等で使用される工法等を考慮した、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化に強い施設づくりの検討や推進を図る。

なお、市民の生活や地域全体の復旧に大きく影響するライフラインの液状化被害について、市民に対する知識の普及に努めることとする。

### 2 ライフライン施設等の液状化対策

#### (1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 下水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する耐震化等の対策を適切に実施する。

(3) 道路橋梁

地盤の液状化による道路等の被害を最小限のものにするため、新設される幹線道路については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度が高いと判定された箇所より液状化対策等を実施する。

### 3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化マップや揺れやすさマップの広報・周知

市が作成した地震ハザードマップの「揺れやすさマップ」や「液状化危険度マップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかることになる。

このため、住民には、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、「液状化危険度マップ」を参考に、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑制する表層地盤改良や不同沈下を抑制する基礎形式を採用するよう広報・啓発する。

## 第6 地盤沈下への対策

---

地盤沈下の多くは、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じている。なお、一度沈下した地盤はもとには戻らず、沈下量は年々積算されていくことから、年間の沈下量がわずかであっても、長期的には建造物の損壊や洪水時の浸水増大などの被害をもたらす危険性を有しているため地盤沈下防止対策は必要とされているところである。

なお、環境省の地盤沈下に係る対策は、地下水採取規制等、地盤沈下防止等対策要綱の制定、地盤沈下の監視・測定、地盤沈下対策事業、情報提供による地盤沈下防止の意識啓発を挙げている。

### 1 地盤沈下の防止

千葉県の対策は、地下水の採取規制として、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施しているほか、地盤沈下・地下水位観測井による監視、天然ガスカン水汲上げ対策、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導等を実施している。

このうち、本市に関わる「天然ガスカン水汲上げ対策」について、天然ガスカン水汲上げによる地盤沈下を防止するために、千葉県では、地盤沈下の防止に関する協定及び細目協定に基づく天然ガスカン水地上排水量の削減及び地下還元等の指導を実施するとともに、自主規制等の促進のほか、新たな天然ガス井戸開発計画では、「天然ガス井戸設置基準」に基づき適正な開発を行うよう指導を行っている。

#### ■天然ガス井戸設置基準に基づく指導内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①市街地（都市計画法第7条による市街化区域）を除く区域</li><li>② 海岸線からの距離が500mの範囲を除く区域</li><li>③ 標高5m以上の区域</li><li>④ 公共建築物からの距離が250m以上の区域</li><li>⑤ 年間地盤沈下量がおおむね2cm以内の区域</li><li>⑥ 上ガスにより農作物等に被害が発生しないと認められる区域</li></ul> |
|---|

## 第7 ため池の防災対策

---

### 1 ため池施設の安全対策化

千葉県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとしている。

### 2 ハザードマップの周知

市は防災重点ため池に選定された小中池及び前島池のハザードマップについて、住民及び関係者に周知するものとする。

## 第3節 都市の防災力の強化

項 目		担 当
第1 市街地の整備	1 都市計画の推進	都市整備課
	2 土地区画整理事業の推進	都市整備課
	3 建築物の防災機能の強化	都市整備課
第2 道路・橋梁の整備	1 道路の整備	建設課、都市整備課
	2 橋梁の整備	建設課、山武土木事務所
第3 ライフライン施設等の整備	1 下水道施設の整備	下水道課
	2 ガス施設の整備	ガス事業課、LPガス販売事業者等
	3 上水道施設の整備	山武郡市広域水道企業団
	4 電気施設の整備	東京電力パワーグリッド株式会社
	5 電話施設の整備	東日本電信電話株式会社
	6 鉄道施設の耐震化	東日本旅客鉄道株式会社
	7 危険物施設の整備	山武郡市広域行政組合消防本部
第4 防災空間の確保	1 緑地の保全	都市整備課、農業振興課
	2 都市公園の整備	都市整備課
第5 建築物等の耐震化・不燃化	1 建築物の耐震化	都市整備課
	2 建築物の不燃化	都市整備課
第6 火災の予防	1 出火防止措置	山武郡市広域行政組合消防本部
	2 初期消火の指導	山武郡市広域行政組合消防本部
第7 空き家対策	1 空き家対策	地域づくり課

# 第1 市街地の整備

---

市は、被害を最小限にとどめることができるよう、「大網白里市都市マスタープラン」に基づき、次のような市街地の整備を進める。

## 1 都市計画の推進

都市計画は、都市基盤や生活基盤施設の整備を行い、良好な生活空間の形成を目指すものであるが、それによって、災害による被害を最小限に食い止めることができる。そこで、都市計画を防災的視点でとらえ、開発行為、都市施設、建築物等の整備、誘導を推進する。

## 2 土地区画整理事業の推進

道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を一体的に進め、避難路や延焼遮断空間の確保など防災性の向上を図り、安全な市街地形成をめざし土地区画整理事業を推進する。

## 3 建築物の防災機能の強化

防災備蓄倉庫や防火水槽、受水槽への緊急遮断弁、地震対応エレベーターの設置について啓発を図るとともに、公共建築物においては設計段階から防災機能を考慮に入れた設計とする。

## 第2 道路・橋梁の整備

---

### 1 道路の整備

#### (1) 幹線道路の整備

広域的な交通ネットワークを形成することは、災害時に救助・救援活動、物資輸送など緊急輸送道路としても有効である。そこで、本市と他地域とを結ぶ国道、主要地方道、県道等の整備を促進する。また、大網地区と白里地区を結ぶ主要地方道山田台大網白里線の整備も促進するよう県に要請する。

#### (2) 都市計画道路の整備

避難路、救助・救急活動、救援物資輸送、延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を促進する。

#### (3) 生活道路の整備

生活道路は、身近な生活圏において災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。建設課及び都市整備課は、幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ、幅員の狭い道路の解消、排水不良の解消等、道路の整備、維持・管理を推進する。

#### (4) 災害時における道路埋設施設の機能確保と避難路機能の確保

日常生活に必要な水道・下水道・電気・ガス等のライフライン施設は、多くが道路の地下に埋設されている。災害時にこれらのライフライン機能を確保するために、道路埋設施設に対する液状化対策や地盤改良等に係る指導をするとともに、耐震性の高い施設への更新を進める。また、これにより、当該道路の避難路機能を確保する。

### 2 橋梁の整備

建設課及び山武土木事務所は、災害時の緊急輸送を確保するために、新たな耐震設計手法が確立されるまでの間は、兵庫県南部地震に伴い国土交通省から通知のあった「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置」に基づき、緊急度の高い橋梁から順次橋梁の点検を実施し、地震による地震動・液状化等の安全性に配慮した橋梁の補強を促進する。

特に、主要地方道山田台大網白里線の下ヶ傍示橋については、避難路及び物資輸送路として重要な施設であり、耐震化を促進する。

## 第3 ライフライン施設等の整備

---

### 1 下水道施設の整備

下水道課は、ポンプ場および処理場内の重要施設について、老朽施設の改修等により耐震化を進めることにより、災害が発生しても稼働の継続を可能とする施設整備を図るものとする。

また、日常の点検により危険箇所を早期発見し、補修により施設の維持管理に努める。

### 2 ガス施設の整備

#### (1) 市営ガス

ガス設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準および日本ガス協会基準に基づいており、ガス事業課はこれらに基づき、次に挙げる予防対策を推進する。

- ① 供給所に設置する設備については、その重要性に応じ合理的かつ総合的に耐震性を確保する。また、耐震性の維持を図るため、定期的な点検や補修を行う。
- ② 供給所においては、緊急措置が適切に行えるよう検知警報設備、緊急警報設備、緊急停止設備、保安防災設備、連絡通信設備、保安電力設備等の緊急対策に必要な設備を保有し整備する。
- ③ ガス導管については、最高使用圧力に応じた耐震設計指針に基づき、耐震設計を行う。既設のガス導管は、設備の重要度、地形・地盤条件、被害発生時の社会的影響度等を勘案し必要に応じて耐震性の向上を図る。
- ④ 供給停止判断の情報となる地震計や災害時に有効な情報通信機器等を平常時から整備する。

#### (2) LPガス（液化石油ガス）

##### ① LPガス販売事業者における安全対策

LPガス販売事業者は、災害が発生した時も一般消費者等の保安を確保する重要な責務を有しており、且つ自らの安全確保が重要となる。したがって、必要に応じ事務所及び容器置場の耐震診断を行い、耐震化を促進するとともに、事務所内の備品類の転倒防止と容器置場内の容器の転倒防止措置を講じることが望まれる。併せて、電子機器や台帳類の保管場所等についても、水害対策等を講じることが望まれる。

##### ② 一般消費者等に対する安全対策

LPガス販売事業者は、一般消費者等に対する安全対策を講じる。

LPガス設備が地震時に受ける被害の多くは容器が転倒又は傾斜した時に大きな荷重が容器周辺の機器類又は供給管・配管等に加わり、これらの機器又は供給管・配管等が破損することである。

このため、地震時の被害を最小限とするための対策として、まず容器の転倒防止対策を講じるとともに容器が傾斜した時に加わる荷重に周辺の機器又は供給管・配管が耐えられるよう固定又は補強することが重要である。更に容器周り以外の供給管・配管材料についても耐震性を考慮した可とう性のある材料を採用するなどの対策が重要である。

### 3 上水道施設の整備

地震時には、地盤の液状化等によって低地での埋設管の被害により断水が発生することが予測される。このため、山武郡市広域水道企業団は、施設の耐震化等の予防対策を推進する他、停電対策や応急給水に必要な対策等を推進する。

#### ■上水道施設の災害対策

- |                      |
|----------------------|
| ①石綿セメント管の耐震性素材への取り換え |
| ②緊急時給水拠点の確保          |
| ③緊急遮断弁の設置            |
| ④緊急連絡管の整備            |

また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

### 4 電気施設の整備

#### (1) 災害予防計画目標

東京電力パワーグリッド株式会社は、建物については建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む)についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度を災害予防計画目標とする。

#### (2) 防災施設の現況

##### ① 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は、水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

##### ② 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では、154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

##### ア 配電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。また、地盤軟弱箇所(液状化地域等)における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行っている。

##### イ 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を設置している。

### (3) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

## 5 電話施設の整備

東日本電信電話株式会社は、次にあげる予防対策を推進する。

### ■電話施設の安全対策

施設の種類	整備目標
①建物設備	・建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(弱・強)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。
②局外設備	・管路の接続には、離脱防止継手等を使用して耐震性を高める。 ・構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。 ・耐震性の高い中口径管路の導入を促進する。
③線路設備	・中継ケーブル網設備の2ルート化および地中化を推進する。 ・幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路、とう洞に收容し、設備の耐震強化を図る。 ・共同溝の整備について検討する。
④局内設備	・交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。 ・通信設備の周辺装置(パソコン等)については転倒防止措置を実施する。
⑤その他	・震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

## 6 鉄道施設の耐震化(東日本旅客鉄道株式会社)

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき、以下の通り鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

### (1) 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるため、耐震列車防護装置整備の改良を行う。

### (2) 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

### (3) 安全確保と体制整備

阪神・淡路大震災と同規模の地震の発生に対応するため、利用者の安全確保と救助を最優先とした、列車の停止、避難、誘導、消火、指揮命令系統の早期確立、被害状況の把握等の体制整備を実施する。また、これらの体制が地震発生時に円滑に機能するように、マニュアルの整備及び総合防災訓練を実施する。

## 7 危険物施設の整備

### (1) 高圧ガス施設・プロパンガス施設

高圧ガス貯槽に緊急遮断弁を付設する。また、施設の耐震診断および補強等を行い、次にあげる災害の防止策を強化する。

#### ■高圧ガス施設等の安全対策

高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ(設備編)に適合させる。

### (2) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、下記の対策を実施し、不測の事態に対応した防災体制を整える。

#### ① 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐために変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ウ 防火塀等の倒壊防止のため、配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- エ 停電等に際しても、設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を整える。
- オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

#### ② 保安体制面の対策

- ア 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- イ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認について明確化するとともに従業員への周知を徹底する。
- ウ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化にする。

### (3) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

山武郡市広域行政組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設については、下記の対策を実施し、不測の事態に対応した防災体制を整える。

#### ① 設備面の対策

- ア 消防機関は、無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いにおける技術上の基準を遵守するよう強力に指導を行う。

イ 少量危険物施設は、地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

② 保安体制面の対策

ア 県及び消防機関は、タンクの元弁、注入口の弁及びふたについて、危険物の出し入れ以外は閉鎖するように指導する。

イ 県及び消防機関は、地震後の異常の確認の実施及び措置について指導する。

ウ 県及び消防機関は、定期的自主検査の完全実施を指導する。

(4) 火薬類関係施設

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

ア 地すべり防止区域や津波浸水予測区域に火薬庫を設置しないよう指導する。

イ 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。

エ 応急消火設備を設置するよう指導する。

オ 延焼防止対策を施すよう指導する。

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(5) 毒劇物取扱施設

現在、毒物および劇物取締法、同施行令および同規則において毒物劇物の廃棄(法第15条の2、同施行令第40条)と事故の際の措置(法第16条の2)が規定されている。また、設備については登録基準(法第5条、同規則第4条の4)の規則、運搬についても技術上の基準等(法第16条、同施行令第40条の2)が規定されている。

県では保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけ、毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を進めている。

市は県と協力しながら毒劇物取扱施設の安全対策の推進に努める。

## 第4 防災空間の確保

---

### 1 緑地の保全

大網白里市緑の基本計画に基づき、市街地の貴重な緑地を保全するとともに、公共公益施設、民間施設の緑化に努める。

### 2 都市公園の整備

都市公園は住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に震災時における避難所等、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。そこで、緑のマスタープランに基づき、計画的な公園整備を進めるとともに、火に強い樹木の植栽を行い防災効果の高い公園を整備する。

## 第5 建築物等の耐震化・不燃化

### 1 建築物の耐震化

市は、地震による建築物の被害を未然に防ぐとともに、住民の生命・財産を守るために、平成23年5月に大網白里市耐震改修促進計画を策定、令和3年3月に改定を行っている。同計画では、耐震化の現状と目標を次の通り定めている。

#### ■耐震化の現状と目標

区分	耐震化の現状	耐震改修等の目標
住宅	耐震化率：約89% (住宅戸数は全体で17,750戸、うち、耐震性の不足するものが1,880戸)	死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、令和7年度における耐震化率の目標は95%とする。
特定建築物※ (市有)	耐震化率：100.0% (市の特定建築物は全体で34棟、うち、耐震性が不足していた11棟は、耐震補強等を実施したことから、耐震化率100%となった。)	
(民間)	耐震化率：100% (民間の特定建築物は13棟ですべてが耐震性を有している)	

※不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物（庁舎、病院、学校、事務所、店舗など）

#### (1) 耐震改修等の目標の設定

##### ① 市有建築物

災害時において庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなる。そのため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、重要度や用途に応じた耐震性能の向上に努める。

#### ■耐震化の整備目標

整備目標	住宅：令和7年度における耐震化率の目標は95%とし、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消させる。 庁舎：防災拠点施設としての機能確保の観点からIs値0.75以上を目指し改修を行う。
------	---

② 民間建築物

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、市は、これをできる限り支援するという観点から、本計画に基づき、住宅の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、目標とする耐震化率の達成を目指す。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路（重点道路）

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、地震災害時の救援、復旧・復興、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、応急活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとする。

■地震発生時に通行を確保すべき道路

定義等		県の緊急輸送道路	市の緊急輸送道路
緊急輸送道路	「大網白里市地域防災計画」において、地震発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された道路	1次路線：首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道128号 2次路線：主要地方道飯岡一宮線、主要地方道千葉大網線	主要地方道千葉・大網線 主要地方道山田台大網白里線

④ 地震時の建築物の安全対策

エレベーターの閉じ込め対策、各種落下物対策、ブロック塀等の対策推進、天井等の崩落防止対策等について、市は県と連携して対応する。

⑤ 啓発及び知識の普及に関する事項

市は平成23年度に作成した地震ハザードマップの周知、相談体制の整備及び情報提供の充実を図るとともに、建築物の所有者等に対して、適切かつ幅広い改修・補強方法の提示等を要請する。

また、パンフレットの配布等や耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を行う。

⑥ 所管行政庁との連携に関する事項

市は県が行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等、建築基準法に基づく勧告、命令等について、県と連携して対応する。

⑦ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

市は建築関係団体と情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとする。

## 2 建築物の不燃化

### (1) 建築物の防火規制

市は、市街地における火災の危険を防除するための地域として、防火地域又は準防火地域を定めており、防火地域2.4ha、準防火地域7.7haを指定している。（令和3年1月1日現在）

この防火地域及び準防火地域の指定に基づき、市は、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

## 第6 火災の予防

---

### 1 出火防止措置

#### (1) 一般家庭に対する指導

山武郡市広域行政組合消防本部(以下本頁「消防本部」)は、区・自治会、自主防災組織等を通じて家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及および取扱い方法を指導するとともに「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の出火防止知識の高揚・指導を行い、地震時の心得の普及および徹底を図る。

また、市及び消防本部は、住家において住宅用火災警報器の設置が義務づけられていることの周知と、感電ブレーカの普及を図る。

#### (2) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、山林や不特定多数の利用する建造物などの、火災が発生した場合、甚大な被害が生じると考えられる防火対象物について地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう防火管理者の指導を強化する。

#### (3) 予防査察の指導強化

消防本部は、消防法第4条の規定による立入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、地域の状況の把握に努めるとともに火災発生危険の排除に努める。

#### (4) 危険物施設の所有者、管理者に対する指導

消防法第13条第1項第1条の規定に基づき、危険物保安監督者は、危険物等による災害発生時の自営消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えるものとする。

また、同法第16条の5の規定により、消防本部は立ち入り検査と災害予防上の指導、助言を必要に応じ実施する。

火災予防条例による少量危険物、指定可燃物等の管理および取扱いについては、所有者、管理者に対する助言、指導を必要に応じて行う。

#### (5) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入り検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

#### (6) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的運用を図る。

#### (7) 消防支援体制の強化

消防本部は、消防相互応援協定に基づいた支援体制の強化を図る。

### 2 初期消火の指導

消防関係機関は、地震火災による延焼拡大を防止するために、消火器具設置の奨励、初期消火訓練、広報による周知等により住民や自主防災組織による初期消火の指導に努める。

## 第7 空き家対策

---

### 1 空き家対策

地域内に所在する空き家（建物その他の工作物）は、所有者の責任において、地震による倒壊や火災等を未然に防止するための措置を講ずるものとする。

市民から空き家が危険な状態である旨の通報があった場合は、市が空き家の所有者等の所在、危険状態の程度等を調査の上、所有者等に対し、必要な措置について、助言・指導・勧告する。

## 第4節 防災拠点施設等の整備

項 目	担 当	
第1 防災拠点施設の整備	1 防災拠点の確保	安全対策課、財政課
	2 防災拠点施設の整備	安全対策課
	3. 避難所等の整備	安全対策課
第2 消防力の整備	1 消防資機材の整備	安全対策課
	2 消防水利の整備	安全対策課
	3 救助・救急体制の整備	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団
	4 消防団の強化	安全対策課、消防団
	5 初期消火	安全対策課

### 第1 防災拠点施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害時における様々な応急活動が的確に実施できるような防災拠点施設の整備が重要である。

市は、県と連携して「千葉県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、その計画的な整備に努めている（本計画については令和2年度でいったん終了し、令和3年以降新たに「千葉県地震防災緊急事業五箇年計画」の再策定を行う予定）。

#### 1 防災拠点の確保

災害時における様々な応急活動に対処するために、以下の防災拠点を確保する。

##### ■防災拠点の確保

機 能	拠 点 施 設
災害対策本部	市庁舎
医療拠点	市立大網病院
緊急消防援助隊	大網東小学校（グラウンド及び校舎）、北今泉多目的広場
自衛隊活動拠点	市運動広場、北今泉多目的広場
応急仮設住宅候補地	季美の森多目的広場、市運動広場
物資集積拠点	中央公民館、大網白里アリーナ、避難所として利用していない小中学校体育館、JA倉庫、民間倉庫 等
災害廃棄物の仮置場候補地	市営野球場、多目的広場（季美の森広場）、運動広場、大網白里アリーナ北東駐車場、旧大網小学校、浄化センター、みどりが丘市有地
遺体安置所及び検案所等	青少年研修センター

## 2 防災拠点施設の整備

市は、災害対策本部（災害警戒本部）を設置する市庁舎をはじめ、各防災拠点施設が拠点としての機能を発揮できるよう計画的に整備するものとする。

なお、山武郡市広域行政組合消防本部は、常備消防における消防庁舎の機能充実、耐震化等を図るため、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」に基づき、防災拠点施設の整備を行うものとし、南消防署白里出張所は、津波浸水想定区域内に位置するため、津波浸水想定区域外に整備し、令和4年3月に移転した。

## 3 避難所等の整備

市は、住民が、安全に避難できるようにするため、避難所及び避難場所、避難路等の整備を図る。さらに、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底や避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じる。また災害時におけるヘリコプターの有効な活用のため、緊急時の離発着場の確保に努める。

なお、地震、津波、土砂災害、洪水などで使用できる避難場所等に違いがあるため、市が作成した各種ハザードマップによる防災情報の提供や防災教育、避難訓練等の機会を通じ、避難場所等の定義や所在地、災害種別ごとの避難場所等の周知に努めることとする。（避難場所等一覧は「地震対策編 第3章 災害応急対策 第6節 地震避難対策 第1 避難場所等の指定及び定義」参照）

## 第2 消防力の整備

市は、山武郡市広域行政組合消防本部と連携した消防力の整備に努めるとともに、市有施設の利用など有事の際の効果的な協力体制を構築する。

### 1 消防資機材の整備

市は、市街地の拡大や人口の変動に合わせて、市消防団における消防車両、機庫、装備、資機材等について、状況に応じて適宜更新を行うものとする。なお、「消防防災施設強化事業補助金（平成19年4月1日施行）に該当する事業は、当該補助金の活用を検討することとする。

また、山武郡市広域行政組合消防本部は、常備消防における消防車両の適切な配置を図るため、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき、消防車両の計画的整備を行うものとする。

### 2 消防水利の整備

地震災害時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下に陥るおそれがあることから、耐震性を有する防火水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

### 3 救助・救急体制の整備

山武郡市広域行政組合消防本部は、消防吏員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県医療情報システム等をもとに、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

### 4 消防団の強化

消防団は、地震災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

なお、消防団員の安全確保のため、教育訓練や中継訓練等を実施する他、住民に対し消防団活動への参加を呼びかけるなど、消防団活動の活性化を図ることとする。

#### ■消防団員の確保のため市の留意すべき次項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①消防団に関する住民意識の高揚</li><li>②処遇の改善</li><li>③消防団の施設・装備の改善</li><li>④女性消防団員の積極的確保、能力活用等</li><li>⑤機能別団員・分団の採用の推進</li><li>⑥災害時における消防団員の安全確保体制の整備</li></ul> |
|---|

## 5 初期消火

安全対策課は、山武郡市広域行政組合消防本部と連携し家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民や事業所に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織や自営消防組織の育成を指導する。

## 第5節 通信体制の整備

項 目		担 当
第1 情報通信体制の整備		安全対策課 山武郡市広域行政組合消防本部
第2 情報通信体制の整備	1 災害時優先電話	安全対策課
	2 災害時における他機関の通信設備利用	安全対策課
	3 災害時における放送及び緊急警報放送の協力要請	安全対策課
	4 アマチュア無線通信の活用	安全対策課
	5 タクシー会社等が管理する業務用無線の活用	安全対策課
	6 千葉県震度情報ネットワークシステムの活用	安全対策課
	7 情報通信設備の冗長性確保	総務課、安全対策課、秘書広報課、財政課
	8 緊急速報メールの活用	安全対策課
	9 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保	財政課、総務課、安全対策課

# 第1 情報通信体制の整備

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線固定系及び移動系等の通信施設の整備及び維持管理に努めるとともに、被災した場合の早期復旧・復興策について対策を講じておくものとする。

## ■実施済みの通信機器の強化対策

### ①防災行政無線のデジタル化等

#### 【同報系】

- ・同報系防災行政無線デジタル方式への更新
- ・屋外拡声子局のデジタル方式への更新
- ・屋外拡声子局のバッテリー容量改善
- ・屋外拡声子局の改修(スピーカー増設、方向調整)
- ・屋外拡声子局の増設(北今泉南浜戸)
- ・白里小学校への再送信子局設置(1箇所)

#### 【移動系】

- ・移動系防災行政無線デジタル方式の新設

### ②市消防団デジタル簡易無線機新設

- ・市消防団車両へのデジタル簡易無線機の導入

### ③J-ALERT(全国瞬時警報システム)の運用開始

### ④一斉通報メールの導入

#### 【緊急速報メールの導入】

- ・住民の生命に関わる緊急性の高い情報を、大網白里市周辺の携帯電話(メール対応端末緊急速報メール対応端末)へ配信するため、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する「エリアメール」やKDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイルが提供する「緊急速報メール」を導入。

#### 【メール配信システムの導入】

- ・職員の参集指示や災害情報の提供をメールで行えるよう、メール配信システムを導入。
- ・令和3年度よりメール・Yahoo!防災速報・FAXの一斉配信サービスを開始。

## ■整備予定の通信体制

### 消防通信体制の整備

- ・災害時の消防機関における連絡システムの確保をより確実にするため、消防防災情報通信施設の整備、連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新整備、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

## 第2 情報通信体制の整備

---

市、県および防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の強化に努める。

### 1 災害時優先電話

災害時に一般電話が発信規制等によりつながりにくい状態となったとき、発信のみ優先扱いとなる災害時優先電話を有効に活用できるよう、「設置場所」や「発信方法」などについて情報共有する。

#### ■市役所庁舎の災害時優先電話設置箇所

市長室、総務課、安全対策課、建設課

※市役所庁舎において災害時優先電話機能を使用して発信するときは、「外線キー24番」を押してから発信すること

#### ■出先機関の災害時優先電話設置箇所

白里公民館、中部コミュニティセンター、中央公民館

### 2 災害時における他機関の通信設備利用

災害対策基本法第57条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう、必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の協力体制について検討を行う。

警察署、国土交通省関係機関、気象官署、日本赤十字社千葉県支部、東京電力パワーグリッド(株)、消防署、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)

### 3 災害時における放送及び緊急警報放送の協力要請

各種報道機関に対し、防災資料を提供して、防災に関する正しい知識の普及についての協力を依頼し、「緊急警報放送」についても必要な場合には協力を依頼する。

### 4 アマチュア無線通信の活用

近隣のアマチュア無線団体等と災害時の情報収集、伝達等の協力体制を協議し、無線通信訓練等を実施する。

### 5 タクシー会社等が管理する業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線の活用について、関係団体との協定の検討を行う。

タクシー無線(タクシー協会等)、MCA無線(トラック協会等)

## 6 千葉県震度情報ネットワークシステムの活用

県は、地震災害時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、千葉県の86地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

平成8年度に「千葉県震度情報ネットワーク」整備事業により、本市に計測震度計が設置されたことから、地震発生時には、その計測震度を基準とした災害対策本部の設置や初動対応を行うこととする。

## 7 情報通信設備の冗長性確保

情報通信設備の冗長性確保とは、緊急速報メールやホームページなど、避難勧告や避難所の開設情報、被害状況等の災害情報の伝達に必要な情報通信機器だけではなく、被災した人々の生活再建支援に必要な行政サービスを円滑に実施するための、全庁ネットワークや各課等が所管する主要な業務システムの冗長性確保も意味している。

このため、情報通信設備を扱う各課等においては、平常時に限定した情報通信設備の運用に捉われることなく、災害時を見据えた設備の強化や災害時の運用方法等を整理することとする。

## 8 緊急速報メールの活用

緊急速報メールとは、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)の携帯通信事業者が提供する一斉メール配信サービスで、情報を発信する自治体の周辺に存在する緊急速報メールに対応した携帯電話等対し、生命に関わる緊急性の高い情報を送信することができる。

なお、本市は、当該緊急速報メールのサービスに加入しており、防災行政無線によるサイレンや音声情報の伝達に加え、緊急速報メールによる文字情報の伝達が可能となっている。

この緊急速報メールで送付できる内容は、携帯通信事業者の利用規約に基づく配信可能項目に該当する内容に限定されることや、1回で送信できる文字数に制限があることから、事前に災害の規模等に応じた配信すべき情報を整理し、適切な運用が行えるよう準備することとする。

## 9 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保

停電が長期にわたった場合等を考慮し、災害による長期停電時あるいは計画停電時における情報伝達手段を検討し、非常用電源（発電機、燃料）の確保や、連絡要員・自転車など、電気がなくとも使用できる代替伝達の整備等に努める。

また、被災によるデータ消失を防ぐため、行政データ継続利用体制及び早期復旧体制の構築を図る。

## 第6節 ボランティア活動体制の整備

項 目		担 当
第1 ボランティア育成 体制の整備	1 ボランティア意識の啓発	市社会福祉協議会、安全対策課
	2 ボランティア活動	市社会福祉協議会
第2 ボランティアの養成		市社会福祉協議会、安全対策課、地域づくり課

### 第1 ボランティア育成体制の整備

#### 1 ボランティア意識の啓発

市社会福祉協議会は、安全対策課や関連団体と連携して、住民、住民組織等に対し、ボランティア意識の啓発に努める。特に、1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に活動を行う。また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。

あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

## 2 ボランティア活動

### (1) 活動分野

災害時のボランティアの活動分野は、専門分野と一般分野に区分される。

#### ■ボランティアの活動分野

区 分	活 動 内 容
専門分野	①救護所での医療救護活動 ②被災建築物応急危険度判定 ③被災宅地危険度判定 ④外国語の通訳、情報提供 ⑤災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ⑥被災者への心理治療 ⑦高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供 ⑧その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	①避難所の運営補助 ②炊き出し、食料等の配布 ③救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④高齢者や障がい者等、要配慮者の支援 ⑤被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦その他被災地における軽作業等

### (2) 活動が期待される対象

災害時に、ボランティアとして活動が期待される対象は以下とし、これらに積極的に協力を求めることとする。

#### ■災害時にボランティアとして活動が期待される対象

区 分	対象者・団体
個人	①被災地周辺の住民 ②被災建築物応急危険度判定士 ③被災宅地危険度判定士 ④ボランティア活動の一般分野を担う個人 ⑤その他
団体	①日本赤十字社千葉県支部大網白里市日赤奉仕団及び防災ボランティア第5ブロック協議会 ②千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 ③財団法人ちば国際コンベンションビューロー ④社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

## 第2 ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、指導的な役割を担うボランティアの育成を推進する。

### 1 研修・講習会

市社会福祉協議会は、安全対策課及び地域づくり課と連携し、研修会や講習会を通じて、ボランティアリーダー及びコーディネーターの育成に努める。

なお、県や日本赤十字社千葉県支部防災ボランティアにおいて実施しているボランティア養成の研修、講習会等は次のとおり。

#### ■県のボランティア研修・講習会等

- ①災害対策コーディネーター養成講座(県防災危機管理部)
- ②さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供(県教育庁)
- ③ボランティアコーディネーター研修(県社会福祉協議会)
- ④ボランティアの集い(公益財団法人 千葉県国際交流センター)

#### ■日本赤十字社千葉県支部のボランティア研修・講習会等

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般住民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

## 第7節 応急対策のための環境整備

項 目		担 当
第1 応急救護・医療体制の整備	1 救助・救急体制の整備	安全対策課
	2 医療体制の整備	市立国保大網病院、健康増進課、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会
第2 緊急輸送体制の整備	1 緊急輸送体制の整備	安全対策課、建設課、都市整備課
	2 物資集積拠点等の確保	安全対策課
第3 給水体制の整備	1 水の確保	山武郡市広域水道企業団、地域づくり課、安全対策課
	2 給水資器材の確保	山武郡市広域水道企業団
第4 物資供給体制の整備	1 食料、物資等の備蓄の確保	安全対策課
	2 広域による食料等の確保	安全対策課
第5 被災建築物及び宅地における二次災害の防止	1 被災建築物応急危険度判定等の実施環境整備	都市整備課
	2 住家被害認定に必要な技能講習の計画的な実施	安全対策課、税務課、市民課

# 第1 応急救護・医療体制の整備

---

## 1 救助・救急体制の整備

### (1) 住民や地域における災害時の応急対応

災害時は、防災関係機関のみならず、地域ぐるみの応急的な対応が重要である。

このため、防災関係機関は、地域住民に対する応急救護知識や技術の普及活動を通じて、地域との連携強化に努める。

### (2) 避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者の安全確保のため、市は、区・自治会に対する自主防災組織の設置や事業所における自衛消防組織の設置促進を図り、避難支援や安否確認に必要な体制整備に努める。

### (3) 市建設業協会との連携強化

地震災害は、倒壊建物の下敷きとなった者を迅速に救出する必要がある。

このため、安全対策課は、市建設業協会と締結した災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、災害時に円滑な業務の連携が図れるよう、連絡体制等の情報共有を行うこととする。

## 2 医療体制の整備

### (1) 緊急時の連携強化

市立大綱病院及び健康増進課は、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会並びに山武郡市薬剤師会等と協力して、多数の傷病者が発生した場合の医療体制について予め検討する。

- ① 医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法等
- ② 医療救護所への動員、設備の整備等
- ③ 地域災害医療対策会議を通じた医療機関等との協力体制の整備

### (2) 後方医療体制の整備

災害時における拠点となる医療機関や後方医療施設等の選定のほか、救急車やヘリコプター等による搬送体制の確保について、周辺自治体及び関係機関と協議を行う。

### (3) 医薬品・医療用資器材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資器材、防疫用資器材・薬剤を市立大綱病院等に備蓄するとともに、山武郡市薬剤師会、医薬品業者等と連携して、迅速な調達ができるようにする。

### (4) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、市立大綱病院に防災行政無線・専用回線等を配備する。また、長期の停電に備え、非常用電源や燃料等の整備・確保を充実させる。

## 第2 緊急輸送体制の整備

### 1 緊急輸送体制の整備

#### (1) 緊急輸送道路の指定

県は、災害発生時の被災者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的に、千葉県内道路を緊急輸送道路1次路線と2次路線に分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。

なお、市が指定する緊急輸送道路の指定基準及び緊急輸送道路は次のとおりである。

#### ■ 指定基準

県の指定した緊急輸送道路および市役所と、次の施設を結ぶ道路

- ①市立大網病院
- ②避難所
- ③物資集積拠点
- ④ヘリポート

#### ■ 緊急輸送道路の指定

県が指定する緊急輸送道路	1次路線：首都圏中央連絡自動車道（圏央道） 国道128号 2次路線：主要地方道飯岡一宮線 主要地方道千葉大網線
市が指定する緊急輸送道路	主要地方道千葉大網線 主要地方道山田台大網白里線

#### (2) 交通の確保体制の整備

地震発生時は、緊急輸送道路の点検や支障物件の除去の他、応急復旧、道路の通行禁止、制限など、緊急輸送道路における必要な措置について、東金警察署、自衛隊、山武郡市広域行政組合消防本部、大網白里市建設業組合等と密接な連携を図れるよう体制を整備する。

#### (3) 緊急輸送道路の周知

住民に対して自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る他、広報紙等により災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

#### (4) 輸送手段の確保

##### ① 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。

また、公用車の配備計画を事前に作成し、緊急通行車両の事前届け出手続きを行うとともに、ガソリン等の燃料確保体制を整備する。

## ② 航空輸送

交通の混乱や道路被害の発生により、車両による輸送が不可能となった場合に備えて、臨時ヘリポート予定地を予め指定するなど、ヘリコプターを使用した航空輸送の検討を行う。

なお、臨時ヘリポートを利用した航空輸送を行う際は、安全性を十分考慮することとする。

## 2 物資集積拠点等の確保

災害時に各地から集まる救援物資等を集積し配分するため、中央公民館、大網白里アリーナ又は避難所として利用していない小中学校の体育館、JA 倉庫、民間倉庫を物資集積拠点として活用する。

なお、不足する場合は、市運動広場に仮設設備を整備するなど、物資集積拠点の機能確保を図ることとする。

## 第3 給水体制の整備

---

### 1 飲用水の確保

#### (1) 拠点水源場所

山武郡市広域水道企業団は、大網配水所を拠点水源場所とし、水を確保する。

大網配水所で必要量を確保できない場合は、東金配水所等その他地域の配水所や他事業体の配水所を確保する。

#### (2) 飲料水の備蓄等

市は約4万ℓの飲料水を目標にペットボトルで備蓄している他、物資販売企業と緊急調達に係る協定を締結している。

(飲料水の備蓄目標＝想定避難者数6231人の7割×3ℓ/1人×3日分)

#### (3) 家庭における備蓄の奨励

安全対策課及び山武郡市広域水道企業団は、住民、区・自治会、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を奨励する。

### 2 給水資機材の確保

山武郡市広域水道企業団は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資器材の整備・拡充を図る。

### 3 生活用水の確保

#### (1) 防災井戸の整備

市は、小中学校、幼稚園、公民館、防災公園等26箇所に資料編のとおり、防災井戸を整備している。

#### (2) 民間井戸の活用

地域づくり課は、市内にある個人所有の井戸を確認し、災害時協力井戸として要請する。

## 第4 物資供給体制の整備

### 1 食料、物資等の備蓄の確保

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制や周辺市町村及び災害協定事業者と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

#### (1) 住民及び区・自治会の備蓄

各家庭、区・自治会は、災害時に可能な限り自力で生活できるよう、1週間程度の飲料水、食料、生活必需品を備蓄する。

また、マンション等のようにエレベーター等を使用する施設では、各階での備蓄も検討する。

#### (2) 事業所の備蓄

事業所は、災害時に可能な限り従業員等の水・食料・仮設トイレなどの備蓄に努めることとする。

#### (3) 集客施設等の備蓄

宿泊者、入院者、入所者、来客者等が多数集まる施設は、利用者や来場者保護のため、適切な待機や誘導を行うほか、水・食料等の提供に努めることとする。

#### (4) 市の備蓄

市の備蓄の対象人口は、6,231人（地震発生1日後の最大避難者「東京湾北部地震」）を基準とし、避難者及び職員の3日間程度の生活必需品の備蓄に努める。

また、備蓄物資は、避難所等の位置等を勘案した備蓄を考慮するとともに、備蓄品の管理に努める。さらに、長時間の停電等に対処するために、非常用電源や燃料等の確保を図る。

安全対策課は、災害に備えて、次の物資を備蓄する。食料等保存年数のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。

食料・生活必需品については、要配慮者、女性、高齢者、乳幼児及び食物アレルギー対策への配慮など、被災者の多用なニーズに対応できるよう、適切な備蓄を整備する。資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。

また、チェーンソーなどを備蓄するほか、道路等の支障物件となった倒木処理が円滑に行えるよう取扱い訓練を行うものとする。

#### ■市で備蓄すべき物資

飲料水、非常用食料、毛布、救急箱、担架、懐中電灯、乾電池、ラジオ、ゴミ袋、紙おむつ、生理用品、点火用具、仮設・簡易トイレ、防水シート、テント、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図、パーティション、アルコール消毒液、チェーンソー、ボール、ハンマー、スコップ、敷きマット、粉ミルク 等
---

## 2 広域による食料等の確保

### (1) 民間事業者や近隣自治体等と連携した物資の確保

大きな災害を想定し、その被害想定に応じた備蓄品の全てを一つの自治体が保有し管理することは、事実上不可能である。

このため、市は、民間事業者や近隣自治体等と物資調達に係る協定や山武郡市内の自治体間で締結した災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定などを活用し、食料・生活必需品・燃料等が確保できる体制づくりに努めることとする。

#### ■ 災害時に協定先等から確保を図る物資

飲料水、食料、粉ミルク、ほ乳びん、調味料、食器類、割りばし、食品用ラップ、衣類（下着・防寒着）、日常生活雑貨（石鹸、歯ブラシセット、洗髪用品、タオル、軍手、ビニール手袋、ゴムテープ）、衛生用品（手指消毒剤、マスク、ウェットティッシュ、食品用使い捨て手袋）、生理用品、紙おむつ、燃料、医薬品、その他備蓄物資で不足するもの

#### ■ 協定先一覧は資料編参照

### (2) 県と連携した物資の確保

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、山武地域防災備蓄倉庫（東金市油井）など、県内13箇所に分散して備蓄を行っている。（平成30年4月現在）

このため、市単独では食料や生活必需品等を確保することが困難なときは、県に対し物資の供給を要請することとする。

## 第5 被災建築物及び宅地における二次災害防止

### 1 被災建築物応急危険度判定等の実施環境整備

被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、県が中心となって被災建築物応急危険度判定士制度を整備し、判定士の認定、登録を実施している。市は耐震診断・改修の促進や応急危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、建築防災連絡協議会に参加し、活動の充実、民間建築団体との連携を強化する。

また、避難所等の判定担当者を事前に定める「大網白里市被災建築物応急危険度判定震前計画」等を策定し、当該計画に基づく応急危険度判定体制及び宅地危険度判定体制の整備や普及に努めるとともに、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

## 2 住家被害認定に必要な技能講習の計画的な実施

住家に被害を受けた被災者の生活再建には、速やかな住家被害認定の実施と罹災証明書の発行が不可欠である。

このため、安全対策課、税務課及び市民課においては、住家被害認定に必要な一定の知識や技能を習得するため、講習会等を開催するほか、被害認定に必要となる用具や所有者情報等の確保に向け、事前の準備を行うこととする。

なお、住家被害に伴う税の猶予や減免等の措置については、過去の災害対応だけではなく、社会情勢や近隣自治体の対応を考慮して適切に実施するものとする。

## 第8節 要配慮者の安全確保

項 目		担 当
第1 避難行動要支援者への対策	1 避難行動要支援者名簿の作成及び管理	安全対策課、社会福祉課、高齢者支援課、避難支援等関係者
	2 個別避難計画の作成	安全対策課、社会福祉課、高齢者支援課、避難支援等関係者
	3 通信・防災設備等の整備	安全対策課、社会福祉課、高齢者支援課
	4 要配慮者へ配慮した避難所の確保	安全対策課、社会福祉課、高齢者支援課、健康増進課、生涯学習課
	5 防災知識の普及、防災訓練の充実	安全対策課、社会福祉課、高齢者支援課
	6 在宅避難者等への支援	市社会福祉協議会
第2 社会福祉施設における防災対策	1 施設の安全対策	社会福祉施設
	2 組織体制・計画の整備	社会福祉施設
	3 防災教育、防災訓練の充実	社会福祉施設
第3 外国人への対策	1 防災知識の普及・防災訓練の充実	安全対策課、生涯学習課、総務課
	2 避難所等における対応	生涯学習課、総務課

# 第1 避難行動要支援者への対策

平成23年の東日本大震災において見られたように、災害時には、高齢者や障がい者など、自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」が犠牲となる可能性が高い。

このため、市では、災害対策基本法第49条の10第1項（令和3年9月1日施行）の規定に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努める。

また、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、同意が得られた避難行動要支援者ごとに個別計画を作成する。

## 1 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

市は、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないように避難行動要支援者を設定し、各課等における避難行動要支援者名簿やその作成過程における要配慮者情報の共有、避難支援等関係者における名簿情報の取り扱いにおける守秘義務や名簿の保管方法の徹底を図る。

### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- ① 65歳以上で一人暮らしの方
- ② 要介護状態区分等が、要介護3～5の方
- ③ 身体障害者手帳所持者のうち、等級が1級及び2級の方
- ④ 療育手帳所持者のうち、障害程度がAの1、Aの2、Bの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、等級が1級の方
- ⑥ その他、市が支援の必要を認めたもの

### (2) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、関係各課が所管している情報によるほか、必要に応じて千葉県知事やその他の者に対して情報提供を求めることとする。

### (3) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

市は、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、書面による同意を得たうえで、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供する。

#### (4) 避難行動要支援者名簿等の更新

要配慮者の状況は日々変化することから、関係各課等が所管する情報に併せ、避難行動要支援者名簿の定期的な更新に努め、避難支援等関係者に対して異動情報を提供する。

#### (5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の身近な存在として期待される、民生委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織など、避難支援等関係者の支援活動は、法的な責任や義務を負うものではないことから、避難支援等関係者本人だけではなく、その家族等の安全確保を前提に支援活動を行うこととする。

#### (6) 平常時からの支援体制の整備

避難行動要支援者名簿の対象者が、「災害時」に限らず「平常時」から避難支援等関係者に対して必要な名簿情報の提供を希望（同意）する場合は、「平常時」から避難支援等関係者へ名簿情報を提供し、避難支援や安否確認等を迅速且つ円滑に行える体制整備に努めることとする。

なお、「平常時」から避難支援等関係者へ提供する名簿に記載される情報は次のとおりとする。

・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする事由
----------------------------------

#### (7) 避難行動要支援者名簿の適切な情報管理

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、要介護状態の区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報が含まれている。

このため、避難支援等関係者が担当する区域に必要な名簿情報に限定して提供するほか、当該名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対しては、名簿情報から知り得た情報を漏らしてはならないなど、守秘義務が課されていることを十分説明する。

市は、こうした避難行動要支援者名簿の適切な情報管理のため、名簿の取扱い者の選出、名簿の利用方法、施錠可能な場所での管理、複製の作成状況の報告義務などを含め、研修会の開催等を実施するものとする。

## 2 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。

また、上記計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、本人及び家族や地域の自主防災組織等が記入する形態での個別避難計画の作成を進める。

### **3 通信・防災設備等の整備**

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達をFAXの自動送信により行うとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

### **4 要配慮者へ配慮した避難所の確保**

市は、避難行動要支援者の人数や障害の程度などを把握することとし、災害の規模や職員等の配備体制等を考慮した上で、優先的に開設する避難所に必要に応じて福祉避難所を併設することとする。

なお、市が開設する福祉避難所では、要配慮者が必要とする全ての支援は困難なため、近隣の社会福祉施設と「災害時における福祉避難所の運営に関する協定」を締結した。

今後は、協定の運用に係る協議を行うなど、福祉避難所の充実に努めることとする。

### **5 防災知識の普及、防災訓練の充実**

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実に努めるとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

### **6 在宅避難者等への支援**

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る避難行動要支援者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 第2 社会福祉施設における防災対策

---

### 1 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の配給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

なお、施設が保有する車両等について、早目に給油するなど、日頃から燃料の備蓄に努めることとする。

### 2 組織体制・計画の整備

施設管理者は、消防署の指導を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。また、日頃から当該施設近隣住民及び事業所、区・自治会、自主防災組織等とのつながりを深め、入所者等の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

また、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入所者等の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

### 3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習のほか、入所者に応じた防災教育を定期的実施する。

## 第3 外国人への対策

---

### 1 防災教育の普及・防災訓練の充実

日本語の理解が十分ではない外国人の迅速且つ安全な避難行動に資するため、多言語を併記した誘導看板や案内看板、サイン等の整備に努めることとする。

また、ホームページなどの広報媒体等を活用し、日ごろから外国人に配慮した防災情報やハザードマップ等の多言語化に努めるほか、外国人を含めた防災訓練の実施等を検討することとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難所及び避難場所、避難路標識等の災害に関する標示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練

### 2 避難所等における対応

市は、避難所等において、外国人に対する情報提供等の必要が生じた場合には、県が実施する外国人向け語学ボランティアの派遣依頼や国際交流協会等のボランティアに対する協力依頼を行い、情報提供や相談窓口の開設など、外国人に対する支援体制を整備することとする。

このため、日ごろから関係団体との連絡や支援者の確保を行うなど、体制づくりを努めることとする。

## 第9節 帰宅困難者対策

項 目		担 当
第1 帰宅困難者の定義、発生予想数	1 帰宅困難者の定義	安全対策課、管理課、大規模集客施設等の施設管理者、大網駅
	2 帰宅困難者の発生予想数	
第2 帰宅困難者対策	1 一斉帰宅の抑制の周知・徹底	
	2 帰宅困難者等の安全確保対策	
	3 帰宅支援対策	

市は、千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針(平成29年3月)を踏まえたうえで、災害時の混乱を防止するとともに、ひとりでも多くの者が家族のもとに安全に帰宅できるよう、関係機関との連携促進や基本原則である一斉帰宅の抑制等について、周知・徹底するものとする。

### 第1 帰宅困難者の定義、発生予想数

#### 1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震等の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

#### 2 帰宅困難者の発生予想数

平成26・27年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、平日12時に地震が発生し、県内すべての公共交通機関が停止した場合、千葉県内で約74万人の帰宅困難者が発生する。東日本大震災時の千葉県の当日帰宅困難者は約52万人(10歳代以下を含まない)であり、首都直下地震発生時にはより多くの帰宅困難者数となることが想定される。

なお、本市では、約2,300人の住民等が帰宅困難になると推計されている。

## 第2 帰宅困難者対策

---

### 1 一斉帰宅の抑制の周知・徹底

#### (1) 一斉帰宅の抑制の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県と連携して、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web171）、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 帰宅困難者等への情報提供方法の検討

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県とも連携した駅等における情報連絡体制及び提供方法、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※緊急速報メール（エリアメール含む）は、生命の危険防止に係る情報提供は可能

#### (4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県とも連携して企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

## 2 帰宅困難者等の安全確保対策

### (1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

なお、市が民間施設を一時滞在施設として指定する場合は、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定するものとする。

また、市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方を含め、当該施設の運用について検討するものとする。

### (2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市町村は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

### (3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

## 3 帰宅支援対策

### (1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

災害対策本部（災害警戒本部）は県と連携して、震災発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど災害時帰宅支援ステーションの確保に向けて、協定締結等とその知名度向上に取り組む。

### (2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

### (3) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第 10 節 調査研究

項 目	担 当
第1 防災に関する情報収集	安全対策課
第2 防災に関する調査・研究	安全対策課

平成 8 年度に大網白里市が実施した防災アセスメントの他、平成 26・27 年度に千葉県が実施した千葉県地震被害想定調査の充実を図るため、資料収集・作成に努める。

### 第 1 防災に関する情報収集

---

国、県、市、防災関係機関の防災対策に対する計画、調査報告については、連絡を密にして情報交換に努める。また、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

### 第 2 防災に関する調査・研究

---

本市の防災上問題となる事項については、専門的調査、研究を実施するよう努める。特に、宅地化の進展をはじめ変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて、総合的な防災調査を実施する。また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

## 第 3 章

# 災害応急対策

# 第1節 災害応急活動体制

項 目		担 当
第1 活動体制と配備基準		全組織
第2 職員等の配備・ 参集	1 職員等の配備・参集	全組織
	2 職員の配備	
	3 参集の伝達方法・経路	
	4 参集報告	
	5 参集方法	
	6 被害状況の報告	
第3 災害警戒本部と 災害対策本部	1 災害警戒本部の設置	全組織
	2 災害対策本部の設置	
	3 災害警戒本部や災害対策本部の指揮	
	4 本部の組織	

## <方針・目標>

- ◆地震が発生したとき、市庁舎に設置した計測震度計の計測震度情報を配備基準とする「自動配備」により、「災害警戒本部」や「災害対策本部」を円滑且つ迅速に確立する。なお、災害の状況に応じ、「市長判断による招集配備」を行う。
- ◆災害対策本部の設置が必要となる大規模な地震災害が発生した場合、市の施設及び職員そのものが被災している恐れがある。この限られた職員・施設状況に陥った場合でも、迅速な応急対策や復旧対策が求められることから、広域による災害派遣要請等を含め、組織全体の統制維持に必要な役割について、共通認識を持つものとする。

# 第1 活動体制と配備基準

地震が発生した場合には、本市内における災害の危険性及び被害の状況に応じて、次の配備基準により活動体制を構築するものとする。

なお、震度は、市役所に設置された計測震度計の値を参考にする。

## ■活動体制と配備基準（地震・津波）

体制	配備	区分	配備基準	活動体制	各課等の長における職員の配備について
災害警戒本部	第1配備	自動配備	▼南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	情報収集や連絡調整等の災害応急活動を円滑に行える体制とする。	各課等の所属する職員のうちから、配備に必要な職員を予め指名する。
		招集配備	▼震度4を記録し、市長が必要と認めたとき		
	第2配備	自動配備	▼震度5弱 ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき	第1配備体制を強化し、災害情報及び被害情報の収集・伝達、災害危険箇所の警戒巡視、所管施設の点検、関係機関等との連絡調整できる体制とする。	各課等の所属する職員のうちから、配備に必要な職員を予め指名する。 なお、第1配備から該当する課等は、所属職員の半数程度が確保できるよう、予め指名する。
		招集配備	▼市長が必要と認めたとき		
災害対策本部	第3配備	自動配備	▼震度5強 ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき	避難を必要とする地域の指定や避難誘導及び避難所の開設などを的確に行い、災害の拡大防止や避難者の受け入れ態勢を迅速に整えるものとする。	第1及び第2配備に該当する課等は、所属する職員の全てを配備する。 第2配備から該当する課等は、所属する職員の半数程度が確保できるよう、予め指名する。
		招集配備	▼市域に局地的な被害が発生し、市長が必要と認めたとき		
	第4配備	自動配備	▼震度6弱以上 ▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき	市の組織及び機能の全能力をあげて応急対策に対処する。	全ての職員を配備する。
		招集配備	▼市域の広い範囲で被害が発生し、市長が必要と認めたとき		

※津波に係る配備体制については、「第3編 津波対策編 第3章 津波発生時の対策 第1節 自動配備による活動体制の構築」を参照。

## 第2 職員等の配備・参集

### 1 職員等の配備・参集

職員及び消防団員は、次の配備体制に基づき災害対応を行うこととする。

#### ■職員等の配備体制

配備基準	地震・津波 ▼自動配備 ○市長判断	▼南海トラフ地震臨警き度時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○市の震度計が「震度4」を記録し、市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度5弱」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度5強」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき ○市域に局地的な被害が発生し、市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度6弱以上」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき ○市域の広い範囲で被害が発生し、市長が必要と認めたとき		備考
		本部の名称		災害警戒本部		災害対策本部				
		配備体制		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備			
		本部長		安全対策課長	副市長	市長				
		副本部長		なし	なし	副市長				
		本部長付		なし	なし	教育長				
		本部員		担当課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長				
		本部連絡員		なし	なし	各部1名				
1	安全対策課	△	●	●	●	事務局				
2	秘書広報課		△	□	●	事務局				
3	総務課		△	□	●	事務局				
4	財政課		△	□	●	事務局 公共施設部				
5	企画政策課		△	□	●	事務局				
6	会計課			□	●	事務局				
7	議会事務局			□	●	事務局				
8	監査委員事務局			□	●	事務局				
9	農業振興課	△	□	●	●	避難所運営部 公共施設部 災害医療部 被害調査部				
10	建設課	△	□	●	●	公共施設部				
11	都市整備課	△	□	●	●	公共施設部 被害調査部				
12	下水道課	△	□	●	●	公共施設部				
13	ガス事業課	△	●	●	●	公共施設部				
14	税務課		△	□	●	被害調査部				
15	市民課		△	□	●	避難所運営部 被害調査部				

配備基準	地震・津波 ▼自動配備 ○市長判断	▼南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○市の震度計が「震度4」を記録し、市長が必要と認めたとき	▼市の震度計が「震度5弱」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき	▼市の震度計が「震度5強」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき ○市域に局地的な被害が発生し、市長が必要と認めたとき	▼市の震度計が「震度6弱以上」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき ○市域の広い範囲で被害が発生し、市長が必要と認めたとき	備考	
		災害警戒本部		災害対策本部			
		本 部 の 名 称	第1配備	第2配備	第3配備		第4配備
		配 備 体 制	安全対策課長	副市長	市 長		副市長
		本 部 長	なし	なし	市 長		副市長
		副 本 部 長	なし	なし	市 長		副市長
		本 部 長 付	なし	なし	市 長		副市長
		本 部 員	担当課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長		全ての課等の長
本 部 連 絡 員	なし	なし	各部1名	各部1名			
16 地域づくり課		△	□	●	事務局 避難所運営部 公共施設部 災害医療部		
17 社会福祉課		△	□	●	避難所運営部		
18 子育て支援課		△	□	●	避難所運営部 公共施設部		
19 高齢者支援課		△	□	●	避難所運営部 公共施設部		
20 健康増進課		△	□	●	公共施設部 災害医療部		
21 商工観光課		□	□	●	被害調査部		
22 市立大網病院		△	□	●	公共施設部 災害医療部		
23 管理課		△	□	●	公共施設部 避難所運営部		
24 生涯学習課		△	□	●			
25 大網白里アリーナ		△	□	●			
26 中央公民館		△	□	●			
27 白里公民館		△	●	●（避難）			
28 中部コミュニティセンター		△	□	●			
29 図書室		△	□	●			

消 防 団		副本部長以上	正副分団長以上	全団員	
-------	--	--------	---------	-----	--

各課等の長は「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「事務分掌」を参考に所属する職員のうちから、各配備に対応する職員を予め指名する。

- △…若干名の職員
- …半数程度の職員
- …全職員

消防団員を兼ねる職員は、消防団員として出動する必要が生じた場合は、所属長と出動可否を協議する。

なお、所属長は、その災害の規模や程度を十分考慮することとし、災害対策本部が設置された場合には、所掌する事務を優先させることとする。

## 2 職員の配備

各課等の長は、「災害発生初動期における職員行動マニュアル」に基づく配備要員を年度当初に予め指名し、安全対策課長に報告する。また、「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び本節に記載した「事務分掌」を参考に、所属する職員のうちから、各配備に対応する職員を予め指名することとする。

また、各職員においては、「自動配備」及び「招集配備」を必要とする災害の発生に備え、招集指示に係るメール配信や気象警報等を確認できる体制を整備する他、職務として災害対応に従事するにあたり、予め家族や家族間等での災害発生時の対応を協議しておくこととする。

## 3 参集の伝達方法・経路

地震災害は、「配備基準」に基づく「自動配備」を基本とする。

「配備基準」に該当する職員は、自らの安全確保を最優先に、家族の安全確認を行った上で、所属する勤務場所または予め指定された場所へ速やかに参集することとする。

なお、「配備基準」に該当しない職員については、災害情報の確認を行うなど、高次の配備体制に向けた招集指示へ備えることとする。

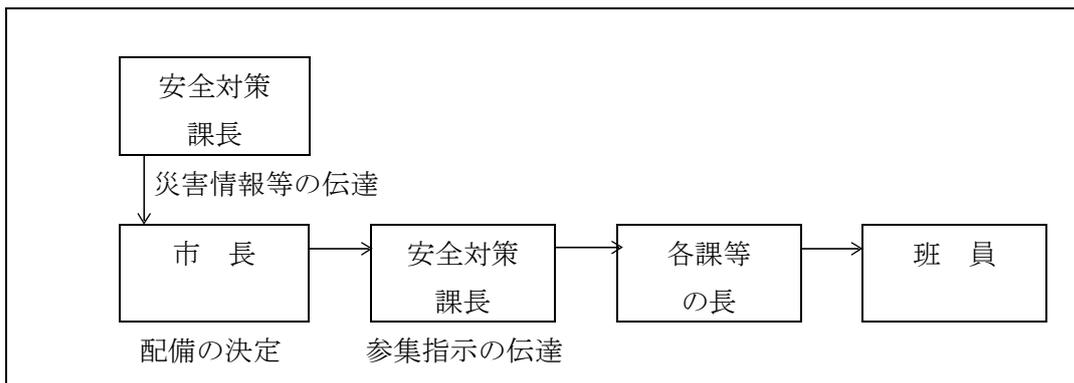
### (1) 自動配備

「自動配備」とは、職員等が、地震の発生や気象警報等が発表されたことをテレビやラジオなどで知り、「配備基準」に該当すると予測または判断したとき、招集指示を待つことなく自主的に参集することを言う。

### (2) 市長判断による招集配備

「招集配備」とは、市長の判断により「メール配信」または「職員緊急連絡網」によって招集指示が発令されたとき、「配備基準」に該当する職員等が参集することを言う。

#### ■参集の伝達経路



## 4 参集報告

各課等の長は職員の参集状況を取りまとめ、安全対策課へ報告する。

なお、各課等の長は、所属する職員の安否確認を迅速に行うため、メールによる安否確認など、職員との連絡方法について予め調整を図ることとする。

## 5 参集方法

参集方法は、災害や交通渋滞などの状況に応じ、徒歩・自転車・バイクを用いるものとする。

なお、災害の状況等を考慮し、自らが必要とする衣類や食料等について、可能な限り持参するものとする。

## 6 被害状況の報告

参集にあたり、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急度の高い情報を、他の情報に優先して収集し、災害対策本部へ報告する。

## 第3 災害警戒本部と災害対策本部

---

### 1 災害警戒本部の設置

配備基準に該当する災害が発生したとき、または市長が配備を必要とすると認めたとき、情報収集や連絡調整等の災害応急活動を円滑に実施できる災害警戒本部を編成し、事態の推移に応じ、高次の体制へ速やかに移行し得る体制を組織する。

#### (1) 災害警戒本部の活動

災害警戒本部の活動は以下のとおり行う。

##### ① 第1配備における活動内容

災害情報及び被害情報の収集・伝達、災害危険箇所の警戒巡視、所管施設の点検、関係機関等との連絡調整を行う。

##### ② 第2配備における活動内容

第1配備を強化する必要があるとき、または災害対策本部へ円滑に移行できる体制を準備する必要があるときは第2配備体制を組織することとし、災害情報及び被害情報の収集・伝達、災害危険箇所の警戒巡視、所管施設の点検、関係機関等との連絡調整を強化して行う。

#### (2) 災害警戒本部の廃止

市長は、地震による被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

#### (3) 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部体制へ速やかに移行する。

## 2 災害対策本部の設置

配備基準に該当する災害が発生したとき、本市単独では大規模災害への対応が困難であると予想されることから、被害状況等を速やかに把握し、広域による災害派遣要請などを迅速に行える体制の確立が求められる。

しかしながら、大規模災害発生時は、本市の施設や職員そのものが被災する可能性があり、災害対応に必要な機能を十分に確保できないおそれがある。

このため、全ての課等を構成要素とする災害対策本部を組織し、対応可能な職員等により、情報の収集・伝達、避難所の開設、物資の調達及び搬入などを実施するものとする。

### (1) 災害対策本部の活動

災害対策本部の活動は以下のとおり行う。

#### ① 第3配備における活動内容

災害情報や被害情報などを迅速に収集・伝達し、避難を必要とする地域の指定や避難誘導及び避難所の開設などを的確に行い、災害の拡大防止や避難者の受け入れ態勢を迅速に整えるものとする。

なお、被災者の発生に備え避難所生活等に必要な対策を行い、災害医療・保健衛生活動などに必要な対策を講ずるものとし、被災者の生活再建に必要な各種支援の窓口や相談窓口の開設に必要な体制を整えることとする。

また、高次の配備体制に移行する必要があるときは、円滑に配備体制の切り替えを行うこととする。

#### ② 第4配備における活動内容

第4配備体制となったとき、本市の施設及び職員そのものが被災している可能性があり、災害対応に必要な機能を十分に確保できないおそれがある。

このため、本市単独で対応困難な大規模災害が発生したときは、速やかに被害状況等を把握し、広域による災害派遣要請などを行い、体制の整備を図る必要がある。

なお、災害発生初期は、可能な限り住民の生命・身体・財産などの被害を軽減させる必要があることから、全職員を配備の対象とする災害対策本部を設置し災害対応にあたることとする。

なお、職員の参集状況を速やかに把握し、適切且つ臨機応変に対応を行い、人員の再配置を行うなど組織全体の統制を維持するものとする。

### (2) 災害対策本部の廃止

市長は、事態が終息したときは、災害対策本部を廃止する。

### 3 災害警戒本部や災害対策本部の指揮

#### (1) 本部の指揮

##### ① 本部長、副本部長及び本部長付

応急対策活動等の指揮命令系統の責任者として本部長を置く。

なお、副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または連絡不能なときは、本部長の権限を代行する。

また、本部長付は、本部長を補佐する。

本部の名称	配備体制	本部長	副本部長	本部長付
災害警戒本部	第1配備	安全対策課長	なし	なし
	第2配備	副市長		
災害対策本部	第3配備	市長	副市長	教育長
	第4配備			

##### ② 本部員

各課等の長は本部員として活動し、本部長の指揮に従い、配備や措置を行う。

なお、各課等の職員の配備対応や安否の他、措置状況等を把握し、報告する。

#### (2) 本部長等の職務代理

##### ① 本部長の職務代理

災害対策本部の本部長（市長）に事故あるとき、または連絡不能なときは、次の順位で本部長の権限を代行する。（災害警戒本部の本部長に事故あるときも同様とする。）

###### ■災害対策本部長の権限の委任

第1位	副市長（副本部長）
第2位	安全対策課長（本部員・事務局長）
第3位	総務課長（本部員）

##### ② 副本部長の職務代理

災害対策本部の副本部長（副市長）に事故あるとき、または連絡不能なときは、次の順位で副本部長の権限を代行する。

###### ■災害対策副本部長の権限の委任

第1位	安全対策課長（本部員・事務局長）
第2位	総務課長（本部員）

##### ③ 本部員の職務代理

本部員に事故あるとき、または連絡不能なときは、各課等の所属職員のうち、上位の職にある者が本部員の権限を代行する。

## 4 本部の組織

災害対策本部の組織は、本部会議、本部室（事務局・本部連絡員・防災機関連絡員）及び各部（避難所運営部、公共施設部、災害医療部、被害調査部、消防団）により構成する。（災害警戒本部の組織は、配備基準の範囲で同様の対応を行う。）

### (1) 本部会議

#### ① 本部会議の構成等

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員をもって組織する。

なお、本部長（市長）は、災害対策本部（災害警戒本部）を設置したときは、速やかに本部会議を開催することとし、原則、会場は「別棟2階大会議室」とする。

#### ② 本部会議の役割

本部会議は、災害対策本部（災害警戒本部）の運営について協議を行う。

なお、概ね想定される協議事項は次のとおりとする。

- ・各課等の職員の参集状況及び安否情報等に関する事
  - ・配備体制の切り替え、再配置及び終了に関する事
  - ・災害及び被害情報の共有に関する事
  - ・避難指示、高齢者等避難、警戒区域の設定等に関する事
  - ・優先すべき緊急事態への初動対応の整理に関する事
  - ・広域派遣要請等に関する事
  - ・災害救助法適用に関する事
  - ・その他、災害対策の重要事項に関する事
- （復旧及び復興に向けた体制の整備等を含む）

### (2) 本部室（事務局・本部連絡員・防災機関連絡員）

#### ① 本部室の構成等

本部室は、「事務局」「本部連絡員」「防災機関連絡員」をもって組織する。

なお、「事務局長」は安全対策課長とし、本部室は「本庁舎2階フロア」に置くこととする。

本庁舎が被災し、著しく機能が低下した場合における代替施設は「保健文化センター」とする。

② 事務局の役割

事務局は、本部員及び各部の長の補佐を行い、各部間の連絡調整等を行う。

■事務局の事務分掌

役割	業務内容
指揮班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報共有と対応方針の提示</li> <li>・ 災害情報に基づく配備体制の提示</li> <li>・ 避難を必要とする地域の提示</li> <li>・ 避難指示、高齢者等避難、警戒区域等の対象地域の提示</li> <li>・ 開設及び閉鎖する避難所の提示（縮小・拡大含む）</li> <li>・ 配備体制の切り替え、再配置及び配備体制の終了に関する方針の提示</li> <li>・ 優先すべき緊急事態への初動対応の整理</li> <li>・ 千葉県防災情報システム、電話、FAXまたは千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局へ被害報告を行うテレビ、ラジオ、県防災情報システム、県防災行政無線、NTT回線などによる情報の収集</li> <li>・ 避難指示、高齢者等避難、警戒区域等を発令した際の関係機関への報告</li> <li>・ 防災関係機関への被害状況及び配備体制等の報告（震度5強以上の場合、「火災・災害等即報要領」に基づく県及び消防庁への報告含む）</li> <li>・ 災害救助法の適用申請に係る事務（申請事項の整理含む）</li> <li>・ 災害時応援協定に基づく協力要請対象の提示</li> <li>・ 自衛隊災害派遣要請、緊急消防援助隊活動拠点、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画に基づく応援隊の派遣要請の調整</li> <li>・ 指定地方行政機関の長または指定公共機関に対する職員の派遣要請の調整</li> <li>・ 県知事への職員の斡旋依頼の調整</li> <li>・ 県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請の調整</li> <li>・ 山武広域水道企業団の応急給水に係る調整</li> <li>・ 災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定に基づく応援要請の調整</li> <li>・ 災害対策本部会議開催に係る事務</li> <li>・ 各課等の職員配備状況及び安否情報の把握</li> <li>・ 記者発表の内容提示</li> <li>・ 現地災害対策本部の設置要否に係る調整及び設置時の人員の配置及び運営内容の提示</li> <li>・ 復旧復興に向けた組織体制の再編成に関する提示</li> <li>・ 上水道被害の状況把握</li> <li>・ 応急給水の調整、補助及び応急給水の告知</li> </ul>

役割	業務内容
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集及び伝達（緊急速報メール、防災行政無線）</li> <li>・職員へのメール配信及び電話連絡網による招集指示の伝達</li> <li>・参集中または活動中に職員が確認した情報や関係機関から仕入れた被害情報の集約</li> <li>・避難者、帰宅困難者情報等の集約</li> <li>・人的被害（死者、傷病者、行方不明者、身元不明の遺体等）に関する情報の集約</li> <li>・行方不明者、身元不明の遺体に係る情報の集約</li> <li>・家屋被害に関する情報の把握</li> <li>・近隣市町村及び関係防災機関等の被害状況及び対応状況集約</li> <li>・公共交通機関の被災状況及び運行状況等の状況把握</li> <li>・ホームページ等による災害情報、被害状況、市の対応状況等の情報配信</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模、時間帯、季節及び気候を考慮した物資の配置方針の提示</li> <li>・既存備蓄物資の搬入調整及び在庫管理</li> <li>・備蓄物資等の搬送量・種別・搬出場所等に応じた配備体制の調整及び対応状況の把握</li> <li>・災害時応援協定等に基づく物資等調達に係る調整</li> <li>・物資集積輸送拠点の調整</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防災行政無線（移動系・ハンディトランシーバ）の貸出及び充電等の管理</li> <li>・庁舎基幹系ネットワーク及び各種システムの状況把握並びにインターネット接続環境の確保</li> <li>・被害情報、避難者情報及び安否情報等の整理に必要な情報通信環境の整備</li> <li>・罹災証明等各種証明書発行に係る情報通信環境の整備</li> <li>・その他、災害対応等に必要な情報通信機器等の環境整備</li> <li>・有線電話によることが困難または特別の必要があるとき、災害対策基本法第57条、同第79条、災害救助法第28条、水防法第27条並びに消防組織法第41条に基づく、関係機関の協力を得た通信環境の確保</li> </ul>

役割	業務内容
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の状況把握と災害時運用への切り替え対応</li> <li>・緊急通行車両の対象となる公用車への「事前届出済証」の設置（「確認証明書」の交付体制の整備に向けた対応）</li> <li>・「災害時における石油類等の供給に関する協定書」に基づく燃料の確保及び関係課等との情報の共有</li> <li>・公共施設及びライフライン関係施設（電気・ガス・水道・下水道・通信施設等）の状況把握と応急復旧対応</li> <li>・事務局の運営に必要な事務用品及び資器材等の搬入（被害情報等掲出スペース等の確保含む）</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報、被害状況、市の対応状況等の情報配信</li> <li>・避難所向けの情報整理と情報提供</li> <li>・災害対策基本法第57条に基づく緊急に情報伝達を必要とするときの報道機関への対応要請</li> <li>・記者会見会場の設置及び報道関係者との調整</li> <li>・ホームページ等による災害情報、被害状況、市の対応状況等の情報配信</li> </ul>
窓口班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住民向け問い合わせ窓口の開設</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の共有と行政側の対応方針の共有</li> <li>・消防団における配備体制及び活動内容の提示</li> <li>・配備体制の切り替え、再配置及び活動終了に関する方針の提示</li> <li>・優先すべき緊急事態への初動対応の整理</li> <li>・山武郡市広域行政組合消防本部及び南消防署及び近隣消防防災関係機関との連絡調整</li> </ul>

### ③ 本部連絡員の役割

各部の活動に従事する職員のうち、所属する各部の長から本部連絡員として指名された者は、事務局及び所属する各部間の連絡調整を行うため、本部室に常駐することとする。

なお、第2配備体制以降に配置するものとする。

### ④ 防災機関連絡員の役割

本部長（市長）は、各防災機関等（東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部及び南消防署、指定地方行政機関、指定公共機関等）との連携を図る必要があると認めたときは、各防災機関に対し、防災機関連絡員として職員の派遣を要請するものとする。

なお、派遣された防災機関連絡員は、本部室に常駐し、所属する防災機関等との連絡調整を行うものとする。

### (3) 各部

#### ① 各部の構成等

各部は、「避難所運営部」「公共施設部」「災害医療部」「被害調査部」をもって組織する。

なお、「避難所運営部」の部長は、生涯学習課長とし、「公共施設部」の部長は、財政課長、「災害医療部」の部長は健康増進課長、「被害調査部」の部長は税務課長とする。

各部に属する各課等の長は、「災害発生初動期における職員行動マニュアル」に基づく配備要員を年度当初に予め指名し、安全対策課に報告する。また、配備基準に準じて該当する各部に対し、職員の配置を行うこととし、優先される役割に応じた人員を配置するなど、災害発生初期の応急活動を円滑に行える体制整備に努めることとする。

#### ② 各部の部長

大規模災害発生時は、本市の施設や職員そのものが被災する可能性があり、災害対応に必要な機能を十分に確保できないおそれがある。このため、限られた人員を効果的に配置する必要があることから、各部の部長は、部に所属する各課等の長に対し、人員の増員や配置の変更等について要請することができるものとする。

なお、要請された各課等の長は、可能な限り人員の確保等について応ずることとする。

また、部長に事故あるとき、または連絡不能なときは、各部に所属する課等の長から、部長の権限を代行する者を本部長が指名することとする。(優先順位について要検討)

#### ③ 各部の役割

各部に期待される役割は、概ね次のとおりとし、災害の規模や本市の施設及び職員の被災状況に応じて臨機応変に対応することとする。

## ■各部の事務分掌

### 避難所運営部

#### ① 総括担当

- ・ 避難所の開設、規模拡大、縮小及び閉鎖に係る対応方針の提示
- ・ 各避難所運営の総合調整
- ・ 各避難所の状況、避難者数の把握
- ・ 避難所配置職員の増員、減員を事務局（指揮班）と調整
- ・ 死者、行方不明者、傷病者等に関する情報の集約及び事務局との共有

#### ② 運営担当

- ・ 管轄する避難所の施設利用者及び来場者数の把握
- ・ 管轄する避難所に従事する職員の把握
- ・ 職員の休憩及び交代に係る調整
- ・ 避難所のレイアウトや運営に係る調整
- ・ 災害情報、市の防災対策、被害情報、食料及び物資の供給に係る情報、被災者再建支援等に係る情報などの収集及び避難所利用者等への情報の周知
- ・ 防災行政無線移動系（ハンディトランシーバ）の運用及び連絡調整
- ・ 身元不明者及び搜索願に係る情報の集約

#### ③ 受付担当

- ・ 避難所運営用道具箱の搬入及び運用（避難者カード、筆記用具、ライト、ラジオ、電池等）
- ・ 避難者の受付、避難者カードの作成及び避難者リストの作成
- ・ 事務局「情報班」との避難者情報の共有
- ・ 避難者の受付窓口及び相談窓口の開設及び運用

#### ④ 食料物資担当

- ・ 避難所及び救護所の運営に必要な物資等の搬入及び設置（毛布、仮設トイレ、発電機、投光器、飲料水、食料、飲料水用ポリタンク、ポリバケツ、雑巾、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等）
- ・ 避難所のレイアウトに応じた物品等の設置
- ・ 避難所利用者向けの食料の搬入
- ・ 炊き出し及び食料の配布（食物アレルギーへの配慮含む）
- ・ 応急給水に係る調整及び補助
- ・ 学校給食施設の運営管理

#### ⑤ 施設管理担当

- ・ 施設利用者や来場者等の安全確保及び避難誘導
- ・ 避難所となる建物の被災状況の確認と応急措置
- ・ 電気、水道、ガス、下水道（トイレ）、通信等の状況把握
- ・ 飛散したガラス片等支障物件の除去
- ・ 施設の損傷に伴う被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施要請並びに施設利用可否の協議要請

- ・非常用電源等の運用
- ・施設利用者のプライバシー確保に向けた措置の実施
- ・ごみ置き場の設置
- ・ペット対策の実施

⑥要配慮者担当

- ・乳幼児、妊産婦、女性、障がい者等に配慮した空間の確保及びニーズへの対応
- ・対応することが困難な避難行動要支援者のニーズへの処理
- ・福祉避難所として受入れ可能な社会福祉施設等との連絡調整
- ・聴覚障がい者や耳の不自由な高齢者等へ配慮した文字情報等の掲出
- ・外国人へ配慮した案内物等の掲出（イラスト、英語[多言語]、ひらがな表記）

⑦環境衛生担当

- ・仮設トイレの設置及び衛生管理
- ・施設内の清掃及びごみの回収
- ・施設内の換気対策
- ・食中毒等の予防対策

⑧居住組担当

- ・避難所生活を必要とする避難者を対象とした居住区域を基本とする居住組の編成
- ・避難所運営委員会の組織（避難所生活のルール決定、運営リーダー、運営副リーダー、各活動班長、各居住組長等の選出）
- ・区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等の情報発信や需要調査などに係る補助

⑨ボランティアセンター担当

- ・市社会福祉協議会と連携したボランティアセンターの活動補助

公共施設部

① 総括担当

- ・災害の規模や種類に応じ、対象となる建物や道路等の被害状況確認範囲の提示
- ・職員の配備状況の確認、休憩及び交代に係る調整
- ・応急復旧に向けた関係各課との調整
- ・建物または敷地に大きな損傷等が生じたとき、事務局への被災建築物応急危険度判定または被災宅地危険度判定等の実施要請及び施設利用に係る協議要請

②道路河川担当

- ・主要な道路及び橋梁の被害状況調査並びに支障物件の除去
- ・道路、橋梁、河川、ため池の被害調査、応急復旧、保全管理
- ・がけ崩れの応急対策及び復旧対策
- ・迂回路、交通規制等への対応及び交通状況の報告
- ・警戒区域設定時の侵入規制及び区域内の巡視

③ガス施設担当

- ・ガス施設の被害調査、報告及び復旧管理
- ・警戒区域の設定を必要とする場合の事務局との連携
- ・関係団体との連絡調整

④下水道施設担当

- ・下水道施設の被害調査、復旧管理
- ・関係団体との連絡調整

⑤廃棄物担当

- ・東金市外三市町環境クリーンセンターのごみの焼却施設や環境アクアプラントのし尿処理施設の被害状況及び運用状況の確認
- ・被災地域における災害廃棄物の状況調査と処理の実施
- ・民間廃棄物処理施設との受け入れ調整
- ・仮置き場の確保・設置および管理・運営

⑥仮設住宅担当

- ・住宅被害情報の収集及び応急仮設住宅対象世帯等の把握
- ・応急仮設住宅建設戸数及び建設候補地の提示
- ・応急仮設住宅建設の実施

災害医療部

①救護本部

- ・災害の規模や種類に応じた救護所運営方針の提示
- ・市立大網病院の受入対応等運営方針の提示
- ・職員の配備状況の確認、休憩及び交代に係る調整
- ・県災害対策本部及び合同救護本部に対する医療救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣や医薬品等の供与の要請
- ・「災害時の医療活動に関する協定書」に基づく山武郡市医師会に対する医療救護班の派遣要請
- ・「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づく山武郡市歯科医師会に対する医療救護班の派遣要請
- ・山武郡市薬剤師会への応援要請
- ・市域の医療機関における被害状況及び受入体制の確認及び報告
- ・市立大網病院の被害状況及び受入体制の確認及び報告
- ・各避難所等における傷病者等の発生状況の把握
- ・避難者、帰宅困難者情報等の把握
- ・死者、傷病者等に関する情報の把握
- ・行方不明者、身元不明の遺体に係る情報の把握
- ・災害拠点病院、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部及び南消防署等との情報共有

<p>②合同救護本部担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同救護本部（山武保健所）への職員の派遣</li> <li>・合同救護本部と人的被害、医療資源の現況等の情報共有</li> <li>・合同救護本部と救護及び医療搬送の調整</li> </ul> <p>③救護担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に救護所を設置し、応急手当を行う</li> <li>・傷病者等の発生状況の把握</li> <li>・救急箱、体温計、血圧計、毛布、水等の搬入</li> <li>・応急手当等に必要な医薬品等の確保</li> <li>・応急手当（家庭用救急箱で対応可能な軽易な手当）の実施</li> <li>・医療機関へ搬送が必要な傷病者が発生した場合の搬送手続の実施</li> <li>・負傷者等の救護対応履歴の情報管理</li> <li>・被災地域の被災者に対する慢性疾患の悪化予防、エコノミークラス症候群予防、生活不活発病予防、アレルギー疾患の悪化予防、熱中症予防、口腔衛生管理等の保健衛生指導の実施（巡回健康指導含む）</li> <li>・被災生活が長期化した際の健康診査等の実施</li> <li>・避難者及び帰宅困難者等への心のケア</li> <li>・遺体（身元不明の遺体含む）が発生した場合の対応協議及び措置の実施</li> </ul> <p>④環境衛生担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策ため、患者発生状況の調査及び防疫活動の実施</li> <li>・避難所における検疫調査の依頼及び健康診断の協力依頼</li> </ul> <p>⑤検案補助担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県または葬儀業者及び霊柩車運行業者等に対する遺体の保存に必要な資機材及び搬送手段等の要請</li> <li>・広域火葬の要請及び承諾のあった火葬場との火葬実施方法の調整</li> </ul> <p>⑥資材管理担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者（入院患者）や来場者等の安全確保及び避難誘導</li> <li>・建物の被災状況の確認及び応急措置</li> <li>・電気、水道、ガス、下水道（トイレ）、通信等の状況把握</li> <li>・飛散したガラス片等支障物件の除去</li> <li>・施設の損傷に伴う被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施要請並びに施設利用可否の協議要請</li> <li>・非常用電源等の運用及び維持管理</li> </ul>
--

<p>被害調査部</p> <p>① 総括担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物被害が集中している地域等の状況把握</li> <li>・床下浸水、床上浸水または被害が大きい建物の棟数の把握</li> <li>・住家被害認定に必要な職員数の提示</li> </ul>
---

<p>②建物被害調査担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家被害認定に必要な技能講習の実施</li> <li>・住家被害認定の実施</li> </ul> <p>③産業被害調査担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係団体等と連携した被害情報の把握</li> </ul> <p>④危険度判定担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定の実施</li> <li>・被災宅地応急危険度判定の実施</li> <li>・判定員の必要数の整理及び派遣要請等</li> </ul> <p>⑤ 証明発行担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書の発行</li> <li>・被災者台帳の作成</li> <li>・埋火葬許可証の発行</li> <li>・その他の証明書の発行（長期避難世帯に該当する旨の証明など）</li> <li>・仮設住宅入居申込受付</li> <li>・仮設住宅入居者選考委員会の開催</li> <li>・被災住宅の応急修理の受付</li> <li>・修理対象住宅の選定</li> </ul>
---

消防団
<p>① 災害情報の伝達及び避難誘導</p> <p>② 救助活動及び捜索活動</p> <p>③ 地域の被害状況の把握及び報告</p>

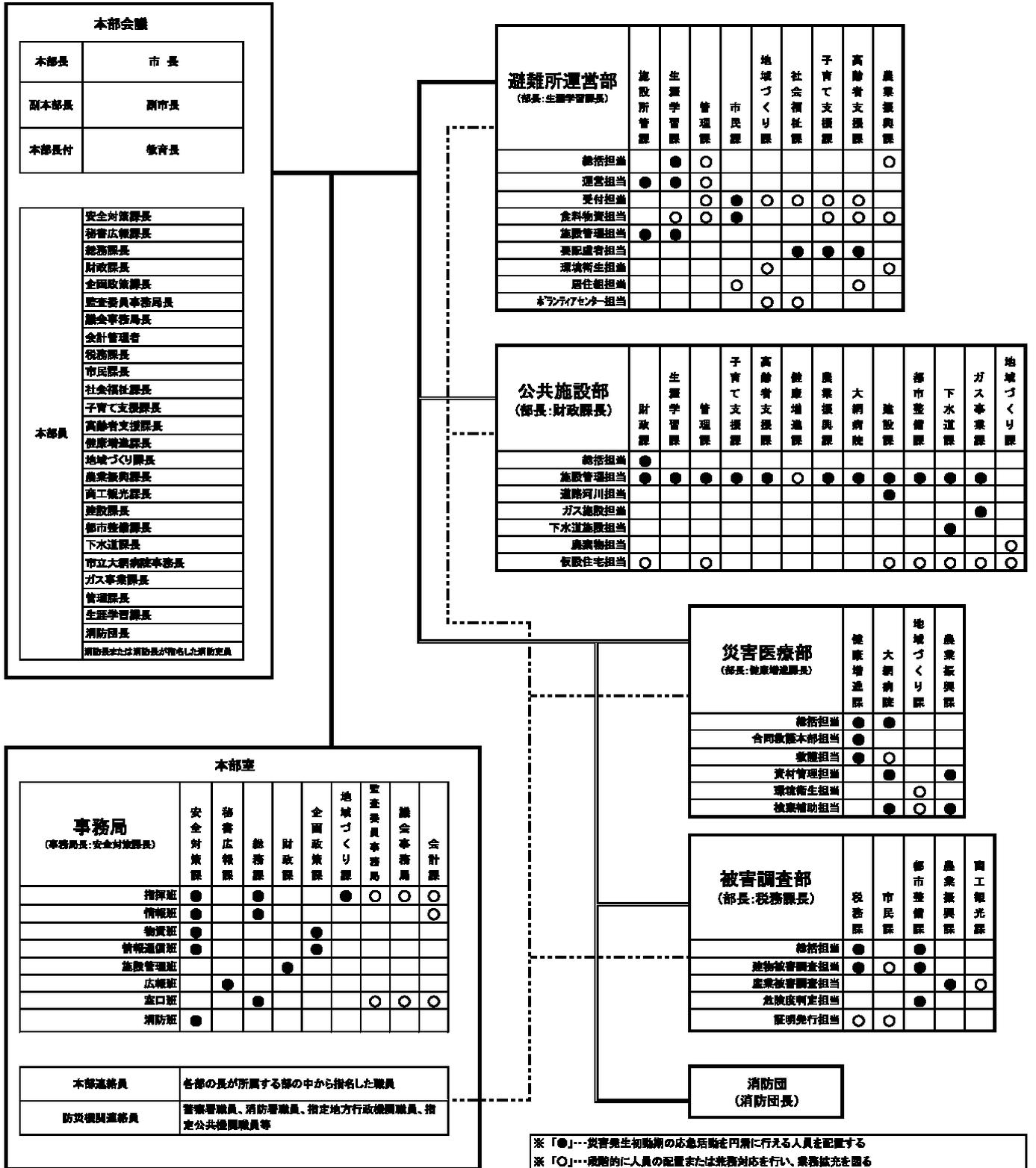
④ 各課等の事務分掌

各部で示した以外の災害時の各課等の事務。

■各課等の事務分掌

各課等	事務分掌
秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長、副本部長の秘書に関する事</li> <li>・災害見舞者等への対応に関する事</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策予算の計上及び資金の調達</li> <li>・国、県等の災害予算の確保、運用</li> </ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の税の猶予、減免</li> </ul>
地域づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の家庭ごみの出し方等に関する事</li> <li>・死亡獣畜の処理、放浪動物への対応</li> </ul>
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社千葉県支部との連絡調整</li> <li>・災害見舞金の支給</li> <li>・災害援護資金の貸付</li> <li>・被災者生活再建支援金及び義援金等に係る事務</li> <li>・生活福祉資金等の案内</li> <li>・避難行動要支援者名簿の活用及び避難支援関係者等の補助</li> </ul>
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児の安全確保</li> <li>・災害時の応急保育</li> </ul>
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の活用及び避難支援関係者等の補助</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場の管理</li> <li>・中小企業に対する災害融資制度の案内</li> </ul>
農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜等の防疫</li> <li>・治山対策</li> </ul>
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の被害確認等</li> <li>・災害復興住宅融資等の案内</li> </ul>
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等の猶予または減免</li> </ul>
市立大網病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者の保護</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡調整</li> </ul>
ガス事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等の猶予または減免</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係経費の出納に関する事</li> <li>・災害見舞金等の受け入れ、保管等の経理に関する事</li> </ul>
教育委員会管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童、生徒の安全確保</li> <li>・災害時の応急教育</li> <li>・教職員の動員</li> <li>・教科書、学用品の支給</li> <li>・給食施設の提供、運営、管理</li> </ul>
教育委員会生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査、保全管理に関する事</li> <li>・外国人への支援に関する事</li> </ul>

# 大網白里市災害対策本部組織図



## 第2節 情報の収集・伝達

項 目		担 当
第1 災害情報の収集・伝達	1 地震情報の収集	事務局(情報班)
	2 災害情報の収集・伝達	事務局(情報班)、防災関係機関
	3 通信・連絡体制	事務局(情報班、情報通信班、施設管理班)
第2 避難指示等の発令	1 避難指示	本部長(市長)
	2 発令権者及び要件	本部長(市長)、防災関係機関
	3 県に対する報告	
	4 関係機関への通報	
	5 解除	
第3 住民への伝達・広報	1 災害対策本部からの広報	事務局(情報班、広報班)、消防団
	2 災害拠点施設や避難所における情報配信	事務局(広報班) 避難所運営部(総括担当、要配慮者担当、居住組担当)
	3 報道機関への対応	事務局(広報班)
	4 住民相談	事務局(広報班)

### <方針・目標>

- ◆被害を最小限にとどめるために、あらゆる手段を駆使して災害情報を把握し、一刻も早く住民等へ伝達するとともに、その後の時間経過に応じ必要な情報を住民等に提供する。
- ◆応急対策活動を実施するため、関係機関と連携し、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。
- ◆災害の状況に応じ、避難指示等の発令や警戒区域の設定を行い、住民の生命又は身体を災害から守る。
- ◆情報不足による混乱の発生を防止するため、避難所への広報掲示などを含め、多様な方法によって正確な情報を伝えるための広報活動を実施する。

# 第 1 災害情報の収集・伝達

## 1 地震情報の収集

気象庁が発表する地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。

市は、銚子地方気象台の第一次区分は千葉県北東部、第二次区分は山武・長生に区分される。

### ■地震情報の種類

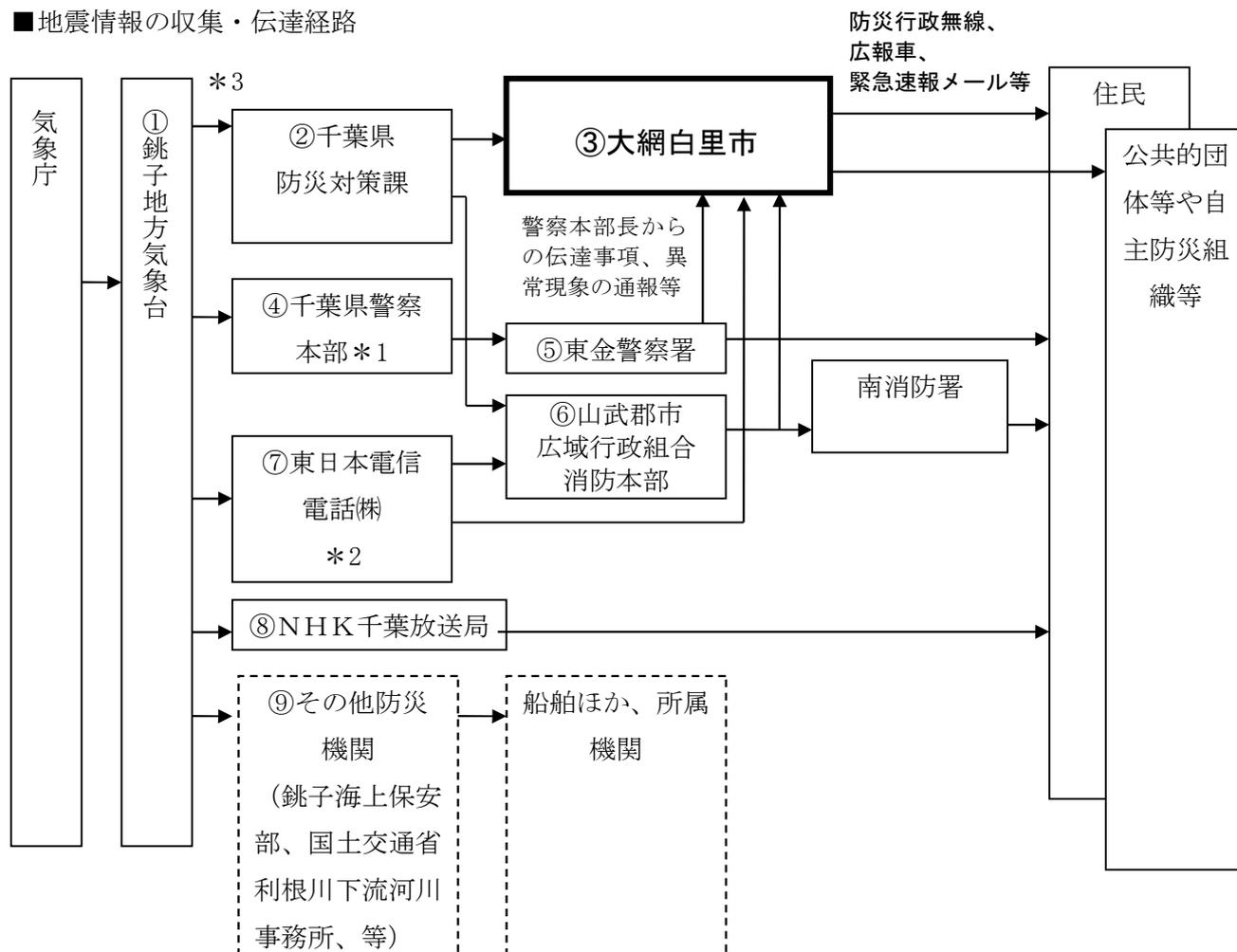
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報。	

出典：気象庁ホームページより

## 2 災害情報の収集・伝達

災害対策本部（災害警戒本部）は、銚子地方気象台、千葉県防災対策課から伝達される地震情報を、住民及び職員に対し速やかに周知する。

### ■地震情報の収集・伝達経路



\*1：気象業務支援センターを経由

\*2：東日本電信電話株については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

\*3：銚子地方気象台から県までの伝達は「千葉県防災情報システム」等により行う。なお、情報伝達用の代替通信経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

- ① 銚子地方気象台
  - ・銚子地方気象台は、地震情報を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
- ② 県
  - ・防災対策課は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、関係機関等に通報する。
- ③ 市
  - ・市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
  - ・自主防災組織への通報については、あらかじめ手段等を定めておくものとする。
- ④ 県警察
  - ・注意報・警報について、知事から要請があった場合は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。
- ⑤ 警察署
  - ・警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
- ⑥ 山武郡市広域行政組合消防本部
  - ・山武郡市広域行政組合消防本部は、気象庁からの地震情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
- ⑦ 東日本電信電話㈱
  - ・気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
- ⑧ 放送機関
  - ・気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
- ⑨ その他防災機関
  - ・県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

### 3 通信・連絡体制

#### (1) 通信手段

##### ① 電話

###### ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し 連絡を行う。

###### イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、あらかじめNTTに申し出ている電話から、交換手に非常通話・緊急通話の申し込みを行う。

###### ウ FAX

災害対策本部と関係機関の情報伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため原則としてFAXによる文書連絡により行う。

##### ② 市防災行政無線

市防災行政無線（固定系）を用いて 災害対策本部から住民への放送を行う。

また、市防災行政無線（移動系）を用いて、災害対策本部と出先機関及び災害現場へ出動している職員間の連絡を行う。

##### ③ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県情報システム等により 県災害対策本部、関係機との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

##### ④ メール配信

「緊急速報メール（エリアメール、緊急速報メール）」により、本市周辺の緊急速報メールに対応する携帯電話等に対し、文字情報を送信する。

#### (2) 通信施設が使用不能となった場合の措置

事務局（情報通信班）は、市が所有する通信手段が被災した場合又は著しく通信が困難となった場合は、次の機関所属の無線局を利用する。

##### ① 県の無線通信施設

##### ② 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

###### ア 警察通信施設

###### イ 国土交通省関係通信施設

###### ウ 海上保安部通信施設

###### エ 日本赤十字社千葉県支部通信施設

###### オ 東日本電信電話株式会社千葉支店通信施設

###### カ 東京電力パワーグリッド(株) 通信施設

###### キ 日本放送協会（NHK）千葉放送局通信施設

##### ③ その他の機関又は個人の無線局

##### ④ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

##### ⑤ その他

###### ア アマチュア無線の活用

###### イ タクシー会社等が管理する業務用無線の活用

## 第2 避難指示等の発令

### 1 避難指示・緊急安全確保

(1) 災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、本部長（市長）は、必要と認める地域の必要と認める住民に対し、「避難指示」を発令する。

「避難指示」は、災害のおそれが高く危険な場所からの避難を指示するものである。

また、立ち退き避難を行うことによりかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、本部長（市長）は、「緊急安全確保」を発令する。

「緊急安全確保」は、身の安全を確保するため、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置を指示するものである。

なお、県、警察本部、市、自衛隊及び海上保安部等の避難の指示の発令権者が、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合において、その内容を相互に通報連絡するものとする。

#### ■避難指示をする場合の目安

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき</li><li>②建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき</li><li>③ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき</li><li>④がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき</li><li>⑤ため池が決壊し、周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき</li><li>⑥その他、住民の生命・身体を保護するため必要なとき</li></ul> |
|--|

(2) 内閣総理大臣からの情報周知

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、市町村長が避難指示を行うことに加え、内閣総理大臣から国民に対し、予想される災害の事態やとるべき措置等的確かつ迅速な避難のため必要となる情報を周知する。

## 2 発令権者及び要件

本部長（市長）は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難指示を発令する。（災害対策基本法第60条）

本部長（市長）が、避難指示を発令することができないと認めるとき、又は避難指示の要求があったときなどは、下表による。避難の指示等を行った場合は、直ちに本部長（市長）へその旨を通知する。

### ■避難指示の発令権者及び要件

代行者	概要
職務代理者	危険の切迫により本部長（市長）の判断を仰ぐいとまがない場合や本部長（市長）が不在の場合には、職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）に報告する。
県知事	災害により本部長（市長）が避難指示の措置を実施できない場合には、知事が本部長（市長）の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する（災害対策基本法第60条第6項、第7項）。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、本部長（市長）等が避難の指示を行ういとまがないとき、または本部長（市長）等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官）は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）等に通知する（自衛隊法第94条）。
知事及び知事の命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、実施後、管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。  都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。なお実施後、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）。

### **3 県に対する報告**

避難指示等を発令したとき、または解除を発令したときは、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び山武地域振興事務所に報告する。

### **4 関係機関への通報**

本部長（市長）が避難指示を行った時、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

### **5 解除**

本部長（市長）は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

## 第3 住民への伝達・広報

---

### 1 災害対策本部からの広報

発災直前からその後の時間経過に応じ必要とされる情報を、以下の手段により災害対策本部から住民へ広報を行う。

(1) J-ALERT（全国瞬時警報システム）

気象庁の地震情報等を受け、消防庁が J-ALERT を通じて全国の防災行政無線を起動させ、サイレン及び音声により情報伝達を行う。

(2) 市防災行政無線（固定系）の放送

事務局（情報班）及び山武郡市広域行政組合消防本部指令課は、避難指示等を防災行政無線（固定系）を使用して行う。

(3) メール配信

事務局（情報班）は、(1)の内容を、緊急速報メールへ配信する。

(4) 広報車、消防車による巡回

事務局（情報班）及び消防団は、広報車や消防車で巡回して情報の収集や伝達を行う。

(5) 市ホームページの活用と災害広報紙の配布

事務局（情報班）は、災害対策の実施方法、被災者支援に関する情報について、市ホームページに掲載する。

また、事務局（広報班）は、災害広報紙を作成し、住民へ配布する。

(6) 災害情報共有システム（L-アラート）

事務局（情報班）は、千葉県災害情報システムに避難指示等の発令や避難所の開設情報を入力し、災害情報共有システム（L-アラート）を通じて、テレビ、インターネット等に情報を表示する。

(7) ポータルサイトを運営する事業者への協力依頼の検討

事務局（情報通信班）は、各種警報やの伝達や高齢者等避難のほか、市長による避難指示等に際し、情報の伝達手段として、電気通信設備の優先利用や放送要請に加えて、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、市の避難指示等に関する情報の掲載協力依頼を検討する。

■地震災害における住民への情報伝達

順番	住民への伝達内容	主な伝達方法	(消防団、自主防災組織等への情報伝達)
第1報	地震発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-ALERT（全国瞬時警報システム）による防災行政無線の自動起動と情報伝達。</li> </ul>	
第2報	避難指示等 ①避難指示等の理由 ②避難の対象区域 ③避難先、その場所名 ④避難経路 ⑤その他注意事項 警戒区域の設定及び立入制限、広域避難場所の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-ALERT 自動放送後の防災行政無線の手動放送</li> <li>緊急速報メール等の活用</li> <li>広報車、消防車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配信メール等による地震情報等を伝達、巡視開始指示、避難行動の指示</li> <li>警戒区域の周知、立入禁止措置等の対応指示</li> <li>警戒区域での活動時間の設定と避難行動の徹底</li> </ul>
第3報	広域避難場所の設定、開設する避難所等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線</li> <li>緊急速報メール等の活用</li> <li>広報車、消防車</li> <li>市ホームページ、災害広報紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設する避難所、広域避難場所の周知、誘導</li> </ul>
第4報	地元及び避難所等への情報提供 ①被害状況 ②交通状況・ライフライン施設の被害状況 ③応急対策の概況、復旧の見通し ④住民の取るべき防災対策 ⑤食料・飲料水の供給等に関する情報 ⑥その他必要な事項 記者会見向けの情報 ①被害の状況 ②市の活動状況 ③今後の応急対策の方針と計画 ④住民その他関係機関等への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部における記者会見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団活動拠点等の周知</li> <li>災害対策本部に対する定時報告を指示</li> </ul>

## 2 災害拠点施設や避難所における情報配信

事務局（広報班）は、市庁舎のほか開設された避難所等へ、災害情報、被害状況、市の対応状況等の情報配信を行うこととする。

また、避難所運営部（運営担当、要配慮者担当、居住組担当）は、開設した避難所に掲示板等を設置し、災害情報、被害状況、市の対応状況等を掲出するなど、避難者への情報伝達に努める。

なお、区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等は、開設された避難所の掲示板から情報を入手し、避難行動要支援者を含む地域住民等へ周知するほか、掲示板を活用して地域住民等に向けた安否情報の提供を行う。

### ■避難所における広報の例

- ① 掲示板の設置
- ② 区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等による口頭伝達
- ③ 手話、外国語ボランティア等による伝達

## 3 報道機関への対応

### (1) 放送要請

事務局（情報通信班）は、災害のため、電話や無線通信設備等により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信施設を優先的に利用し、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

### (2) 報道機関への発表

事務局（広報班）は、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

なお、災害情報は時々刻々と変化することから、何時何分現在の情報であることを明確にして提供することとする。

また、無用な混乱を避けるため、職員関係者から不確実性の高い情報が流出しないよう、報道機関に対する災害情報等の提供窓口は、事務局（広報班）に一元化することとする。

### (3) 報道機関への要請

事務局（広報班）は、新聞等の報道機関に対し、指定した記者会見会場で取材するよう要請するほか、避難者等への取材についても、プライバシー等に十分配慮するよう要請する。

## 4 住民相談

### (1) 総合窓口の設置

事務局（窓口班）は、被災者の生活再建支援等に係る相談に対応するため、庁舎内に総合窓口を開設するほか、避難所運営部（受付担当）を補助し、各避難所に相談窓口の開設を行う。

なお、避難所運営部（受付担当）は、必要に応じて各避難所等の巡回相談を実施し、被災者や避難者の要望等を把握する。

なお、手話や外国語ボランティア等を必要とする場合には、事務局（指揮班）へ要請する。

#### ■総合窓口での相談事項例

- ① 搜索依頼の受付
- ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- ③ 罹災証明書の発行
- ④ 埋火葬許可書の発行
- ⑤ 他各種証明書の発行
- ⑥ 仮設住宅の申し込み
- ⑦ 住宅の応急修理の申し込み
- ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み
- ⑨ 生活資金等の相談等
- ⑩ 廃棄物、防疫に関すること
- ⑪ 法律相談
- ⑫ 税の減免等に関すること
- ⑬ 医療・福祉に関すること
- ⑭ 商・工・農林業への支援
- ⑮ ライフライン復旧に関すること
- ⑯ 教育に関すること

## 第3節 災害情報等の把握と広報

項	目	担 当
第1 被害情報の把握・調査・報告	1 被害状況の把握	事務局(情報班) 被害調査部
	2 被害調査	公共施設部 (仮設住宅を除く全ての担当) 山武広域水道企業団 災害医療部 被害調査部 事務局(情報班)
	3 被害報告	事務局(情報班)
第2 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用基準	事務局(指揮班)
	2 被害の認定基準	災害対策本部
	3 算定方法	
	4 世帯及び住家の単位	
	5 災害救助法の適用要請	
	6 適用申請の特例	
	7 特別基準の適用申請	
	8 災害救助法による救助の実施者	
	9 救助の内容等	

### <方針・目標>

- ◆災害発生直後から市内の被災状況を報告し、県に対し早期に必要な支援要請をする。
- ◆生命の危険にかかわるような、重要かつ緊急度の高い情報を他の情報に優先して収集・報告する。
- ◆災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。なお、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じたとき、または該当することが見込まれるときは、迅速な災害救助法の適用と実施を県に要請する。

# 第1 被害情報の把握・調査・報告

## 1 被害状況の把握

応急対策活動、応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について把握する。

### (1) 災害直後の情報収集

事務局（情報班）は、参集職員、各部、関係機関等から次の情報を収集する。

なお、災害発生直後の情報収集体制としては、被害調査部（総括担当、建物被害調査担当、産業被害調査担当、危険度判定担当）は、職員の安全を確保し、市域を巡回して各地区の被害概況を把握する。

また、円滑な諸証明等の発行が行えるよう、被害調査部（証明発行担当）は、事務局（情報班）と連携して、必要な情報整理と集計環境の構築にあたることとする。

#### ■事務局（情報班）において緊急で把握する情報

- ① 建物・宅地被害の発生状況
- ② 土砂災害の発生状況
- ③ 死傷者の発生状況
- ④ 避難所の状況
- ⑤ ライフライン途絶の状況
- ⑥ 火災の発生状況
- ⑦ 道路の通行障害の発生状況
- ⑧ 救護所の状況
- ⑨ 交通（鉄道、駅）の被害状況
- ⑩ 河川・水路等の状況

### (2) 異常事象発見時における措置

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報する。
- 2 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- 3 通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ① 銚子地方气象台
- ② その災害に関係のある近隣市町村
- ③ 山武土木事務所
- ④ 東金警察署
- ⑤ 山武郡市広域行政組合消防本部指令課及び南消防署

### (3) 火災情報

火災発生を発見した者は、速やかに119番通報を行う。

### (4) 応急対策の実施状況等の情報収集

各部等は、応急対策の実施状況等を本部会議等において報告する。また、事務局（情報班）は関係機関等の対応状況について情報共有を図る。

(5) 収集報告にあたって留意すべき事項

- 1 情報収集の迅速・正確を期するため、設備及び要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- 2 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- 3 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

## 2 被害調査

(1) 被害の調査

災害発生初期は、被害状況の把握を迅速且つ的確に行うものとする。

被災現場の状況確認にあたっては、災害の危険から身を守るため、ヘルメット、作業着、安全靴、グローブ等を着用するものとする。

この際、災害状況の全体像を早期に把握するため、協定締結団体等のドローンの活用に留意する。

なお、被害調査部（総括担当、建物被害調査担当、産業被害調査担当、危険度判定担当）、公共施設部（仮設住宅を除く全ての担当）は、速やかに被害状況を事務局（情報班）へ報告するものとする。

また、「被害の認定基準」に基づく被害調査を実施するものとする。

### ■部門別調査の担当及び対象

作業部	調査担当班	調査対象
公共施設部	道路河川担当	河川、道路、橋梁被害、崖くずれ
	ガス施設担当	市営ガス
	下水道施設担当	下水道
	山武郡市広域水道企業団	上水道
	廃棄物担当	廃棄物処理施設、災害廃棄物
	施設管理担当	公共施設（公園、病院、教育施設、社会体育施設等）
災害医療部	総括担当、救護担当	人的被害、福祉施設被害、死者、行方不明者
	検案補助担当	身元不明の遺体
被害調査部	建物被害調査担当 （総合調整担当、危険度判定担当） ※災害発生初期は作業部全体で調査する	住家被害 全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況
	危険度判定担当	応急危険度判定（建物・宅地）
	産業被害調査担当	農業作物、農業施設被害、林業被害、商業被害、工業被害、観光施設被害

(2) 被害調査の提出

各部長は、被害調査の結果を取りまとめ、事務局（情報班）へ提出する。

### 3 被害報告

(1) 報告の流れ

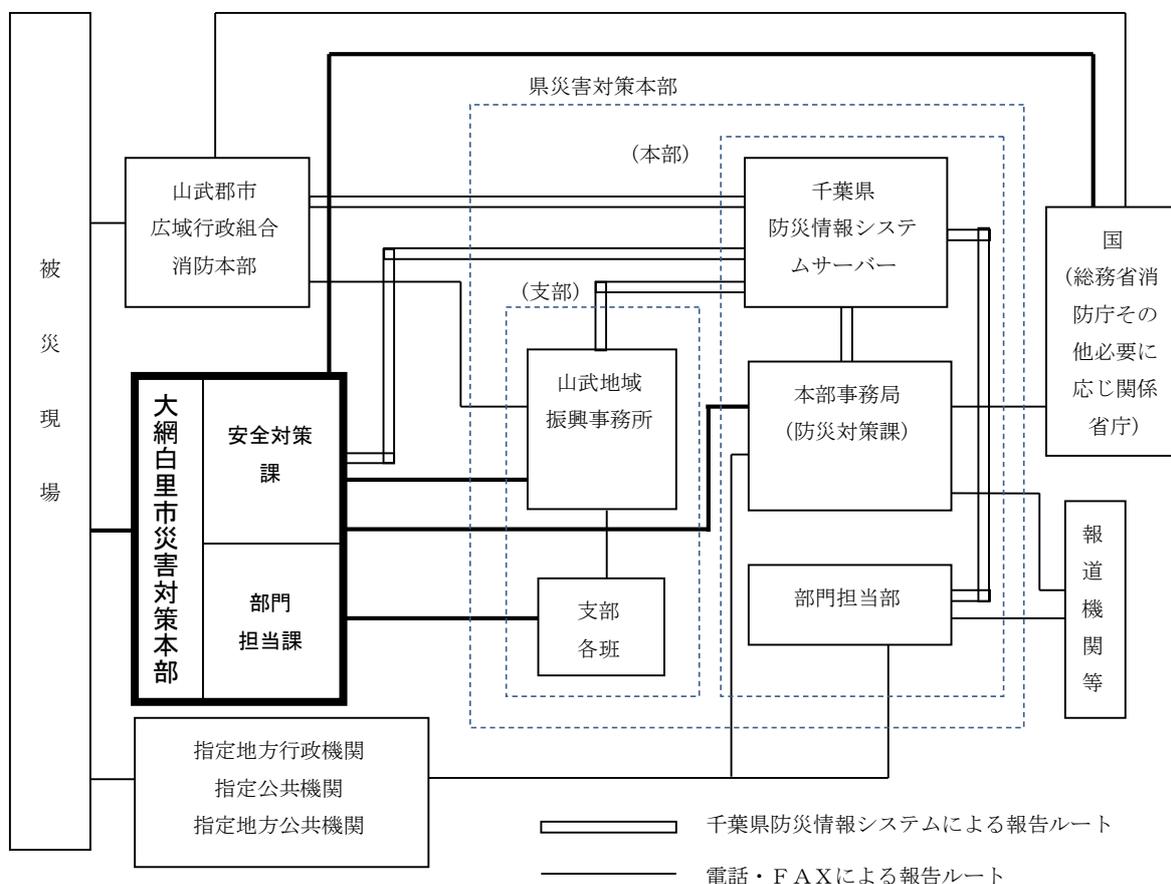
事務局（情報班）は、千葉県防災情報システム、電話、FAXまたは千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局へ被害報告を行う。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

- 1 震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。
- 2 震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」（令和元年6月改正）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。
- 3 同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときは、その旨を総務省消防庁及び県へ報告する。

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

#### ■被害情報等の収集報告の流れ



(2) 報告先

報告先は、次のとおりである。

■勤務時間内

通信手段		総務省消防庁 (応急対策室)	千葉県 (防災対策課)	山武地域振興事務所 (地域振興課)
県防災 行政無線	電話	048-500-90 -49013 (衛星系)	500-7320 (地上系)	506-721 (地上系)
			012-500-7320 (衛星系)	012-506-721 (衛星系)
	F A X	120-90-49033 (地上系)	500-7298 (地上系)	506-722 (地上系)
		048-500-90 -49033 (衛星系)	012-500-7298 (衛星系)	012-506-722 (衛星系)
一般加入 電話	電話	03-5253-7527	043-223-2175	0475-54-0222
	F A X	03-5253-7537	043-222-1127	0475-55-6279

■勤務時間外

通信手段		総務省消防庁 (宿直室)	千葉県 (防災行政無線統制室)	山武地域振興事務所 (地域振興課)
県防災 行政無線	電話	048-500-90 -49102 (衛星系)	500-7225 (地上系)	506-721 (地上系)
			012-500-7225 (衛星系)	012-506-721 (衛星系)
	F A X	120-90-49036 (地上系)	500-7110 (地上系)	506-722 (地上系)
		048-500-90 -49036 (衛星系)	012-500-7110 (衛星系)	012-506-722 (衛星系)
一般加入 電話	電話	03-5253-7777	043-223-2178	0475-54-0222
	F A X	03-5253-7553	043-222-5219	0475-55-6279

(3) 報告の種類、時期及び方法

県への報告の内容・方法等は以下のとおりである。報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■ 県への報告の種類、時期及び方法

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害 総括 報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	① 原則として1日2回10時・15時現在で把握している情報を30分以内 ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	災害年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額 総括報告		各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回10時・15時現在で把握している情報を30分以内 ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

## ■被害の収集・報告における留意事項

- ①発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- ②人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ③被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ④情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ⑤被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑥罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

## 第2 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

#### ■災害救助法の適用基準

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	60以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
		30以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号 前段
		多数	
	災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること	多数	第1条第1項第3号 後段
災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること	県知事が内閣総理大臣と協議	内閣府令第1条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		第1条第1項第4号
	災害が発生しまたは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること		内閣府令 第2条第1項
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること		内閣府令 第2条第2項

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。

## 2 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準（下記）による。

### ■災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷をうけたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。
---------------	--

### 3 世帯及び住家の単位

当該地域防災計画で言う、世帯及び住家の単位については次のとおりとする。

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

### 4 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

#### ■災害救助法の申請事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生の日時及び場所</li> <li>② 災害の原因及び被害の状況</li> <li>③ 災害救助法の適用の要否</li> <li>④ 既に執った救助措置及び執ろうとする救助措置</li> <li>⑤ その他必要な事項</li> </ul> |
|---|

### 5 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告する。

### 6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

## 7 災害救助法による救助の実施機関

### (1) 救助の実施機関

県知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うことができる。

市長は、上記により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。

### (2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 8 救助の内容等

救助の内容の詳細については、災害救助法による救助の種類、方法、期間等によるものとする。

## 第4節 消防・救助救急・危険物対策

項	目	担 当
第1 消防活動	1 情報の収集	災害対策本部、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織
	2 水利の確保	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、安全対策課
	3 消火活動	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団
	4 危険物等の対策	山武郡市広域行政組合消防本部
	5 消防広域応援要請	本部長(市長)、山武郡市広域行政組合消防本部、事務局(指揮班)、消防団
	6 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の活動	住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織
第2 救助・救急活動	1 救助情報の収集	災害対策本部、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、建設業組合、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織
	2 救助活動	
	3 救急活動	
	4 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所の活動	

### <方針・目標>

- ◆消火活動、救助活動は、山武郡市広域行政組合消防本部と消防団が連携し、双方の役割に応じた活動分担の下に効果的に実施する。
- ◆火災の規模が大きく救助者が多数にのぼるなど、市の消防力では対応できないと判断される場合は、県内の消防機関の応援を要請して対応する。
- ◆住民・自主防災組織は、連携して救助活動、初期消火活動、負傷者の搬送等の初期対応を行うことを原則とする。

# 第1 消防活動

---

## 1 情報の収集

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し山武郡市広域行政組合消防本部の消防力が劣勢になることが懸念される。

このため、人的・社会的被害を最小限に食い止めるため、火災の早期発見が不可欠であることから、地震発生直後は、災害対策本部（災害警戒本部）、消防団、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等が連携を図り、火災発生状況等の情報収集に努めるものとする。

### ■収集する情報の種類

- |                     |
|---------------------|
| ①火災の発生状況            |
| ②区・自治会・自主防災組織等の活動状況 |
| ③通行可能な道路の状況         |
| ④無線通信の状況            |
| ⑤使用可能な消防水利の状況       |

## 2 水利の確保

市内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保を図る。

- (1) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備
- (2) 池、河川等の自然水利の活用
- (3) プール、雨水貯留施設等の既存の人工水利の活用

## 3 消火活動

### (1) 活動方針

災害時には、住民の生命、身体的安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

### (2) 山武郡市広域行政組合消防本部と連携した消防活動の実施

消防団は、山武郡市広域行政組合消防本部と連携して消防活動を効果的に行う。双方の活動の基本的な分担は以下のとおりである。

#### ① 山武郡市広域行政組合消防本部の活動

##### ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

② 消防団の活動

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

山武郡市広域行政組合消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行うものとする。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(3) 連携して消火活動を行う場合の共通留意事項

山武郡市広域行政組合消防本部と消防団が連携して消火活動を行う場合の留意事項は、以下のとおりである。

■消火活動の共通留意事項

- |   |
|---|
| <p>①風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的な消防力を投入する。</p> <p>②延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。</p> <p>③延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難を呼びかける。</p> <p>④危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。</p> <p>⑤病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>⑥住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。</p> <p>⑦消防活動対応職員等の安全を確保する。</p> |
|---|

## 4 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置（山武郡市広域行政組合消防本部）

- ① 必要に応じて保安措置等の指導を行う。
- ② 関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物施設の所有者、管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ① 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置。
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策。
- ③ 危険物による災害発生時の自衛防災組織活動と活動要領の制定。
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ① 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

## 5 消防広域応援要請

本部長（市長）は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、県内の消防力をもってしても対処できないと認められる場合、あるいは消防に関するヘリコプターの応援が必要とされる場合は、県を通じて緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

緊急消防援助隊要請時、県（知事）に連絡をとることができない場合は、直接消防庁長官を通じて要請するものとする。

事務局（指揮班）及び消防団は、消防広域応援要請をした場合には、山武郡市広域行政組合消防本部と連携して、応援隊の受け入れと活動支援を行う。

緊急消防援助隊の受け入れ先は、大網東小学校運動場とする。

## 6 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の活動

### (1) 住民、区・自治会、自主防災組織の活動

住民、区・自治会、自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

### (2) 事業所の活動

事業所及び大規模事業所等の自衛消防組織は、火災が発生した場合、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

#### ■事業所の消火活動等

- ①警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ②自衛消防組織による初期消火、延焼防止活動
- ③必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤立入り禁止措置等の実施

## 第2 救助・救急活動

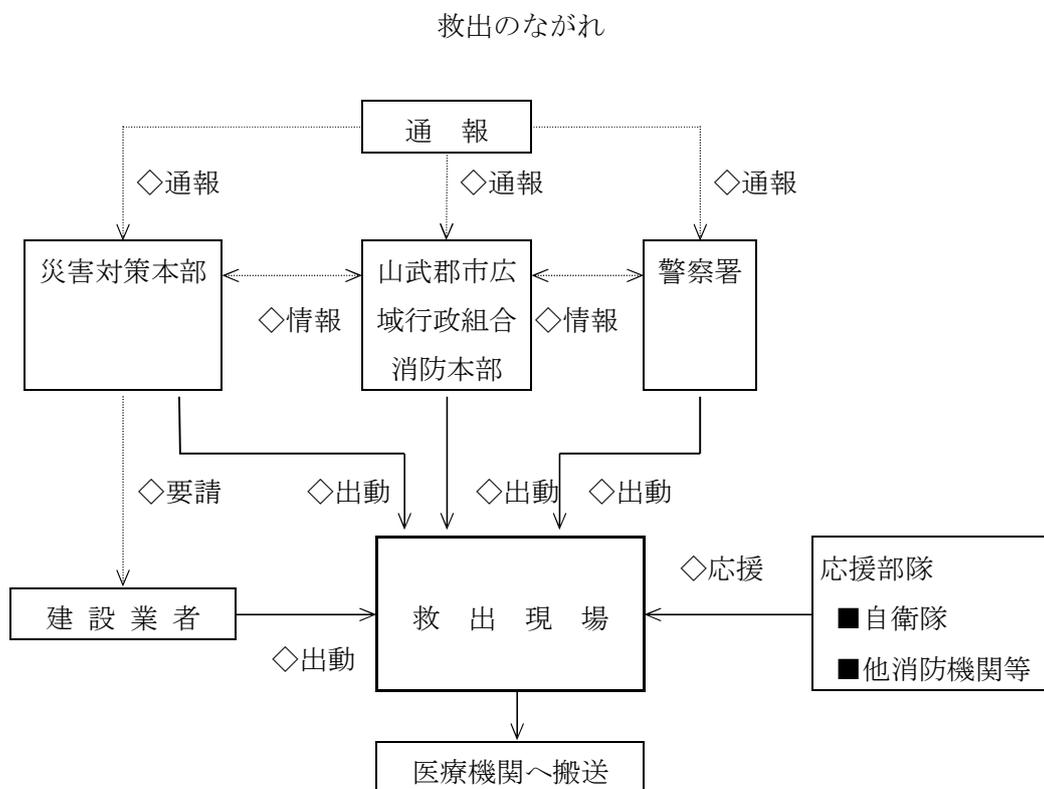
### 1 救助情報の収集

#### (1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、災害対策本部（災害警戒本部）、山武郡市広域行政組合消防本部又は東金警察署等へ通報する。

#### (2) 要救助情報の収集

災害対策本部（災害警戒本部）は、山武郡市広域行政組合消防本部及び東金警察署等に通報された情報を収集し管理する。なお、行方不明者等の情報に関しては、住民や自主防災組織から氏名、性別、年齢、被災場所、身体及び衣服の特徴等を把握し救出に役立てる。



## 2 救助活動

### (1) 救助活動

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、救助チームを編成し、救助情報を基に救助チームの出動等を指揮する。

#### ■救助活動の原則

- ①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
- ⑤救助を行う職員の安全を確保する。

### (2) 応援要請

事務局（指揮班）は、被害状況等に応じて自衛隊、警察署、隣接消防機関、建設業組合等に重機、資機材等の供給を要請する。

### (3) 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の救助活動

住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

## 3 救急活動

山武郡市広域行政組合消防本部、消防団及び住民は、救出現場から救護所までは、救急車又は一般車両等で傷病者を搬送する。また、山武郡市広域行政組合消防本部は、救護所から後方医療施設（市立大網病院又は市外の医療施設）まで救急車にて搬送する。

事務局（指揮班）は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

## 4 住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の活動

住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織は、災害が発生した場合に災害が発生した場合に連携して救助活動、負傷者の搬送等の初期対応を行い、山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団が到着した場合にはその指示に従う。

## 第5節 警備・交通対策

項	目	担 当
第1 警察の災害警備	1 警備体制の確立	東金警察署
	2 警備活動	
第2 避難所等の警備	1 避難後の警備	東金警察署
	2 避難所の警備	避難所運営部、東金警察署、消防部、避難所運営委員会
第3 交通対策	1 交通情報の収集	事務局、東金警察署
	2 交通規制	公共施設部(道路河川担当)、東金警察署等
	3 緊急通行車両等の確認	事務局(施設管理班)
	4 緊急輸送路の確保	公共施設部(道路河川担当)、建設課、都市整備課、安全対策課

# 第 1 警察の災害警備

東金警察署は、震災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、震災の発生を防御し、震災の拡大を防止するため、住民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたる。

## 1 警備体制の確立

東金警察署は、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

### ■ 署警備本部等の具体的設置基準

区分	種別	具体的設置基準
警備連絡室	連絡室長	○ 署長が指定する者
	共通事項	○ 署長が必要と認めた場合
	地震 津波	○ 管内で震度4以上の地震が発生した場合 ○ 管内に津波注意報が発表された場合 ○ 警備対策室の設置に至らない程度の被害で署長が必要と認めた場合
	風水害	○ 大雨、暴風、高潮、暴風雪、に係る警報が発表された場合 ○ 台風が接近、上陸するおそれがある場合
警備対策室	対策室長	○ 署長又は署長が指定する者
	共通事項	○ 署長が必要と認めた場合
	地震 津波	○ 被害程度が小規模な場合 ○ 管内に津波警報が発表された場合
	風水害	○ 大雨、暴風、高潮、暴風雪に係る警報が発表され、被害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合
警 備 本 部	共通事項	○ 甚大、大規模又は特異重要な災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で署長が必要と認めた場合
	地震	○ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合(全職員が参集) ○ 管内で震度5強以上の地震が発生した場合(ただし、震度5強の地震発生時は、予め指定した署員で対応する。)
	津波	○ 管内に特別警報(大津波警報)又は津波警報が発表され、大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合
	風水害	○ 大雨、暴風、高潮、暴風雪に係る特別警報又は警報が発表され、大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合

## 2 警備活動

### (1) 震災警備活動要領

警察の震災警備活動要領は次のとおりである。

#### ■ 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集および伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次被害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な措置

### (2) 震災警備体制の解除

震災警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

#### ■ 警備体制解除時の措置

- ① 被害状況等のまとめ
- ② その他必要な事項

## 第2 避難所等の警備

---

### 1 避難後の警備

東金警察署は、避難後の無人化した住宅地、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締まり等にあたる。

### 2 避難所の警備

避難所運営部（施設管理班）は、東金警察署、消防団、避難所運営委員会と連携して、避難所内及びその周辺のパトロールを行う。

## 第3 交通対策

---

### 1 交通情報の収集

事務局は、東金警察署と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

#### ■収集する交通情報

- |                         |
|-------------------------|
| ①主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し  |
| ②交通規制の実施状況(道路名、区間、迂回路等) |
| ③特に危険と認められた道路及び橋梁の位置    |
| ④その他必要な事項               |

### 2 交通規制

#### (1) 交通規制の実施

県公安委員会は、緊急輸送など応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

公共施設部（道路河川担当）は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、通行禁止又は制限等の措置をとる。

#### ■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内又は近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条

警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において、車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条

(2) 震災発生時における運転者の取るべき措置

① 車両運転中の場合

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 車両運転中以外の場合

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。

- ③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次の措置を講ずること
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある）。

### 3 緊急通行車両等の確認

#### (1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- ① 車両の使用者は、災害対策基本法施行令第33条に基づき、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に該当する緊急通行車両であることの確認を求める。
- ② 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。
- ③ 交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。
- ④ この届出に関する事務手続きは、知事においては、県危機管理部危機管理課長又は地域振興事務所所長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長に行う。

#### (2) 緊急通行車両等の事前届出について

- ① 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)業務の実施について責任を有する者(指定行政機関等の長)とする。申請先は、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
- ② 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ③ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けてない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

本部事務局(施設管理班)は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

知事又は公安委員会(警察署長)は、使用者の申し出により、応急対策で物資の輸送等に使用する車両を緊急通行車両として確認する。確認は、警察署及び交通検問所で行う。

## 4 緊急輸送路の確保

### (1) 緊急輸送路の確保

公共施設部（道路河川担当）は、東金警察署と連携を図り、道路の被害状況等を勘案して緊急輸送道路を選定する。また、点検、交通規制、応急復旧等の措置を図り通行を確保する。

#### ■市の緊急輸送道路

主要地方道千葉大網線、主要地方道山田台大網白里線

### (2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内道路を緊急輸送道路1次路線と2次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

#### ■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	目的	市内の路線
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、 国道128号
2次路線	1次路線を補完し、市役所等を相互連絡する県道等	主要地方道飯岡一宮線、 主要地方道千葉大網線

---

---

### 【資料編】

#### 4-1 緊急輸送車両事前届出書等

## 第6節 地震避難対策

項 目		担 当
第1 避難場所等の指定及び定義	1 避難場所等の指定	避難所運営部、安全対策課
	2 避難場所等の定義	
	3 避難所の設置	本部長(市長)
	4 円滑な避難所の開設	本部長(市長)、避難所運営部、事務局
	5 避難状況の報告及び記録	事務局(指揮班)、避難所運営部(総括担当)
	6 避難所の統合・縮小	事務局(指揮班)、避難所運営部(総括担当)
	7 避難所の閉鎖	事務局(指揮班)、避難所運営部(総括担当)
第2 避難行動・避難誘導	1 避難行動	住民、区・自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関
	2 避難誘導	
第3 避難場所から避難所への誘導		区・自治会、自主防災組織、消防団
第4 避難所のレイアウト		避難所運営部
第5 避難所の運営	1 運営体制	避難所運営部、区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会、事務局(指揮班、情報班、物資班)
	2 受け入れ	
	3 食料・物資の供給	
	4 運営物資等の需要把握と要請	
	5 要配慮者等への対応等	
	6 ペットへの対策	

## ＜方針・目標＞

- ◆避難を可能な限り安全に実施するため、避難所等の定義を明確にし、災害の種類や規模に応じて避難所等の指定を行う。
- ◆自分の身は自分で守る基本原則に則り、災害発生時の避難行動・避難誘導は、住民、区・自治会、自主防災組織などが連携して自主的に行い、市や消防団等がこれを支援する。
- ◆できる限り安全に、かつ計画的に避難に対処するために、災害の種類、内容・規模に応じた避難所開設を行うとともに、その後の経緯に応じた避難所の統合、閉鎖を行う。
- ◆開設後に安全かつ迅速に避難者を受け入れることができるよう、当該施設で避難所として利用する範囲及び避難スペースの配置等について施設管理者と協議し、あらかじめ災害時における避難所のレイアウト案を定める。
- ◆避難所の運営においては、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主運営を基本とする。市はこれを支援するために、避難者の受け入れ、食料・物資の供給など、避難所の運営に係る事項を包括的にとらえたバックアップ体制づくりを行う。
- ◆避難者と支援する市の職員等は『被災者』という共通の立場で協力して避難所運営にあたる。避難者は避難者情報の集約や安否情報の確認に協力する。
- ◆中長期に渡る避難所生活を必要とする避難者に関しては「居住組」を編成する他、避難所運営等へ積極的に参加する。

# 第 1 避難場所等の指定及び定義

## 1 避難場所等の指定

市（安全対策課）は、次の施設等を、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビル、福祉避難所として指定する。

指定緊急避難場所一覧

	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所該当施設
			地震	津波	土砂災害	洪水	高潮	
1	中央公民館	大網 121-2	○		○	○		○
2	保健文化センター	大網 100-2	○		○	○		○
3	中部コミュニティセンター	柿餅 26-1	○	○		○		○
4	白里公民館	南今泉 1088-1	○	※○		○	○	○
5	大網小学校	みどりが丘 3-18-3	○		○	○	○	○
6	瑞穂小学校	永田 1055	○		○	○	○	○
7	増穂小学校	北飯塚 281	○			○	○	○
8	白里小学校	南今泉 3349	○	※○		○	○	○
9	大網東小学校	富田 32-2	○			○	○	○
10	増穂北小学校	上貝塚 317	○			○	○	○
11	季美の森小学校	季美の森南 1-28	○			○	○	○
12	大網中学校	金谷郷 275	○		○	○	○	○
13	増穂中学校	北飯塚 200-1	○			○	○	○
14	白里中学校	細草 1385-1	○			○	○	○
15	大網高等学校	大網 435-1	○				○	
16	大網白里アリーナ	上貝塚 160	○	○		○	○	○
17	市運動広場	南飯塚 477-1	○				○	
18	みどりが丘近隣公園	みどりが丘 3-17	○				○	
19	みずほ台近隣公園	みずほ台 2-20-1	○				○	
20	季美の森南近隣公園	季美の森南 4-7-1	○				○	
21	農村ふれあいセンター	金谷郷 1356-2	○		○	○	○	○
22	農村環境改善センター	南今泉 140-1	○			○	○	
23	北吉田市有地	北吉田 184-1	○	○			○	
24	諏訪神社	北今泉 2076	○				○	
25	要行寺(四天木)	四天木甲 1342	○				○	
26	弥幾野自治会館	南横川 3141-1	○	○		○		
27	白里小学校 3階・屋上	南今泉 3349		○				
28	白里中学校 3階・4階	細草 1385-1		○				
29	浄化センター 屋上	四天木 556-2		○				
30	ブラセル九十九里 屋上	北今泉 3045		○				
31	オーシャンビュー白里ダイヤモンドマンション 4階以上共用部分・屋上	南今泉 4837-2		○				
32	防災第1号公園(津波避難タワー)	四天木甲 2982-1		○				
33	防災第2号公園(南四天木薬山)	四天木 980		○				
34	福岡地区コミュニティセンター	東金市砂古瀬 426-1		○				

※ 大津波警報時は使用しない

## 2 避難場所等の定義

避難場所等の定義は以下のとおりとする。

### ■避難場所等の定義

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために避難する場所をいう。 市では災害対策基本法（第49条の4）に基づき災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、異常な現象の種類ごとに、災害が及ばない場所又は施設を指定している。
指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、また、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。
津波避難ビル	津波発生時に、地域住民等が一時的に緊急避難・退避するため、市が指定した施設をいう。
福祉避難所	一時的な避難所で生活することが困難な要配慮者に対し、必要な支援を行い、避難生活が送れるよう配慮した公民館、高齢者福祉施設、特別支援学校等の施設をいう。

## 3 避難所の設置

- (1) 避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- (2) 市長は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が緊迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

## 4 円滑な避難所の開設

地震による建物被害や火災等で避難者が発生し、一時的に滞在する施設が必要と判断されたとき、市長は避難所の開設指示を行う。

### (1) 優先的に開設する避難所

「中央公民館、保健文化センター、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館」を優先的に開設する避難所として予め選定し、災害の発生状況及び職員等の配備体制等を考慮した上で、開設する避難所を決定するものとする。

なお、福祉避難所は、優先的に開設する避難所に併設する。

#### ■優先的に開設する避難所

地区	施設名
大網地区	中央公民館、保健文化センター
増穂地区	大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター
白里地区	白里公民館

#### (2) 避難所開設情報等の伝達

市民等に対し、高齢者等避難や避難指示と合わせて、避難所（福祉避難所）の開設情報を円滑に周知する。

#### ■避難所開設情報等の伝達方法

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ・防災行政無線（同報系） | ・緊急速報メール（エリアメール等） |
| ・広報車         | ・ホームページ           |

#### (3) 避難所の開設

避難所の開設を指示された施設管理者は、配備された防災行政無線を通じ、施設状況（建物・電気・ガス・水道・トイレ・通信等の状況）を事務局（指揮班）へすみやかに報告し、開設の可否を確認する。

避難所運営部（総括担当、食料物資担当）は、交代要員を含めた職員の編成を行い、開設に必要な物品・様式等を準備の上、避難所開設作業を行う。

なお、避難所開設後、事務局（指揮班）へ開設状況を報告することとし、事務局（指揮班）は、避難所の開設状況を取りまとめて県及び関係機関等へ報告する。

また、避難所の運営については、区・自治会、自主防災組織の協力を得て行うものとする。

#### ■避難所開設時の準備品等

- |                   |                       |             |       |      |
|-------------------|-----------------------|-------------|-------|------|
| ・公用車              | ・避難者カードを含む避難所運営用道具箱一式 |             |       |      |
| ・防災行政無線移動系（充電器確認） | ・救急箱                  | ・食料         |       |      |
| ・水                | ・毛布                   | ・季節に応じた日用品類 | ・発電機  | ・投光器 |
| ・マスク              | ・アルコール消毒液             | ・体温計        | ・ゴム手袋 | ・ゴミ袋 |

## 5 避難状況の報告及び記録

避難所運営部（総括担当、受付担当）は、各避難所における避難者名簿等の情報を整理し、事務局（情報班）へ報告する。

事務局（情報班）は、避難者名簿等を整備し、安否確認の問い合わせに備える。

## 6 避難所の統合・縮小

事務局（指揮班）及び避難所運営部（総括担当）は、避難者が減少したときは最寄りの避難所と統合するなど、規模の縮小を図る。

避難所への受け入れ期間の長期化が見込まれ、小中学校などで教育活動の再開に支障を来たす場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

## 7 避難所の閉鎖

事務局（指揮班）及び避難所運営部（総括担当）は、災害が収まり、かつ避難する必要がなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

## 第2 避難行動・避難誘導

---

### 1 避難行動

災害により、周囲が危険な状態に陥ったときは、より安全な場所へ移動して危険を避ける必要があることから、公園や広場等、広い空間へ集まり、身近な人の安否確認や災害の状況について確認することとする。

なお、災害の状況により、危険を回避する必要がある場合は、指定緊急避難場所に避難を開始する。

### 2 避難誘導

災害の危険性があり、安全な場所への避難誘導を必要とするときは、区・自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関等の避難支援等関係者は、避難行動要支援者や地域の住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、指定緊急避難場所への誘導に努めることとする。

なお、避難行動要支援者における避難支援に関しては、平成25年8月に内閣府が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正されたため、市は、改正された「取り組み指針」を基に、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を見直すなど対応方針を明確にし、それに基づく安否確認や避難支援を行うこととする。

また、庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における施設利用者等の避難誘導は、各施設の長が行う。

## 第3 避難場所から避難所への誘導

---

指定緊急避難場所へ避難した避難者について、避難所への避難を必要とするとき、地域性に応じた避難所を開設し誘導を行う。

なお、避難誘導は、区・自治会、自主防災組織等による集団避難を基本とし、開設された避難所へ効果的に誘導するものとする。

## 第4 避難所のレイアウト

避難所運営部は、避難所として利用する範囲について当該施設管理者と協議し、あらかじめ災害時における避難所のレイアウト案を定めるものとする。

なお、学校等の教育施設を避難所として使用する場合は、学校教育の運営に与える影響に配慮することとし、避難規模に応じた複数のレイアウト案を予め定めるものとする。

なお、避難所を運営するために、次表を参考とした空間の確保に努めることとする。

### ■避難所で確保するスペース（学校の例）

利用の区分	場所、位置	機能
避難所の管理・運営	体育館入口	避難者の受付所 事務室 会議・広報場所 相談窓口 避難所運営者の仮眠所等
食事の対処	屋外仮設テント等	炊出し、調理
医療活動やカウンセリング	保健室、屋外医療用テント等	救護所 育児室
物資の保管・配布	倉庫、教室等	物資等の保管場所 物資等の配布場所
避難者	体育館、運動場	休憩、宿泊所 更衣室（兼授乳場所） 屋外仮設調理場（電気調理器具） 屋外遊戯場
通信や情報連絡	体育館の一角、廊下	特設公衆電話コーナー 広報板（ホワイトボード）
避難行動要支援者	教室、小部屋、体育館の一角等	冷暖房設備が整った教室、小部屋（和室、多目的室など）、仕切られたスペース等
その他	運動場等	仮設トイレ、ゴミ集積場、喫煙場所 物資等の荷下ろし場 仮設入浴場 洗濯・物干場 駐輪場・駐車場 ペット飼育場所

注：校長室・職員室・事務室は、教育活動の再開に備え、避難所としての利用は行わない。

：保健室・調理室・放送室等は、原則として、一般避難者の立ち入りを禁止する。

：各避難所の個別レイアウトは、別途定める「避難所運営マニュアル」による。

## 第5 避難所の運営

---

### 1 運営体制

市は、予め優先的に開設する避難所として定めた「中央公民館、保健文化センター、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館」の中から、災害の発生状況及び職員等の配備体制等を考慮した上で、開設する避難所を決定し、避難所運営部を編成して、避難所開設を予定しているところである。

しかしながら、災害の規模が大きければ大きいほど、市職員も被災している可能性が有り、職員の派遣が遅れることにより、避難所の開設や運営に支障をきたすことが想定されることから、避難所の開設については区・自治会、自主防災組織等の協力を得て行う。また、避難所の運営は、避難者の中から区・自治会、自主防災組織等の関係者を構成員とする「避難所運営委員会」を設置し、女性や要配慮者（高齢者、障がい者等）、アレルギーのある方の意見などが反映できる環境の整備を図る。

### 2 受け入れ

#### (1) 避難者情報の収集・報告

避難所運営部は、区・自治会、自主防災組織等と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報（避難者情報）を取りまとめ、事務局（情報班）へ報告する。

#### (2) 避難者への情報提供

避難所運営部（総括担当、要配慮者担当、居住組担当）は、地域住民及び施設管理者と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。

#### (3) 避難所の状況報告

避難所運営部（総括担当）は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、定期的に事務局（指揮班、情報班、物資班）に報告する。

### 3 食料・物資の供給

事務局（物資班）及び避難所運営部（食料物資担当）は、避難所の開設後、限られた食料や物資を効果的に提供するため、避難所運営に応じた物資供給を行う。

なお、避難所の開設時を含め、各避難所に供給する主な物資等は次のとおりとする。

また、避難所への食料や物資の搬入には人手を必要とすることから、避難所運営部（食料物資担当）は、施設管理者や避難者などの協力によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内へ物資等を搬入する。

搬入場所に保管された食料物資は、各避難所避難所運営委員会と連携した在庫管理を行うこととし、避難者へ計画的に配給する。

#### ■避難所運営で使用する主な物資

- |                       |                   |                  |            |      |      |     |
|-----------------------|-------------------|------------------|------------|------|------|-----|
| ・避難者カードを含む避難所運営用道具箱一式 | ・防災行政無線移動系（充電器確認） |                  |            |      |      |     |
| ・救急箱                  | ・非常用食料            | ・飲料水             | ・毛布        | ・雑巾  | ・タオル | ・担架 |
| ・懐中電灯                 | ・乾電池              | ・仮設（簡易）トイレ       | ・トイレットペーパー |      |      |     |
| ・紙おむつ                 | ・生理用品             | ・点火用具            | ・防水シート     | ・テント | ・ろ水機 |     |
| ・給水槽                  | ・石油ポンプ            | ・炊飯装置            | ・住宅地図      | ・ゴミ袋 | ・マスク |     |
| ・ゴム手袋                 | ・手洗い用石鹸           | ・アルコール消毒液（衛生対策用） |            |      |      |     |
| ・飲料水用ポリタンク            | ・発電機              | ・投光器             | ・パーティション   |      |      |     |
| ・季節に応じた日用品類           | 等                 |                  |            |      |      |     |

### 4 運営物資等の需要把握と要請

避難所運営部（総括担当、要配慮者担当、食料物資担当等）は、避難者カードをもとに食料や物資等の需要を把握し、事務局（指揮班、情報班、物資班）へ報告する。

時間の経過とともに状況が落ち着いてきた段階では、避難者に対し必要とする食料物資の調査を行い、避難者ニーズを反映した要請を行う。

運営物資等の在庫を常に管理し、その後の予測を立てて計画的に要請を行うものとする。

### 5 要配慮者等への対応等

避難所運営部（要配慮者担当）は、互いに支えあう機能が保てるよう地域でまとまって避難することや、手話や必要に応じて理学療法士など専門スタッフを避難所に派遣するなど、要配慮者に適切に対応する。

女性に対する暴力等を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮し、注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させるなど、女性に配慮する。

避難所での集団生活に支障がある場合には、避難所運営委員会の判断により、施設内の他の区画を提供する。その際、個々の避難行動要支援者の実情を踏まえた対応を行う。

福祉避難所協定を締結した社会福祉施設等の受け入れ準備ができ次第、当該施設に搬送し、必要な介護や手当等の支援を行う。

## 6 感染症等の対策

災害医療部は、避難所運営委員会に感染症対策のためのトイレや居住スペース等の清掃、消毒を依頼するとともに避難所に設置した救護班または派遣した保健師等により、感染症対策の実施状況や避難者の健康状況を確認する。

避難所班は、避難者に発熱等感染症の疑いのある症状がある場合に備え、避難所設置後、速やかに健常な避難者と隔離できる専用室、専用トイレ及び動線を確保する。

## 7 ペットへの対策

本章「第14節 防疫対策 第2 動物対策 3 避難所におけるペットへの対策」参照。

## 第7節 要配慮者の安全対策

項	目	担 当
第1 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導	1 要配慮者への避難のための情報伝達	事務局(指揮班・情報班) 避難所運営部 避難支援関係者(区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団)
	2 避難誘導	
	3 避難順位	
	4 安否確認	
	5 緊急入所等	
	6 被災した要配慮者等の生活の保護	
第2 避難所での支援	1 避難所における要配慮者等への対応	避難所運営部
	2 広報活動への配慮	
	3 巡回ケアサービス等の実施	
	4 外国人に対する対応	
第3 福祉避難所の開設	1 福祉避難所の開設	避難所運営部
	2 福祉避難所開設の周知	
第4 避難所から福祉避難所への移送		
第5 被災した要配慮者等の生活の確保		
第6 社会福祉施設における災害時の対応	1 災害時の安全の確保	避難所運営部
	2 施設における生活の確保	

### <方針・目標>

- ◆災害発生後24時間以内に、地域や福祉関係団体等と協力し、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画により、避難支援等関係者の安全確保の十分な配慮のもとに、避難行動要支援者の安否確認や避難を支援する。
- ◆災害発生後24時間以内に、避難所における要配慮者の支援体制を確立し、専用スペースへの収容、福祉避難所の開設・移送、必要な介護等を実施する。
- ◆社会福祉施設等は、施設管理者の責任において入所者の安全を図る。必要に応じて他施設への飲料水等の供給や緊急入所受け入れ等の支援等を行う。

※要配慮者は、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を指す。日常的には健常者であっても被災時に負傷した方も含む。

# 第1 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導

## 1 要配慮者への避難のための情報伝達

緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて行う。

さらに、要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

## 2 指定緊急避難場所等への避難誘導

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

指定緊急避難場所等への避難誘導は次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、出来る限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な場所には、表示や縄を張る等の安全対策を行うほか、状況により誘導員を配備すること。
- (3) 状況により、高齢者、乳幼児、傷病者又は歩行困難な者を適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うことを検討する。

## 3 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、避難誘導において下記の者を優先するものとする。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ・介護を要する高齢者及び障がい者 | ・乳幼児及びその母親・妊婦 |
| ・学童              | ・病弱者          |
|                  | ・高齢者・障がい者     |

## 4 安否確認

要配慮者担当は、消防部、区・自治会、自主防災組織、福祉関係団体等と協力して、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、安否確認を行うとともに、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をする。

## 5 緊急入所等

市は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難スペースを確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所等への移送、あるいは緊急入所可能な社会福祉施設等を把握し、社会福祉施設等へ緊急に入所させる。

なお、応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等についても検討していくものとする。

## 6 被災した要配慮者等の生活の保護

市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第2 避難所での支援

### 1 避難所における要配慮者への対応

要配慮者担当は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

#### ■避難所における要配慮者支援窓口の設置

- ・避難所運営部が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、要配慮者の要望を把握するための支援窓口を設置する。
- ・また、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性を配置するなどの配慮をする。

#### ■避難所における緊急入所、病院への入院等の手続きの実施

- ・要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設等への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

要配慮者担当は、避難所において、避難所運営委員会、ボランティアと協力して、次に挙げる対策を行う。

#### ■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模</li><li>・その他介護に必要な状況</li></ul>
必要な設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・踏み板等、段差の解消</li><li>・簡易ベッド</li><li>・パーティション(間仕切り)</li></ul>
要配慮者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り少人数部屋</li><li>・トイレ</li></ul>

### 2 広報活動への配慮

広報班は、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮し、市社会福祉協議会の協力のもとに伝言や手話等で広報活動を行う。

### 3 巡回ケアサービス等の実施

要配慮者担当は、避難所の要配慮者に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

### 4 外国人に対する対応

県が被災直後から行う外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供や、(財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアの派遣制度などを活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

また、日本語で記載された情報にひらがなをふることで、外国人にもある程度理解が可能となるよう図るなど、災害時の状況に応じた工夫に努める。

## 第3 福祉避難所の開設

---

### 1 福祉避難所の開設

市は、避難した避難行動要支援者の人数や障がいの程度などを把握し、災害の規模や職員等の配備体制等を考慮した上で、優先的に避難所として開設する「中央公民館、保健文化センター、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館」に、福祉避難所を併設することとする。

社会福祉施設等への緊急入所に対応できない場合、市と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している社会福祉施設を調整後、福祉避難所に指定する。

福祉避難所の一覧は、資料編 5-3 を参照。

### 2 福祉避難所開設の周知

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設した福祉避難所を周知する。

## 第4 避難所から福祉避難所への移送

---

市は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて市が開設する福祉避難所への移送を行う。

なお、市が開設する福祉避難所では、避難行動要支援者が必要とする支援が困難な場合は、協定を締結した社会福祉施設等へ移送する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

市は、車椅子付き移送用車両による移送又は貸出協力を行う。

## **第5 被災した要配慮者等の生活の確保**

---

要配慮者担当は市社会福祉協議会などと連携し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要配慮者への巡回相談、被災児童及びその保護者への相談事業の実施等に努める。

## **第6 社会福祉施設における災害時の対応**

---

### **1 災害時の安全確保**

社会福祉施設は、直ちに入所者の安否を確認し、医療機関への搬送が必要な傷病者が発生した場合には適切な対応を行う。

また、災害に伴う火災等を含め、関係機関への通報及び連絡、避難誘導及び初期消火等の必要な措置を実施し、必要に応じて近隣住民等の協力を要請するものとする。

### **2 施設における生活の確保**

社会福祉施設は、災害によりライフライン等が断たれたときには、入所者や職員等のために備蓄した飲料水、食料、仮設トイレ等を活用して生活の確保を行うものとする。

## 第8節 応急医療救護活動

項	目	担 当
第1 応急医療活動	1 市立大綱病院における災害医療体制の整備	市立大綱病院
	2 救護所の設置	災害医療部 避難所運営部 山武郡市医師会
	3 災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣及び医薬品等の要請	災害医療部
	4 合同救護本部への職員の派遣	事務局(情報班)
	5 医療情報の収集	災害医療部
	6 医薬品・医療資器材等の確保	災害医療部
	7 後方医療体制との連絡体制の整備	災害医療部
第2 避難所等での保健衛生活動	1 避難所等での保健衛生活動	災害医療部
	2 医療情報等の提供	事務局(情報班、広報班) 災害医療部

### <方針・目標>

- ◆災害発生に伴い傷病者等が発生した場合、市は、災害医療部に救護本部を設置し市立大綱病院を中心とした災害医療及び保健衛生への対応を行うものとする。なお、激甚災害により市立大綱病院の医療機能が低下した場合は、広域的な医療活動等の支援を緊急に必要とすることから、県災害対策本部や山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会等と連携した体制整備の他、傷病者への対応について方向性を明確にすることとする。
- ◆広域的な医療活動等の支援を要請する場合、被災自治体として可能な限り迅速且つ的確に「被害状況」及び「医療需要」などの情報共有を図ることを明確に示し、限られた医療関係者や医療機器等の支援を効果的に受け入れ、災害医療体制等を整備する方針を記す。
- ◆避難所へ設置する救護所機能の明確化を図る。
- ◆災害により市立大綱病院の機能が低下した場合、災害拠点病院や後方医療施設に対し、生命に危険のある傷病者を迅速に搬送する必要があることから、その連絡体制等について予め整理する。

# 第1 応急医療活動

応急医療活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、災害救助法が適用された場合において、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長は当該事務を迅速に執り行い、また、市立大網病院の機能低下や広域的な災害医療等の支援を必要とする災害が発生したときは、近隣市町村、県、国その他の関係機関の支援を求め、災害医療及び保健衛生活動等の体制確保に努めることとする。

## 1 市立大網病院における災害医療体制の整備

市立大網病院は、「災害医療協力病院」として位置づけられる市の中心的な医療機関である。このため、耐震・耐火性の確保の他、災害対策を目的とする通信の多重化、非常用電源の整備、医薬品等の確保など、災害時の医療機能低下を可能な限り最小限に抑えるための対策を検討・実施するものとする。

## 2 救護所の設置

### (1) 救護所の決定

市が設置する救護所が実施する「応急手当」は、限られた職員と現有する物品を用いて効果的に対応する必要がある。

このため、災害対策本部（災害警戒本部）は、優先的に開設する避難所としてあらかじめ選定した「中央公民館、保健文化センター、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館」のうち、開設が決定した避難所の全てまたは一部に対し、必要に応じて救護所を併設することとする。

また、設置した救護所に関する情報をEMISに入力する。

### (2) 救護所の運営

救護所の設置当初には医療機器がなく、医薬品も十分なものとはいえないことから、災害医療部（救護担当）は、傷病者の応急手当と医療施設等への搬送手続きを基本に活動することになる。

災害医療部（救護本部）は、千葉県医療本部に医療班の派遣を、山武郡市医師会に医師の派遣を要請し、医療班等が派遣された救護所は、応急治療とトリアージを行う。

#### ■救護所等における主な活動

- ・医療職の市職員による応急処置
- ・医療機関へ搬送が必要な傷病者の搬送手続き
- ・派遣された医師による応急治療、トリアージ
- ・病床、医薬品等の確保
- ・慢性疾患の悪化予防、エコノミークラス症候群予防等の保健衛生指導
- ・被災生活が長期化した場合の健康診査等

### 3 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び医薬品等の要請

#### (1) 広域的な支援の要請

災害医療部（救護本部）は、市立大綱病院の機能低下や広域的な災害医療の協力を必要とすると認めるときは、県災害対策本部及び合同救護本部に対し、医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣や医薬品等の供与など、災害医療活動等に必要な要請を迅速に行うこととする。

また、「災害時の医療活動に関する協定書」に基づき、山武郡市医師会に対し医療救護班の派遣を要請する他、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づき、山武郡市歯科医師会に対し医療救護班の派遣を要請し、災害医療、保健衛生、検案等に必要な体制を緊急的に整えるものとする。

#### ■広域的な災害医療等の支援を要請する際に必要な共有すべき情報

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①全体の被害概要（ライフラインの状況含む）</li><li>②傷病者等の発生状況</li><li>③市立大綱病院の被害状況</li><li>④市域における医療機関の被害状況</li><li>⑤災害医療等に係る人員の不足状況</li><li>⑥医薬品等の不足状況</li></ul> |
|--|

#### (2) 血液製剤等の確保

市立大綱病院は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて避難者や住民への献血の呼びかけを行う。

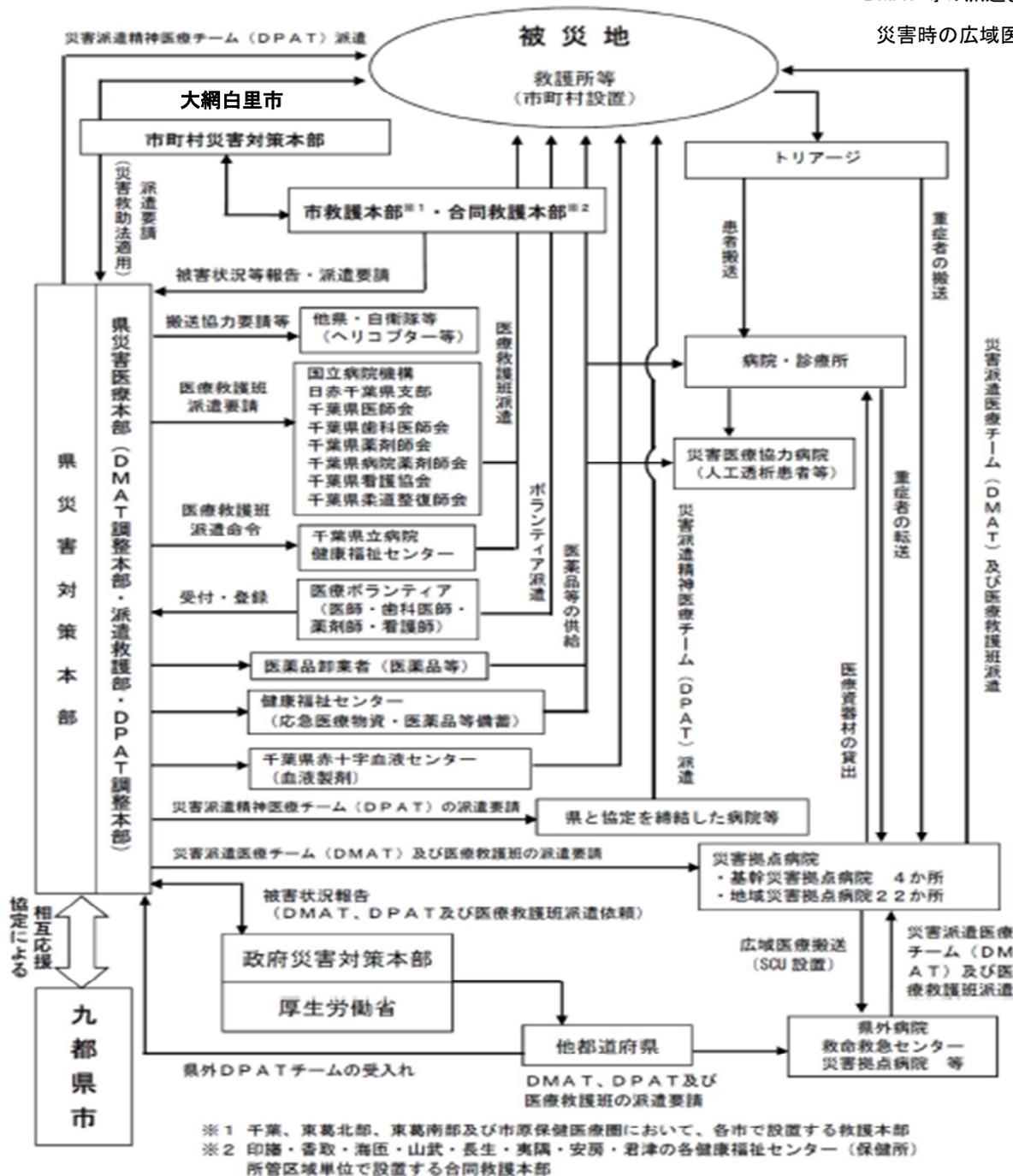
#### 4 合同救護本部への職員の派遣

市は、合同救護本部の求めに応じ、合同救護本部へ職員を派遣し、市の被災状況や医療需要、医療関係者や医療設備、医薬品等の不足状況等について、適切に情報共有するものとする。

なお、市の避難所へ避難所救護センターを設置する必要があるときは、当該業務を統括する山武保健所と連携して必要な措置を行うほか、応急救護物資等の効率的な活用や災害時における総合的な保健医療対策について協力を要請するものとする。

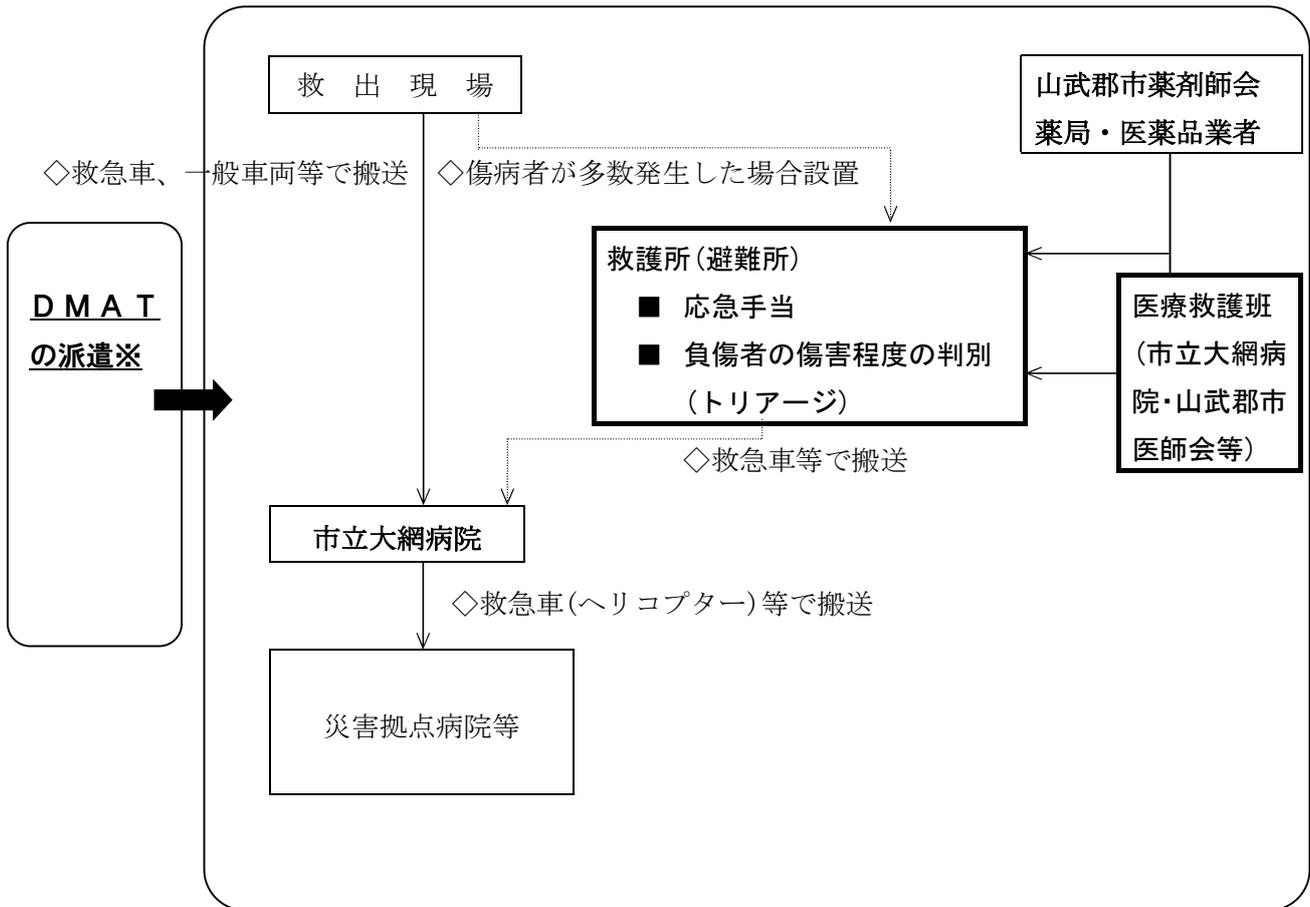
医療救護活動の体系図

DMAT 等の派遣を軸とした  
災害時の広域医療体制



資料：千葉県地域防災計画より、一部加工

## 【応急医療の流れ】



※被災地で救急医療等に対応できる機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた災害派遣医療チーム。多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の機能が停止した場合など、大規模な災害時に要請を受けて派遣される。

## 5 医療情報の収集

災害医療部は、市立大網病院の機能低下や災害医療等の実施に伴い広域的な支援を必要とする災害が発生したときは、限られた医療関係者や医療機器等の支援を要請するにあたり、可能な限り迅速且つ的確に「全体の被害概要（ライフラインの状況含む）」「傷病者等の発生状況」「市立大網病院の被害状況」「市域における医療機関の被害状況」「災害医療等に係る人員の不足状況」「医薬品等の不足状況」等を把握し、関係機関と情報共有を図るものとする。

なお、災害医療部は、災害医療保健衛生活動の実施状況について、迅速且つ的確に報告することとする。

## 6 医薬品・医療資器材等の確保

### (1) 医薬品・医療資器材等の確保

災害医療部（救護本部）は、市立大網病院に対し、市立大網病院が保有する医薬品、医療用資器材等の使用を要請するものとする。

なお、市単独で医薬品等を確保することが困難なとき、または困難であると認められるときは、災害医療部（救護本部）は、山武郡市薬剤師会や近隣の薬品業者へ協力を要請するほか、更に入手が困難なときは、合同救護本部に対し、備蓄する医薬品の供与や、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づく県内営業所等からの調達等を要請するものとする。

### (2) 血液製剤等の確保

災害医療部（救護本部）は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

## 7 後方医療体制との連絡体制の整備

### (1) 連絡体制の整備

安全対策課、健康増進課、市立大網病院は、災害により市立大網病院の機能が低下した場合、災害拠点病院や後方医療施設に対し、生命に危険のある傷病者を迅速に搬送する必要があることから、その連絡体制等について予め整備する。

なお、人工透析を必要とする者や、助産を必要とする者等への対応についても予め検討することとする。

### (2) 医療施設への搬送

災害医療部（救護本部、救護担当）は、救護所から市内及び市外の医療施設へ傷病者を搬送するため、救急車の要請または公用車による搬送を行うこととし、救急車による搬送が困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。

なお、軽症者の搬送については、区・自治会、自主防災組織、事業所等の協力を得て行うものとする。

## 第2 避難所等での保健衛生活動

---

### 1 避難所等での保健衛生活動

#### (1) 避難所救護センターの設置

災害医療部（救護本部）は、避難所生活の長期化に伴うストレスや精神不安への対応などを含め、避難所におけるきめ細かな保険衛生活動を実施するため、総括する山武保健所と連携して避難所救護センターの設置を行うものとする。

なお、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時山武保健所へ報告することとし、避難所を重点とする検病調査や感染症法に基づく健康診断の実施について協力を依頼するものとする。

#### (2) 巡回医療の実施

災害医療部（救護担当）は、必要に応じて避難所救護センターによる周辺地域への巡回活動を行うほか、山武郡市医師会及び山武郡市歯科医師会の協力を得て巡回医療等を実施する。

### 2 医療情報等の提供

災害医療部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、テレビ、ラジオ、災害広報紙、インターネット（ホームページ）等で提供する。

## 第9節 行方不明者及び死体の捜索・処理

項	目	担 当
第1 行方不明者及び死体の捜索	1 実施機関	事務局(指揮班、情報班、消防班)、自衛隊、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部等
	2 行方不明者及び死体の捜索依頼の受付	
	3 捜索活動	
	4 災害救助法による救助	
第2 死体の処理	1 実施機関	災害医療部(検案補助担当)
	2 検案医師等の派遣要請	
	3 死体の処理	
	4 死体の保存及び搬送	
第3 埋葬	1 実施機関等	
	2 火葬・埋葬	
	3 遺骨の保管	

### <方針・目標>

- ◆災害発生直後から捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。
- ◆災害により多数の死者が予想されるときは、被災状況に応じた死体安置所を開設することとし、警察、医師会及び歯科医師会等から派遣される検案医師等と協力して検案等を実施する。
- ◆災害の発生により平常時使用している火葬場の利用が困難なときは、速やかに県へ「広域火葬」を要請し、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。
- ◆災害の発生により、死体の保存に必要な資機材等の確保が困難なとき、また、死体搬送手段を確保できないときは、県にそれらの手配を要請するものとする。
- ◆災害発生時の死体の保存に必要な資機材等の確保及び死体搬送手段の確保を目的とする葬祭業者及び霊柩車運行業者等の関係団体との協定の締結等を進める。
- ◆死体処置に関わる職員の心的負担・ストレスを鑑み、心のケア対策を行う。

# 第 1 行方不明者及び死体の搜索

---

## 1 実施機関

- (1) 行方不明者及び死体の搜索は、市長が行う。ただし、災害救助法を適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。
- (2) 事務局（情報班）が取りまとめた行方不明者及び死体の搜索依頼の情報を基に、自衛隊、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部等の協力を得て搜索活動体制を整えることとする。

## 2 行方不明者及び死体の搜索依頼の受付

事務局（窓口班）は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）について、一般住民向けの問い合わせ窓口を開設し、搜索依頼の受付を行う。

なお、事務局（情報班）は、行方不明者や身元不明の遺体に係る情報の集約を行うこととし、災害の規模により、行方不明者のリストを自衛隊、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部等と情報共有する。

## 3 搜索活動

事務局（情報班）が取りまとめた行方不明者及び死体の搜索依頼の情報を基に、自衛隊、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部等の協力を得て搜索活動体制を整えることとする。

## 4 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の救助基準等は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施するものとする。

### ① 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

ア 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

イ 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

ウ 死亡した原因は問わないこと

### ② 死体搜索期間

搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

### ③ 費用

搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費。また、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

## 第2 死体の処理

---

### 1 実施機関

- (1) 死体の処理は、市長が行う。ただし、災害救助法を適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。
- (2) 災害救助法が適用された場合において、知事の行う死体の処理の実施を待つことができないときは、市長は当該事務を迅速に執り行い、警察、医師会及び歯科医師会等への応援を要請する他、災害の規模に応じ県災害対策本部（千葉県医療本部・合同救護本部）へ協力要請を行うこととする。
- (3) 災害医療部（検案補助担当）は、死体安置所及び検案所等の開設を被災状況に応じて開設し、死体の保存・死体の搬送・検案・埋葬に必要な体制とる。
- (4) 事務局（情報班）は、死体の検案、身元不明の死体に係る情報の整理及び公開については、警察、医師会及び歯科医師会等から派遣される検案医師等と協力して実施する。
- (5) 災害医療部（検案補助担当）は、自衛隊等関係団体の支援を受けて、遺体の搬送を実施するものとする。

### 2 検案医師等の派遣要請

市長は、警察、医師会及び歯科医師会等へ検案医師の派遣を要請する他、災害の規模に応じ県災害対策本部（千葉県医療本部・合同救護本部）へ協力要請を行うこととする。

なお、日赤県支部地区・分区長のそれぞれに検案医師の出動を要請するほか、他の市町村等へ応援を求めるなど、必要な措置を講ずるものとする。

### 3 死体の処理

災害医療部（検案補助担当）は、災害に伴い死亡した者について、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、死体を識別するための処理を行った後、死体の処理を行うこととする。

#### (1) 死体の処理

- ① 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- ② 死体の一時保存
- ③ 検案

(2) 限度額

- ① (1)の①による処理に要する費用は、死体一体当たり3,500円以内とする。
- ② (1)の②による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり3.3平方メートル範囲内とし、3.3平方メートルにつき5,400円以内とする。  
なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
- ③ (1)の③による処理に要する費用は、救護班等によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3) 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### 4 死体の保存及び搬送

災害医療部（検案補助担当）は、災害の発生により、死体の保存に必要な資機材等の確保が困難なとき、また、死体搬送手段を確保できないときは、県にそれらの手配を要請するものとする。

なお、災害発生時の死体の保存に必要な資機材等の確保及び死体搬送手段の確保を目的とする葬祭業者及び霊柩車運業者等の関係団体との協定の締結等を進め、円滑な死体の処理が行えるよう体制を整備する。

(1) 納棺用品等の調達

災害医療部（検案補助担当）は、葬儀業者に納棺用品等の供給及び死体の納棺等を要請する。

■ 死体の処理

①死体の洗浄、 縫合消毒等の処理	死体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②死体の一時保存	身元が識別されない死体または短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	死体の死因その他の医学的検査をする。

## 第3 埋葬

---

### 1 実施機関等

- (1) 埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法を適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。
- (2) 災害救助法が適用された場合において、知事の行う埋葬の実施を待つことができないときは、市長は当該事務を迅速に執り行うこととする。なお、災害の発生により平常時使用している火葬場（山武郡市広域斎場）の利用が困難なときは、速やかに県へ「千葉県広域火葬計画」に基づく「広域火葬」を要請し、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生し、当該災害を政令で指定したとき、厚生労働大臣は、墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることが災害対策基本法に新たに規定された。

これにより、厚生労働大臣が定める期間内に指定した地域において死亡した者の遺体について、①墓地埋葬法第5条2項に規定する市町村長以外の市町村長が埋火葬の許可ができること、②厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において遺体の埋火葬を行うときに限り、埋火葬の許可を要しないこと、となっている。

### 2 火葬・埋葬

#### (1) 火葬・埋葬の受付

被害調査部（証明発行担当）は、埋火葬許可証を発行する。

#### (2) 広域火葬

死体は山武郡市広域斎場にて火葬する。なお、災害により火葬を必要とする遺体が多数生じ、山武郡市広域斎場における対応が困難となった場合には、速やかに県へ「千葉県広域火葬計画」に基づく「広域火葬」を要請し、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

#### (3) 火葬・埋葬の方法

- ① 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- ② 埋葬は、原則として、棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

#### (4) 火葬・埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### (5) 費用

埋葬のための費用は、次のとおりとする。

大人 215,200円以内

小人 172,000円以内

### 3 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市が指定した墓地へ埋葬する。

## 第10節 物資供給対策

項	目	担 当
第1 物資供給に係る基本的な考え方	1 市における備蓄の考え方	事務局(物資班)
	2 市における調達の方法	
第2 避難所運営用物資の確保・供給	1 物資の備蓄	
	2 物資の調達	
	3 物資の供給	
第3 飲料水の確保・供給	1 飲料水の確保	
	2 供給体制	
第4 食料の確保・供給	1 実施機関	事務局(物資班)
	2 食料供給の対象者	
	3 食料の確保	
	4 食料の供給	
	5 炊き出し	
第5 医薬品医療資器材等の確保供給	1 医薬品、医療用資器材	災害医療部
	2 血液製剤等の確保	
第6 家庭や事業所等における生活必需品の備蓄	1 住民及び区・自治会の備蓄	住民、区・自治会、事業所
	2 事業所の備蓄	

### <方針・目標>

- ◆災害発生から1週間程度は、飲料水・食料は、住民の家庭内備蓄で対応できることを目指す。避難を余儀なくされ、家庭内備蓄を持ち出せなかった被災者や避難行動要支援者を優先して、市の備蓄品を供給する。
- ◆災害発生から3日程度以降には、市の備蓄に加えて、協定を締結したスーパー等からの調達や県の備蓄の活用、さらには自衛隊等に要請して炊き出しを実施する。
- ◆各方面から調達した物資については、集積・仕分けを行う物資集積拠点を設置し車両で配送する体系的な集配システムを構築する。
- ◆給水は、指定応急給水場所を被災状況により選定し、山武郡市広域水道企業団の応援を得て、飲料水を被災者に公平に供給する。

# 第1 物資供給に係る基本的な考え方

---

災害発生から一定期間は被災地外からの支援が行き届かないことなどが想定され、被災地域内での自立的な供給体制が必要との観点から、被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄する。

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるために、住民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくものとする。

市における備蓄及び調達、自助共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを強化していくこととするが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

## 1 市における備蓄の考え方

市は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとし、住民が避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達を含めて、発災から**3日間**程度の物資を賄うことができるような備蓄目標をたて、計画的な備蓄を進める。

避難行動要支援者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努める。

災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄の推進や、民間物流事業者の協力を視野に入れた備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築など、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。

被災者支援を想定した備蓄のほか、災害対応職員用の食料や飲料水の備蓄に努める。

## 2 市における調達の考え方

市は、災害の規模等に応じ、市内複数箇所に備蓄した物資を効果的に供給することとする。

なお、市が備蓄する物資では対応することが困難な災害が発生したときは、県に物資の供給を要請するとともに災害時の応援協定等に基づき、関係事業者等に対して物資の供給協力を迅速に要請することとする。

特に、消費期限が短く備蓄に適さない物資、保管場所が必要となる物資、災害発生直後に必要としない物資は、調達による確保が基本となることから、需要数や在庫状況を適切に把握し、調達先へ効果的な応援要請が行えるよう努めることとする。

## 第2 物資の確保・供給

---

### 1 物資の備蓄

市は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材について、備蓄目標を定め、計画的な備蓄を進める。

### 2 物資の調達

事務局（物資班）及び避難所運営部（食料物資担当）は、必要となる食料・飲料水・生活必需品などの物資の需要量を把握する。

把握した需要量をもとに、下記により物資を調達する。

ただし、災害発生当初は、被災自治体において正確な情報把握に時間を要し、かつ民間供給能力が低下することから、国は、被災自治体からの要請を待つことなく必要不可欠と見込まれる物資を緊急に市町村物資集積拠点及び避難所に緊急輸送する。（プッシュ型支援）

#### (1) 物資の供給の要請

市の備蓄物資で対応できない場合、災害時に物資支援協定を締結している事業者には物資の供給を要請する。

#### (2) 県の備蓄の活用

市単独では対応できない災害が発生した場合は、県に対し、物資調達・輸送調整等システムにより物資の供給を要請する。

県は、保有する備蓄物資の活用や県内協定企業から調達し供給するが、なお不足する場合は国が支援する。

#### (3) 救援物資の活用

全国から寄せられた救援物資を活用する。

### 3 物資の供給

#### (1) 備蓄物資等の配置指示と供給

事務局（物資班）は、災害の規模、時間帯、季節及び天候等を考慮し、物資等の配置の指示や搬入出に必要な人員等体制について、事務局（指揮班）及び避難所運営部（食料物資担当）と調整等を行い、併せて備蓄物資の在庫管理等を行うこととする。

#### (2) 物資集積配送拠点等の整備

各方面から調達した物資については、集積仕分けを行う物資集積拠点を設置し車両で配送する体系的な集配システムを構築する。

物資集積拠点は、協定に基づくJA倉庫又は大網白里市近傍の民間倉庫の確保を第一とし、確保できない場合は、大網白里アリーナ、中央公民館、避難所として利用していない小中学校の体育館とする。

なお、各方面から調達した物資の配送にあたっては、協定の締結等により、民間配送業者の協力が得られるよう体制整備に努めることとする。

### (3) 物資の配布分配

避難所等での配布は、避難所運営委員会に一任する。指定避難所以外の避難者（在宅、車、テント）は、当該地区の避難所から区・自治会、自主防災組織等の協力を得て分配する。

## 第3 飲料水の確保・供給

---

### 1 飲料水の確保

#### (1) 実施機関

- ① 飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- ② 市長は、災害救助法が適用された場合においても災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせる。
- ④ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

### 2 応急給水体制

#### (1) 需要の把握

事務局（指揮班）は、山武郡市広域水道企業団（以下「山武水道」という。）から被害状況の確認を行い、応急給水を必要とする地域と期間等を整理して、広く住民へ周知することとする。また、被害状況を事務局（情報班）に通報する。

#### ■把握する内容

・断水地区の範囲	・断水地区の人口、世帯数
・避難所及び避難者数	・給水所の設置場所

#### (2) 備蓄飲料水の供給

山武水道等の応急給水体制が整うまで、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とするが、避難住民等必要とする人に市が備蓄するペットボトルの飲料水を供給する。

不足する場合は、国・県等への支援要請や協定企業等からの調達により対応する。

#### (3) 応急給水の準備

事務局（指揮班）は、山武水道その他水道事業者、自衛隊、消防団等と連携して、次のように応急給水の準備を行う。

■ 応急給水の準備事項

給水場所の選定	避難所、被災地の公園、重要施設等
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等
応援要請	山武水道、消防団
給水資機材の確保	①水槽積載車は、山武水道が自衛隊、他水道事業体に要請 ②給水タンク、配水栓等（山武水道の備蓄品、不足する場合は協定物販事業者から調達）
給水に係る情報の提供	住民に対し、広報や防災行政無線等を使用した情報提供活動を行う。 給水場所、時間、その他必要な情報を提供する。

(4) 応急給水場所による給水

被災状況により、あらかじめ指定した公有地において、応急給水場所を設置し、水槽積載車により補充を行いつつ、給水タンクによる給水を行う。

■ 指定応急給水場所

・大網白里市役所駐車場	・大網白里市運動広場	・農村環境改善センター
・季美の森多目的広場	・農村ふれあいセンター	・大網白里アリーナ

(5) 重要施設への給水

事務局（指揮班）は、重要施設の中から優先して応急給水を行う施設を選定し、飲料水の受け入れ体制を整え、併せて山武水道へ応急給水を要請する。

■ 優先給水する重要施設

・避難所	・病院	・社会福祉施設
------	-----	---------

(6) 応急給水活動

市の開設する避難所及び病院等の重要施設に対し、水槽積載車や使用可能な消火栓等を活用した応急給水を行う。応急給水場所では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等へ給水する。なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

市は、生活用水の需要に対応するため、公民館や小中学校等に設置された防災井戸を管理する。

給水は、区・自治会、自主防災組織、消防団等の地域住民の協力により実施する。

■ 給水量の基準

第1段階（～3日目）	1人1日3リットル
第2段階（4日目～7日目）	1人1日5リットル
第3段階（8日目～14日目）	1人1日20リットル

## 第4 食料の確保・供給

### 1 実施機関

- (1) 食料の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- (2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせる。

### 2 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

#### ■食料供給の対象者

- ①避難勧告等に基づき避難所に避難している者
  - ②住家が被害を受け、炊事の不可能な人
  - ③旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
  - ④施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
  - ⑤災害応急活動従事者※
  - ⑥食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

### 3 食料の確保

#### (1) 需要の把握

事務局（物資班）は、避難所等の被災者に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

#### ■需要の把握方法

- ①避難所での必要量は、避難所運営部（食料物資担当）が把握する。
- ②職員の必要量は、事務局（指揮班、物資班）が把握する。
- ③応援者の必要量は、各部が把握し、事務局（指揮班、物資班）において一括する。

#### (2) 食料の確保

事務局（物資班）は、備蓄物資や各種協定等に基づく食料の提供を受けて、食料の必要数量確保に努めることとする。

#### ■供給する食料

備蓄食料	サバイバルフーズ、レトルト食品
業者調達	弁当、パン、牛乳等
炊き出し	米飯、みそ汁等

(3) 国、県への調達要請

① 米穀の調達

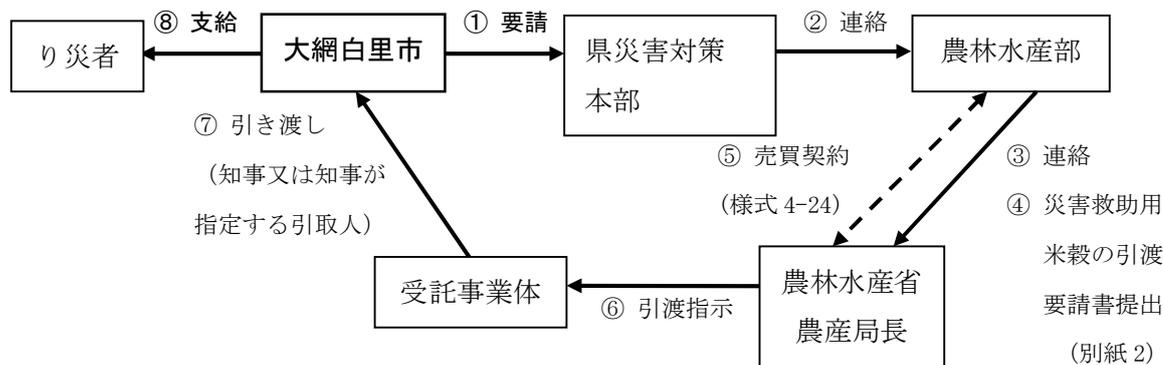
本部長（市長）は、災害の発生に伴い炊き出し等に必要な米穀の数量を知事に申請する。知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

交通及び通信が途絶し、災害地が孤立化して上記の手続きが取れない場合は、本部長（市長）は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

■政府所有米穀の受渡し系統図

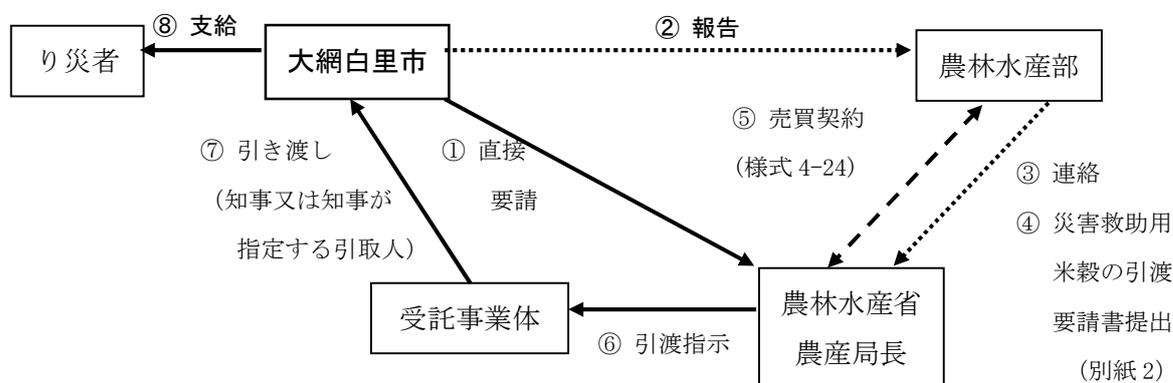
(1) 県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。



(2) 直接農林水産省に要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省政策統括官と売買契約することとなる。



## 4 食料の供給

### (1) 食料の輸送

災害時の輸送を最小限に抑えるため、民間物流事業者の協力を視野に入れた物資集積拠点から各避難所への輸送体制の構築など、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。

### (2) 食料の分配

避難所運営部（食料物資担当）は、避難所における食料の分配について、避難所運営委員会のほか、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

なお、市が指定した避難所以外の避難者に対する食料等の分配についても、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て実施するものとする。

## 5 炊き出し

避難所運営部（食料物資担当）は、避難所運営委員会のほか、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

なお、避難所運営部（食料物資担当）は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材等の搬入や確保に努めることとする。

## 第5 医薬品医療資器材等の確保供給

---

### 1 医薬品、医療用資器材

災害医療部は、備蓄物資のほか、市立大綱病院が保有する医薬品、医療用資器材等の協力を得て、応急手当を実施することとする。

なお、医薬品等が不足するときは、山武郡市薬剤師会のほか、山武保健所へ医薬品等の提供について応援を要請することとする。

### 2 血液製剤等の確保

災害医療部（救護本部）は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

## 第6 家庭や事業所等における生活必需品の備蓄

---

### 1 住民及び区・自治会の備蓄

各家庭及び区・自治会では、災害発生後1週間程度の飲料水、食料、生活必需品の備蓄に努めるものとする。

なお、マンションのようにエレベーター等を使用する施設では、各階における備蓄等も検討する。

### 2 事業所の備蓄

事業所においては、従業員等のために、災害発生後1週間程度の飲料水、食料、仮設トイレ等を備蓄する。

# 第 1 1 節 緊急輸送対策

項	目	担 当
第1 緊急輸送	1 車両・燃料の確保	事務局(施設管理班)
	2 緊急輸送	事務局(施設管理班)
	3 輸送拠点の設置	事務局(物資班) 避難所運営部(食料物資担当)

## 第 1 緊急輸送

### 1 車両・燃料の確保

#### (1) 公用車の確保・配車

事務局(施設管理班)は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車だけでは不足する場合は、輸送業者に応援を要請し、各班からの輸送要請に基づいて連絡調整を行う。

なお、「第2章 予防計画 第7節 応急対策のための環境整備 第2 緊急輸送体制の整備」に記載の通り、輸送業者との協定締結に努める。

#### (2) 燃料の確保

事務局(施設管理班)は、公用車、応援車両等に必要な燃料を、協定先である千葉県石油業組合山武支部大網白里地区の揮発油販売業者から調達する。

### 2 緊急輸送

#### (1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

##### ■緊急輸送の範囲

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材</li><li>②医療救護を必要とする人(傷病者等)</li><li>③災害対策要員</li><li>④食料、飲料水、生活必需品等の救援物資</li><li>⑤応急復旧用資機材</li><li>⑥避難を要する避難行動要支援者</li></ul> |
|---|

## (2) 広域輸送

緊急輸送は、自動車、トラック等による陸上輸送を原則とする。ただし、広域輸送を行う場合は、鉄道、ヘリコプターによる輸送を行う。

# 3 輸送拠点の設置

## (1) 物資集積拠点

事務局（物資班）及び避難所運営部（食料物資担当）は、調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受け入れ、保管・管理するために、協定に基づく JA 倉庫又は大網白里市近傍の民間倉庫の確保を第一とし、確保できない場合は、中央公民館、大網白里アリーナ、避難所として利用していない小中学校体育館を物資集積拠点として開設する。

なお、不足する場合は、市運動広場に仮設設備を整備するなど、物資集積拠点の機能確保を図ることとする。

物資集積拠点については、「第2章 第4節 防災拠点施設等の整備」を参照。

## (2) ヘリコプター発着場の設置

事務局（指揮班）は、自衛隊等に協力を要請し、物資集積拠点予定地から最も近いヘリコプター離発着場を開設する。ヘリコプター離発着場については、「資料編 5-1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧」を参照。

## 第12節 広域応援要請

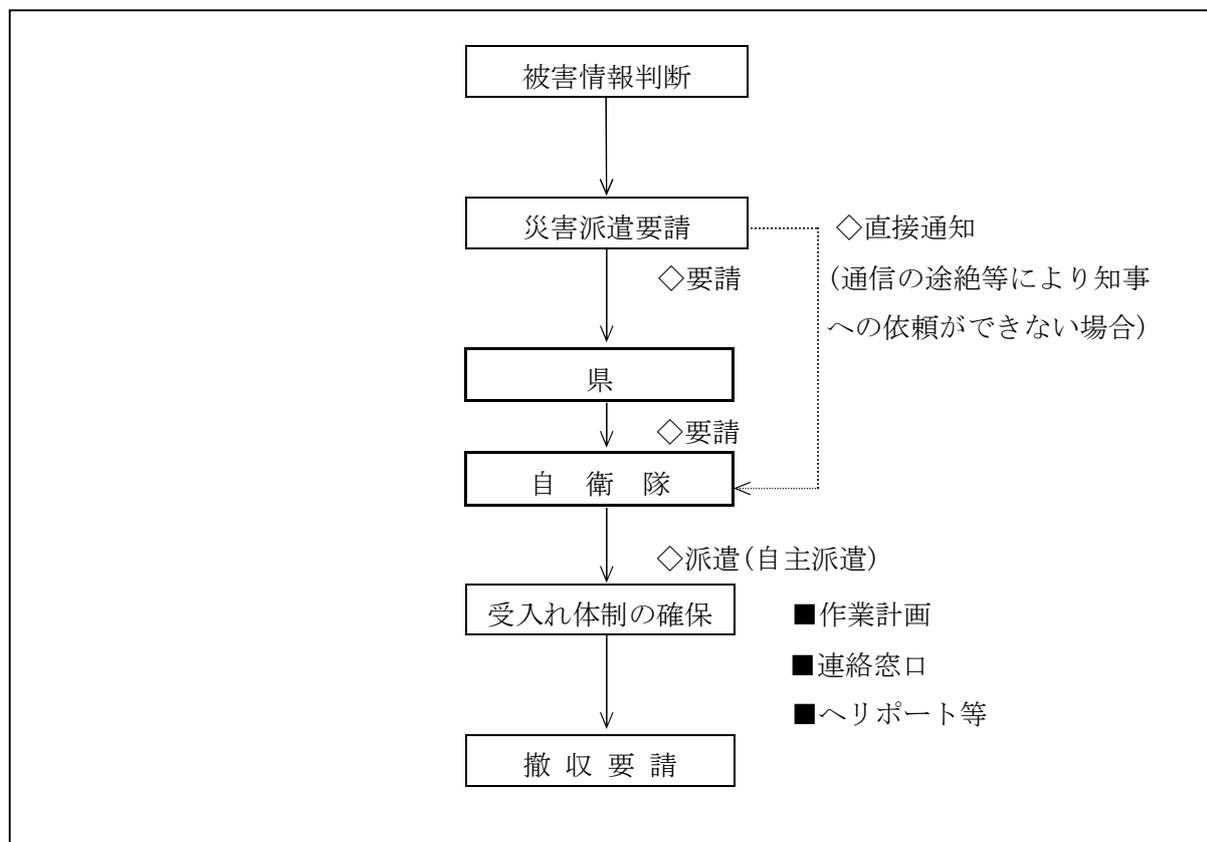
	項目	実行主体(担当)
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請	本部長(市長)、事務局(指揮班)
	2 派遣活動	自衛隊
	3 自衛隊(災害派遣部隊)の受け入れ	事務局(指揮班)
	4 経費負担	事務局(指揮班)、財政課
	5 撤収の要請	本部長(市長)
第2 消防広域応援要請	1 災害派遣の手続き等	本部長(市長)、事務局及び消防本部
	2 経費負担	事務局(指揮班)、財政課
	3 撤収の要請	本部長(市長)
第3 県及び公共機関等への職員派遣要請、職員幹旋依頼	1 職員派遣の要請	本部長(市長)
	2 職員派遣の幹旋依頼	本部長(市長)
	3 知事に対する応援要請	本部長(市長)
	4 市町村に対する応援要請	本部長(市長)
	5 千葉県内市町村間の相互応援	本部長(市長)
	6 山武郡市内市町間の相互応援	本部長(市長)

### <方針・目標>

- ◆迅速な救援を行うために、災害発生から3時間以内に被害状況を判断し、県に対して自衛隊派遣を要請し受け入れ体制を整える。
- ◆同時多発火災や被災者救出のため、県内消防機関、緊急消防援助隊の要請を行う。
- ◆応急対策を実施するために、法令や協定に基づいて全国の市町村、関係機関、団体に応援を要請し、協力して対応にあたる。

# 第1 自衛隊の災害派遣

## ■自衛隊の応援派遣要請の流れ



## 1 災害派遣要請

### (1) 知事に対する派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事（県防災危機管理部危機管理課災害対策室）に対し文書で依頼する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話や無線等で直接依頼し、後日速やかに文書を送付する。

### ■災害派遣の手続き

提出(連絡)先	県防災危機管理部危機管理課
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話、無線等で行い、事後文書送付)
災害派遣要請手続きに必要な事項	①災害の状況及び派遣を要請する理由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となる事項 ⑤その他必要な事項

(2) 知事に要求できない場合の自衛隊への通報

事態が急迫し、あるいは通信の途絶により知事に要請できない場合は、下記自衛隊部隊に直接通報し、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

■緊急の場合の自衛隊連絡先

部隊名等	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内(08:00~17:00)	時間外
陸上自衛隊第1空挺団(習志野)	第3科防衛班長 047-466-2141(内線218,236)	駐屯地当直司令 047-466-2141(内線302)
陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の災害派遣要請の総合窓口	県防災行政無線 632-721、632-725(当直)	

(3) 要請を待つ暇がない場合の自衛隊の出動

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、自衛隊は自衛隊法第83条第2項により、要請を待つことなく独自の判断で出動する。

要請を待たずに出動した後に、知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。

## 2 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

### ■自衛隊の活動内容

要請の範囲	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県または市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」による。（ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点 <small>ふくそう</small> における車両を対象とする
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する

### 3 自衛隊（災害派遣部隊）の受け入れ

事務局（指揮班）は、自衛隊に応援要請をした場合は、次のとおり直ちに市の受け入れ体制を整備する。

自衛隊の活動拠点は、市運動広場とする。

- ① 自衛隊との連絡調整は市の事務局（指揮班）を窓口として統一する。
- ② 職員の編成を行い、派遣される部隊の「受け入れ」と「活動支援」を行う。
- ③ 自衛隊へ、物資集積拠点予定地を考慮したヘリコプター発着場の設置を要請する。
- ④ 市が把握した人的被害、住家被害、文教施設及び病院施設等の被害、道路、橋梁、河川等の被害状況を共有する。

#### ■ヘリコプター発着場

機 種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約30m×30m
UH-1H×1	約36m×36m
UH-60×1	約50m×50m
CH-47×1	約100m×100m

（注）四方向に障害物のない広場のとき

### 4 経費負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ① 救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 宿営にかかる必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 救助活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費（負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議を行い決定する）

### 5 撤収の要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

#### 【資料編】

##### 5-1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

## 第2 消防広域応援要請

本部長（市長）は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、県内の消防力をもってしても対処できないと認められる場合、あるいは消防に関するヘリコプターの応援が必要とされる場合は、県を通じて緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

緊急消防援助隊要請時、県（知事）に連絡をとることができない場合は、直接消防庁長官を通じて要請するものとする。

安全対策課及び消防団は、消防広域応援要請をした場合には、山武郡市広域行政組合消防本部と連携して、応援隊の受入れと活動支援を行う。

また、山武郡市広域行政組合消防本部は、応援隊に対する適確な受援体制を確立するため、受援計画等の策定に努めるものとする。

### 1 災害派遣の手続き等

#### (1) 要請の内容

応援は次の事項を明らかにして要請する。

- |   |
|---|
| <p>①火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況<br/>※被害が甚大で、火災の状況把握が困難な場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。</p> <p>②応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</p> <p>③応援要請を行う消防隊の種別と人員</p> <p>④市への進入経路及び集結場所（待機場所）</p> <p>⑤応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</p> <p>⑥応援消防隊の野営場所</p> |
|---|

#### (2) 要請の方法

要請は緊急を要するため電話・FAX・無線等で直接依頼し、後日速やかに文書を送付する。

#### (3) 応援隊の受け入れ体制

職員の編成を行い、山武郡市広域行政組合消防本部と連携して応援隊の受け入れと活動支援を行う。

## 2 経費負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

なお、千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊の応援を受けた場合、その費用については「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」第7条第3項の受援市町村が負担とするものとして、下記①～③を負担する。

- ① 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
- ② 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費
- ③ ①②の他、同要綱において、千葉県及び応援市町村の負担とされているもの以外の費用

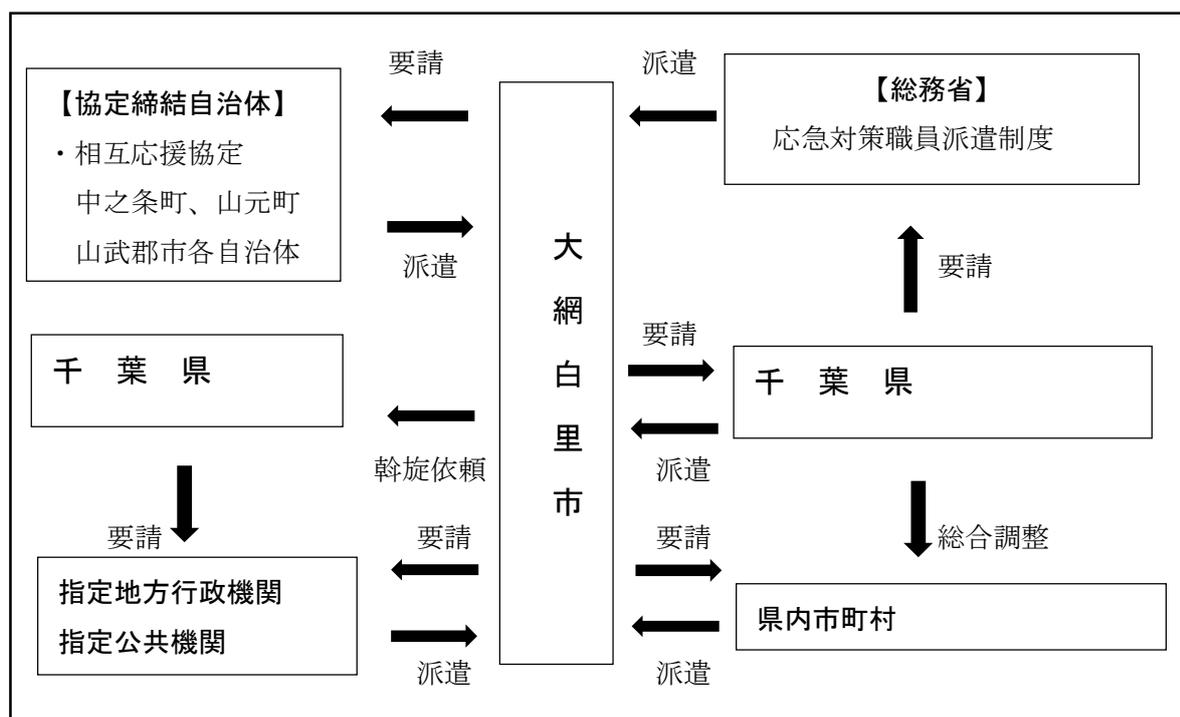
## 3 撤収の要請

本部長（市長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

### 第3 県及び公共機関等への職員派遣要請、職員斡旋依頼

本部長（市長）は、災害応急対策及び災害復旧のために応援職員の必要があるときは、千葉県や相互応援協定を締結している自治体に応援を要請する。

また、指定行政機関または指定公共機関に対し、職員の派遣を要請し、または職員の斡旋を千葉県に依頼することができる。



#### 1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、本部長（市長）は、千葉県知事に対して文書により応援要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

千葉県は、要請に基づき、県職員の派遣及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく市町村応援職員の派遣を調整し、県及び県内自治体で十分な対応ができない場合には総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき国へ応援要請を行う。

なお、災害時の応援については、応急措置を実施するために、人的支援の提供を短期間身分の移動を伴わずに、要請するものであり、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、本市が負担し、応援職員は本市の指揮下に入ることとする。

■ 応援にあたっての要請事項

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間、人数
- ③ 持参を依頼する資機材
- ④ 援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

## 2 千葉県内市町村間の相互応援

本部長（市長）は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、千葉県内の市町村の長に対し、個別に応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

■ 明らかにすべき事項

- ① 被害の状況
- ② 応援の種類
- ③ 応援の具体的な内容及び必要量
- ④ 応援を希望する期間
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

なお、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合は、上記に掲げる事項を明らかにして、電話等により千葉県知事に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

また、本部長（市長）は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

■ 県内市町村の応援の内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受入れ
- ⑦ 死体の埋火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ その他特に要請のあった事項

### 3 山武郡市内市町間の相互応援

本部長（市長）は、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、山武郡市内の市町の長に対し、応援を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにし、緊急を要するときは電話により応援を依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

#### ■明らかにすべき事項

- ①被害の状況
- ②応援を要する応急措置の種類
- ③応援を要する職種別人員
- ④応援を要する期間
- ⑤応援の場所
- ⑥前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

#### ■山武郡内の相互応援の内容

- ①食料及び生活必需品の提供
- ②救援及び応急復旧等に必要の職員の派遣
- ③避難所及び避難施設の提供
- ④災害対策上必要と認められる応援

## 第 1 3 節 廃棄物の処理及び清掃

項	目	担 当
第1 処理体制の確立	1 災害廃棄物処理計画	公共施設部(廃棄物担当)
	2 実施機関等	公共施設部(廃棄物担当)
第2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	公共施設部(廃棄物担当)
	2 し尿の処理	公共施設部(廃棄物担当)
第3 生活ごみ・避難所ごみの処理	1 生活ごみ・避難所ごみの収集	公共施設部(廃棄物担当)
	2 生活ごみ・避難所ごみの処理	公共施設部(廃棄物担当)
第4 災害廃棄物の処理	1 仮置場の設置・運営	公共施設部(廃棄物担当)
	2 片付けごみ	公共施設部(廃棄物担当)
	3 損壊家屋等の撤去等	公共施設部(廃棄物担当)
	4 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方法	公共施設部(廃棄物担当)
	5 環境汚染の防止対策	公共施設部(廃棄物担当)
第5 障害物の除去	1 実施体制	公共施設部(廃棄物担当)
	2 住宅関係の障害物の除去	公共施設部(廃棄物担当)
	3 河川関係の障害物の除去	公共施設部(廃棄物担当)
	4 主要道路上の障害物の除去	公共施設部(廃棄物担当)

### <方針・目標>

- ◆市は、被災した地域のトイレ対策として、市が備蓄している組立式仮設トイレ及び簡易トイレや民間事業者が保有するトイレを、避難所や被災した地域に近い公共施設に設置することとし、不足する場合には、県その他市町村へ応援を依頼することとする。
- ◆ごみ、がれき等の廃棄物は、短期に発生する膨大な廃棄物を一時的に保管するために仮置場を確保して対応することとする。
- ◆がれきは、仮置場に保管した後、分別、中間処理・リサイクルを行い、適正に処分する。
- ◆被災した地域の住民の生活に支障を及ぼさぬよう、住宅関係の障害物、河川や主要道路等の障害物の除去を行う。

# 第 1 処理体制の確立

---

## 1 災害廃棄物処理計画

市は、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月 環境省）に基づき、「大網白里市災害廃棄物処理計画」（令和4年5月）を策定した。

市災害廃棄物処理計画では、廃棄物発生量の的確な推計、仮置場の設置及び維持管理、廃棄物の処理・処分方法、処理期間の推計及び仮設便所必要量等の推計を行い、県及び他の市等関係団体等と連携の取れた適正な応急活動を、迅速且つ円滑に行う体制整備に努めることとしている。

## 2 実施機関等

- (1) 災害時における被災地域の廃棄物処理は、市長が実施する。
- (2) 市は、震災等による多量の廃棄物が発生し、市及び東金市外三市町清掃組合等で処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。
- (3) 県は、災害廃棄物発生量の推計方法、処理方針を検討する。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理などに関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去などに関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

## 第2 し尿の処理

---

### 1 仮設トイレの設置

公共施設部（廃棄物担当）は、被災した地域のトイレ対策として、市が備蓄している組立式仮設トイレ及び簡易トイレや民間事業者が保有する仮設トイレを、避難所や被災した地域に近い公共の施設に設置することとし、仮設トイレが不足する場合には、県その他市町村へ応援を依頼することとする。

なお、仮設トイレに必要なトイレットペーパー、清掃用具、消毒剤等を確保し、設置することとする。

### 2 し尿の処理

し尿の収集・処理は、山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）が実施する。

なお、公共施設部（廃棄物担当）は、山武郡市広域行政組合において、し尿収集・処理が困難となった場合は、山武保健所、県廃棄物指導課及び他市町村へ応援を要請することとする。

## 第3 生活ごみ・避難所ごみの処理

---

### 1 生活ごみ・避難所ごみの収集

生活ごみ・避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が含まれるため、優先して収集する。

公共施設部（廃棄物担当）は、東金市外三市町清掃組合と連携して、ごみの収集・処理計画を作成し、収集運搬委託業者に協力を求める。

平時の収集運搬委託業者で必要な収集運搬車両を確保できない場合は、県等に必要とする収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。

公共施設部（廃棄物担当）及び事務局（情報班、広報班）は、ごみの収集・処理計画に基づき、災害広報紙等でごみ収集広報やごみ捨てのルールを守るよう協力を呼びかける。

### 2 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみ・避難所ごみは、既存の処理施設に搬入し、処理する。

東金市外三市町清掃組合が操業再開しておらず処理できない場合は、県及び近隣市町村に支援要請を行う。

### 3 避難所におけるごみ対策

公共施設部（廃棄物担当）及び避難所運営部（環境衛生担当）は、避難所で発生するごみを分別して収集する。なお、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

## 第4 災害廃棄物の処理

---

### 1 仮置場の設置・運営

市は、災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場を速やかに設置し、廃棄物を種類毎に分別仮置き、適正に保管する。

この際、短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、仮置場として確保できるようにしておく。

仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うため職員を配置し、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。

### 2 片付けごみ

片付けごみ（損壊家屋等から排出される家財道具等）は、仮置場に市民が自ら搬入するものとし、発災直後から仮置場を設置する。

片付けごみを搬入できない高齢者等の世帯に対しては、災害ボランティアによる支援や状況に応じて市による個別回収を行う。

### 3 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の撤去・処理・処分は原則として所有者が行う。

ただし、通行の支障や倒壊の危険がある建物等については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

### 4 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方法

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者に委託して適正に処理する。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

### 5 環境汚染の防止対策

公共施設部（廃棄物担当）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

- (1) 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (2) 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

## 第5 障害物の除去

### 1 実施体制

障害物の除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。また、災害救助法が適用された場合においても災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。なお、知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせる。

#### ■除去の対象物

- |                        |
|------------------------|
| (1) 住居又はその周辺に発生した障害物   |
| ①地震災害による半壊の住宅          |
| ②ブロック塀等の倒壊により発生した建設資材等 |
| ③がけ崩れ等による土砂等           |
| (2) 道路を遮断している障害物       |
| ①道路                    |
| ・ がけ崩れ等による土砂等          |
| ・ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等      |
| ②橋梁、河川                 |
| ・ 流木・流塵等               |
| ③軌道等                   |
| ・ 土砂、竹木等               |

### 2 住宅関係の障害物の除去

#### (1) 除去の対象

公共施設部（廃棄物担当）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

#### ■障害物除去の対象者

- |                           |
|---------------------------|
| ①当面の日常生活が営み得ない状態にある者      |
| ②住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者     |
| ③自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |

## (2) 除去の方法

公共施設部（廃棄物担当）は、市所有の資機材を用いて除去作業を行う。市のみで除去が不可能なときは、隣接市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

## (3) 障害物の集積場所

市で除去した障害物は、市有地の中から周辺に影響を及ぼすことのない土地を選択して仮置きする。

## 3 河川関係の障害物の除去

公共施設部（道路河川担当）は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

## 4 主要道路等の障害物の除去

公共施設部（道路河川担当）は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。その他道路や軌道上の障害物の除去は、それぞれの管理者により行う。

## 第 1 4 節 防疫対策

項	目	担 当
第1 防疫活動	1 防疫活動	災害医療部(環境衛生担当)
	2 検病調査・健康診断	災害医療部(救護担当)
	3 避難所等における衛生管理	
	4 保健活動	災害医療保部(救護担当)
	5 飲料水の安全確保	公共施設部(環境衛生担当)
第2 動物対策	1 死亡獣畜の処理	農業振興課
	2 放浪動物への対応	地域づくり課
	3 避難所におけるペットへの対策	避難所運営部(施設管理担当)

### <方針・目標>

- ◆職員による防疫チームを編成し、防疫活動を実施し、感染症の発生と流行を未然に防ぐ。
- ◆避難行動要支援者の健康状態の把握、巡回による保健活動の実施、避難所における健康相談の実施などにより、被災者の健康を守る。
- ◆災害時の動物への対処をあらかじめ定め、災害が起きた後の混乱を防止する。

# 第 1 防疫活動

市は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防ぐため、迅速かつ的確に防疫措置を行う。  
災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき適切な措置を講ずる。

## 1 防疫活動

### (1) 防疫チームの編成

災害医療部（環境衛生担当）は、職員による防疫チームを編成し、防疫活動を実施する。

なお、被災状況により衛生業者に委託して防疫チームを複数編成するほか、不足する場合は、県へ応援を要請する。

#### ■防疫チームの編成

チームの編成	衛生担当者 1 名、作業員 4 名
--------	-------------------

### (2) 防疫用資器材・薬品の調達

防疫用資器材・薬剤は、原則として山武郡市薬剤師会から調達する。

### (3) 広報活動の実施

避難所や被災した地域における住民の社会不安を防止するため、広報活動の強化に努める。

### (4) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により防疫チームは、次の地域の消毒を行う。

なお、区・自治会、自主防災組織等を通じた薬品の配布や、使用する薬剤及び器具等の確保を迅速に行うこととする。

#### ■防疫対象地域

①浸水区域 ②感染症患者が多く発生している地域 ③避難所 ④その他衛生状況が良好でない地域
--

### (5) 県への報告

市は、患者の発生状況や、防疫活動の状況等を随時県へ報告する。

## 2 検病調査・健康診断

### (1) 検病調査・健康診断の実施の要請

災害医療部（総括担当）は、山武保健所へ、検病調査・健康診断の実施協力を要請する。

### (2) 検病調査・健康診断の実施

災害医療部（救護担当）は、避難所に設置された救護所にて、健康診断及び検病調査を実施する。感染症等の発生のおそれのあるときは、医師が予防接種を実施する。

### (3) 感染症患者の搬送措置

災害医療部（総括担当）は、感染症患者又は病原菌保菌者が発生したとき、搬送先の医療機関について山武保健所と協議を図り、搬送措置を行う。

また、避難所等で感染症等の発生が危惧されるとき、また防疫用薬剤の不足が見込まれるときは、速やかに山武保健所と協議し、薬剤の供給支援や必要な措置を要請するほか、防疫に必要な対策を講ずることとする。

## 3 避難所等における衛生管理

災害医療部（救護担当）は、避難所や被災した地域の住民生活に支障が生じないよう衛生指導を行う。

### ■避難所の衛生指導

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ①トイレの清掃・消毒   | ②避難所居住スペースの清掃 |
| ③ごみ置き場の清掃・消毒 | ④手洗い・うがい等の励行  |

## 4 保健活動

災害医療部（救護担当）は、山武保健所、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会と協力して、被災者の健康が損なわれることのないよう次のとおり保健活動を行う。

### (1) 要配慮者の健康状態の把握

避難所における要配慮者の健康状態の把握に努める。

### (2) 巡回による保健活動の実施

災害医療部（総括担当、救護担当）は、保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、居住空間における衛生状態の保持などの健康指導を行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供等、予防知識の普及等にも努めることとする。

(3) 心のケア、食中毒や感染症の発生予防等

災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。

(4) 避難所における健康相談の実施

避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(5) 感染症等の対策

避難者に発熱等感染症の疑いのある症状がある場合に備え、避難所設置後、速やかに健常な避難者と隔離できる専用室、専用トイレ及び動線を確認する。

また、感染症対策のためのトイレや居住スペース等の清掃、消毒を依頼するとともに避難所に設置した救護班または派遣した保健師等により、感染症対策の実施状況や避難者の健康状態を確認する。

(6) 県への報告

災害医療部（総括担当）は、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について県へ報告する。

## 5 飲料水の安全確保

公共施設部（環境衛生担当）は、有害物質の漏出により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、山武保健所、山武郡市広域水道企業団と協力して、水質検査を実施し、必要な措置をとる。

## 第2 動物対策

---

### 1 死亡獣畜の処理

農業振興課は、災害等により家畜等を死亡獣畜取扱場（化製場）で焼却処分するよう指導する。処理ができない場合は、東部家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。

### 2 放浪動物への対応

地域づくり課は、山武保健所、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等と連携して飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を救助、保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

### 3 避難所におけるペットへの対策

市は、避難時にペット（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）を同行できる避難所を指定し、周知する。

ペット同行可能避難所では屋内にペットの避難スペースを指定し、ケージに入れたままで飼養することを条件に受け入れるものとする。

また、飼い主がペットの餌等の準備や使用場所の清掃を行うものとする。

#### ■ペット同行可能避難所

中央公民館、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館 季美の森小学校、増穂小学校
--

## 第 1 5 節 住宅等応急対策

項 目		担 当
第1 被災建築物の応急危険度判定の実施	1 応急危険度判定の準備	被害調査部(危険度判定担当)
	2 応急危険度判定の実施	
第2 被災宅地危険度判定の実施		
第3 応急仮設住宅	1 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅等の借上げ	公共施設部(仮設住宅担当)
	2 対象者の選考	被害調査部(危険度判定担当)
	3 管理	公共施設部(仮設住宅担当)
第4 住宅の応急修理	1 住宅の応急修理	被害調査部(危険度判定担当)
	2 対象者の選考	
	3 市営住宅の応急修理	公共施設部(仮設住宅担当)

### <方針・目標>

- ◆被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。
- ◆災害時に有効な資格（応急建物危険度判定や応急宅地危険度判定の資格を含む）を有する人員を活用し、応急対策の現場に配置する。
- ◆災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設、市営住宅の空き家及び民間賃貸住宅等の借上げにより居住の安定化を図る。
- ◆災害により、住家が半壊又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない被災者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に程度に住家が半壊した被災者に対し、寝室・便所・炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行う。
- ◆仮設住宅の建設によって供与する場合、災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。
- ◆災害により、住家が半壊、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

# 第 1 被災建築物の応急危険度判定の実施

## 1 応急危険度判定の準備

大規模地震発生後に行う緊急対策として、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士により建築物の被災状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を実施する。

### (1) 応急危険度判定士の確保

震災等により建物の被害が生じたとき、被害調査部（危険度判定担当）は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、次の方法により応急危険度判定の有資格者を適切に確保する。

#### ■判定士確保の方法

- |                   |
|-------------------|
| ①県、他市町村への要請       |
| ②市内の建築士会等関係団体への要請 |
| ③ボランティアの募集        |

### (2) 応急危険度判定実施本部の設置

被害調査部（危険度判定担当）は、市役所内に応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

#### ■危険度判定の準備事項

- |                 |
|-----------------|
| ①担当区域の分担        |
| ②判定基準等のマニュアルの準備 |
| ③判定結果を表示する用紙の準備 |
| ④実施方法等の説明会の実施   |

## 2 応急危険度判定の実施

判定は、2人以上のチームで目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建住宅について実施する。

## 第2 被災宅地危険度判定の実施

---

大きな地震が発生し、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資する。

このため、被害調査部（危険度判定担当）は、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県と連携し、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

## 第3 応急仮設住宅

---

応急仮設住宅の建設、市営住宅の空き家の活用及び民間賃貸住宅等の借上げによる住宅の安定供給は、市長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

また、知事が、救助を迅速に行うために必要があると認めたときは、市長は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うことができる。

### 1 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅等の借上げ

災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家を失った者のうち、一定の基準を満たす者に対し、市は、応急仮設住宅の建設を行い、供与することとする。

#### (1) 需要の把握

公共施設部(仮設住宅担当)は、応急仮設住宅への入居を希望する者の実数把握に努める。

#### (2) 用地の確保

公共施設部(仮設住宅担当)は、予め地域防災計画で示した応急仮設住宅候補地(季美の森多目的広場、市運動広場)を活用する。

なお、不足する場合は、本部会議において協議することとする。

注：候補地については、「資料編 5-4 応急仮設住宅建設用地候補一覧」を参照

#### (3) 仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、公共施設部(仮設住宅担当)は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」(千葉県県土整備部住宅課)に基づき、県を通じて仮設住宅の建設を要請する。

なお、仮設住宅の仕様は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」によるものの他、高齢者、障がい者等へ配慮した「スロープ」や「手すり」の設置、老人居宅介護事業等が利用しやすい構造及び設備を有する「福祉仮設住宅」の導入等についても配慮するものとする。

また、概ね50戸以上の仮設住宅をひとつの敷地内に設置したときは、「集会施設」を設置することとする。

#### (4) 民間賃貸住宅等の借上げ

公共施設部(仮設住宅担当)は、仮設住宅の建設や市営住宅の借上げにより、住宅の安定供給が十分に行えない場合は、民間賃貸住宅の借上げを検討することとし、災害時に円滑に借り上げられるよう予め民間賃貸住宅の事業者等と協議・協定を行うこととする。

## 2 対象者の選考

### (1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、災害時において現実に本市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住家を確保することができない者とする。

なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

### (2) 入居申込及び入居者の選考

被害調査部(証明発行担当)は、罹災証明の発行と併せ、応急仮設住宅の入居申込を受け付ける。

なお、被害調査部(証明発行担当)は、入居申込者が募集戸数を上回り、高齢者や障がい者等の世帯の属性のほか、居住状況等の住宅困窮度が同じ世帯が多数存在する場合には、公開抽選により入居者を選考することとする。

また、入居が決定した世帯の全員の年間所得合計額や扶養の状況等から得られる「政令月収」に基づき家賃見込額を算出するなど、応急仮設住宅の入居に必要な事務を行うこととする。

## 3 管理

公共施設部(仮設住宅担当)は、入居者の要望等に応じて仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

なお、仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めることとする。

## 第4 住宅の応急修理

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めたとき被災住宅の応急修理を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

また、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

なお、市単独では対応困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

### 1 住宅の応急修理

#### (1) 需要の把握

被害調査部(危険度判定担当)は、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

#### (2) 応急修理

被害調査部(危険度判定担当)は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、最小限度において、実施(給付)するものとする。

なお、応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付(原材料費、労務賃等)をもって実施する。

### 2 対象者の選考

#### (1) 対象者

応急修理の実施の対象者は、以下のとおりとする。

#### ■応急修理の対象者

- |   |
|---|
| <p>①住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にある住民<br/>又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民</p> <p>②自らの資力では、住家の修理ができない住民</p> <p>③修理により、当面の日常生活を営むことのできる住民① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者</p> |
|---|

#### (2) 対象者の選考

修理対象住宅の選定は、被害調査部(危険度判定担当)が関連する担当等の協力を得て、上記の対象者に該当するものを総合的に調査する。

### 3 市営住宅の応急修理

公共施設部(仮設住宅担当)は、既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

#### 4 屋根等の応急措置のための現物給付

事務局（物資班）は、住家の屋根等の損壊により、応急修理までの間に風雨により被害が拡大するのを防止するため、ブルーシート等を現物給付する。

## 第16節 公共施設等の応急復旧対策

項	目	担 当
第1 ライフライン施設	1 下水道施設	下水道課
	2 ガス施設	ガス事業課、LPガス販売事業者等
	3 上水道施設	山武郡市広域水道企業団
	4 電力施設	東京電力パワーグリッド株式会社
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル、郵便事業株式会社、郵便局株式会社
	6 放送施設	施設管理者
第2 交通施設	1 道路・橋梁	建設課、山武土木事務所(維持課)
	2 河川施設	建設課、山武土木事務所(建設課)
	3 鉄道施設	東日本旅客鉄道(株)
第3 公共施設	1 災害発生時の措置	施設管理者
	2 公共施設の応急復旧対策	施設管理者

### <方針・目標>

◆生活を支えるライフライン施設や交通施設の早期復旧（応急復旧）をはかるために、以下の方針と目標を掲げる。

#### ①ライフライン施設

- 上水道施設は、災害発生直後から被害調査を行い、1ヶ月以内の復旧を目指す。
- 下水道施設は、災害発生直後から被害調査を行い、早期復旧を目指す。
- 市営ガス施設は、地震発生直後から被害調査及び二次災害を防止するための措置を速やかに行うとともに、早期の復旧を目指す。

#### ②交通施設

- 道路は、災害発生直後から被害調査を実施し、3時間以内に通行可能な道路の選定を行い、24時間以内を目途に緊急輸送路における交通の確保を図る。
- 河川は、災害発生直後から河川施設の緊急巡回、緊急点検を行い、早期復旧を目指す。

◆公共施設については、発災直後に利用者や職員等の安全対策を行い、次いで応急復旧対策を実施する。特に、避難行動要支援者等が利用する施設においては、市や近隣の協力のもとに早急な安否確認や施設内での保護に努める。

◆液状化については、知識の普及及び広報や応急復旧等の体制整備のほか、施設整備において効果ある工法の採用に努めるものとする。

■ 応急活動体制の確立にあたり留意すべき点（ライフライン施設、交通施設共通）

- ①職員が不足する場合、事業者等に依頼。災害対策本部を通じて、庁内の他班にも応援を要請する。
- ②調査のための公用車と燃料を確保する。
- ③交通手段として車が使えない場合はバイク・自転車等を使用する。
- ④防災行政無線の移動系の運用を開始、通信担当者を定める。
- ⑤無線機・公用車・職員の編成内容等を本部事務局へ報告する。
- ⑥災害対策本部を通じて、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づく「大網白里市建設業協会」へ協力依頼を行う。なお、協力依頼にあたっては、関連各課において調整の上行うものとする。
- ⑦緊急的に応急復旧するための資機材を準備する。

# 第1 ライフライン施設

---

## 1 下水道施設

### (1) 応急活動体制の確立

下水道課は、災害により被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

### (2) 応急活動

災害等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等の応急活動を行う。

下水道施設の被害においては、液状化による下水道人孔等の浮き上がりなどによる被害が予測されることに留意する。

### (3) 下水道の応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、応急復旧計画を作成する。応急復旧計画に基づき次のような応急復旧作業を行う。

- ① 下水道施設の応急復旧作業を行い、幹線管渠及びポンプ場等の重要施設を優先する。
- ② 下水道の応急復旧のために道路を閉鎖しなければならない場合は、警察及び道路管理者と協議し、通行止、迂回路、立ち入り禁止区域等の設定を行う。
- ③ 関係機関等（災害対策本部、警察、消防、道路管理者、報道機関、住民等）に交通規制工事等の情報を提供する。
- ④ 協定締結事業者、現場近傍業者等による応急復旧工事を実施する。
- ⑤ 被害が甚大な場合は、災害対策本部に他自治体等の応援を要請し、準備の上、受け入れをする。
- ⑥ 関係機関等に交通規制工事完了等の情報、応急復旧の見込み等を提供する。

## 2 ガス施設

### (1) 市営ガス施設

ガス事業課は、地震によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

このため、以下の対策を実施する。

#### ① 非常災害体制の確立

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、応急活動組織を編成する。

#### ② 応急対策

##### ア 初動措置

- ・官公庁、報道機関及び他ガス事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。
- ・供給所、整圧所における送出量の監視及び緊急巡廻調査を実施する。
- ・地震の規模や被害状況に応じたガス導管網の地域ブロック化、供給停止措置及び減圧措置を講じる。
- ・その他、状況に応じた措置を行う。

#### イ 応急措置

- ・施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ・供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- ・その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

#### ③ 災害時の広報

ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、防災無線での放送や広報車による巡回のほか、山武郡市広域行政組合消防本部、東金警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の応急復旧の見通しについて広報する。

#### ④ 応急復旧対策

ガス施設の被害状況を把握し、応急復旧対応の内容を決定し、これに基づいて応急復旧作業を実施する。

### (2) LPガス（液化石油ガス）施設

LPガス販売事業者等における応急復旧対策は、以下のとおりである。

#### ① 情報収集の実施及び報告

- ア テレビ、ラジオの地震等の情報や県、市、消防及び警察機関等関係機関、自主防災組織、LPガス協会支部等から情報を的確に入手する。
- イ 県、市、消防等からの要請、連絡事項を把握し、LPガス協会支部等との連携を取りながら迅速に、かつ、適切に対応を行う。

#### ② LPガス設備の応急復旧活動の実施

災害に関する状況を「災害発生時」、「災害発生直後」、「災害発生後」等に区分し、これらの状況に応じ、的確に応急復旧対策実施する。

## 3 上水道施設

上水道施設の応急復旧対策は、山武郡市広域水道企業団の「災害対策実施計画」に基づき、山武郡市広域水道企業団及び山武郡市広域行政組合消防本部と市が情報を共有して行う。

#### (1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

#### (2) 応急活動

災害により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。なお、被害が軽微な場合には、火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため、送水操作によりその地域への通水を継続する。

#### (3) 上水道の応急復旧対策

被害状況を調査し、応急復旧計画を作成する。応急復旧計画に基づき次のような応急復旧作業を実施する。

### ■上水道施設の応急復旧作業

- |                    |
|--------------------|
| ①管類等の資機材の確保        |
| ②応急復旧に必要な人員の確保     |
| ③被害状況、応急復旧の見込み等の広報 |
| ④他水道事業体への応援要請      |

## 4 電力施設

電気施設の応急復旧対策は、東京電力パワーグリッド株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。

### (1) 災害時の活動体制の確立

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害が発生した場合には、非常災害対策事業所本部を千葉総支社に設置する。なお、夜間休日等の緊急参集ならびに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、参集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

### (2) 震災時の応急措置

応急措置として、資機材の調達、人員の動員、連絡の徹底、送電の停止等の危険防止措置等を行う。

### (3) 電力施設の応急復旧対策

電力施設の被害状況を把握し、応急復旧対応の内容を決定(専門技術を持つ人の活用等)し、応急復旧作業を実施する。

### ■電力施設の応急復旧対策

①被害状況の早期把握	全般的な災害状況把握の遅速は、応急復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。
②応急復旧の順位	各設備の応急復旧順位は、災害状況、各設備の被害復旧の難易度等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

### (4) 災害時の広報

- ① 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及びインターネットを通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

### ■住民等への広報

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・切れた電線や、たれさがった電線には絶対触らないこと。</li><li>・使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。</li><li>・外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</li><li>・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかに最寄の事業所へ連絡すること。</li><li>・建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</li></ul> |
|---|

- ② 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、応急復旧予定についての確な広報を行う。
- ③ 需要家からの再点検申込等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

## 5 通信施設

### (1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。

#### ① 震災時の活動体制

##### ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

##### イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

#### ② 発災時の応急措置

##### ア 設備、資機材の点検及び出動準備

大災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

##### イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常<sup>ふくそう</sup>輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

##### ウ 震災時の広報

通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

#### ■東日本電信電話株式会社の広報

- ・通信途絶、利用制限の理由と内容
- ・災害応急復旧措置と応急復旧見込時期
- ・通信利用者に協力を要請する事項
- ・災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

#### ③ 通信施設の応急復旧対策

災害により被災した通信回線の応急復旧にあたっては、あらかじめ定められた応急復旧順位にしたがって実施する。応急復旧工事については、次により工事を実施する。

##### ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

##### イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、設備工事

(2) (株) NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク (株)

(株) NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室などを設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳<sup>ふくそう</sup>が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、住民を対象とする災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(3) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、「災害時における大網郵便局、大網白里市間の協力に関する覚書」に基づいて行われる。

① 集配機能の維持

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置をとる。

② 窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎による窓口業務の迅速な業務の再開、移送郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置をとる。

③ 電気通信取扱業務の実施

東日本電信電話株式会社等から委託をうけた電気通信取扱業務について、関係機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

④ 援護対策

被災者(被災地)に対して、郵便物の料金免除や郵便葉書等の無償交付の援護に努める。

## 6 放送施設

日本放送協会、千葉テレビ放送 (株)、(株) ニッポン放送、(株) ベイエフエム等の放送機関は、災害が発生した場合は、放送機能を確保した後、災害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

## 第2 交通施設

---

### 1 道路・橋梁

建設課及び山武土木事務所は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。また、所管道路について、通行の禁止又は制限等の措置を講じるとともに、被災道路、橋梁については応急措置を行う。

警戒区域が指定された場合は、立入禁止措置等と対応を行う。

#### (1) 被災状況の把握

建設課は、災害の発生が予測される時は、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の被災状況を把握する。

#### (2) 交通規制

警察及び道路管理者等と協議し、通行止、迂回路、立ち入り禁止区域等の設定を行う。

関係機関等（災害対策本部、警察、消防、道路管理者、報道機関、住民等）に交通規制工事等の情報を提供する。

#### (3) 道路上の障害物の除去

建設課は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

支障物件等の除去等のために、土地・建物・工作物・物件等の使用及び収用が必要と判断されるときは、すみやかに災害対策本部へ報告し、今後の処理方針に対する指示や意見を確認する。災害対策本部との連絡調整を行うことができないときは、「緊急の必要があると認められる場合に限り」災害に対する応急措置に土地・建物・工作物・物件等の使用及び収用し、また、支障物件の除去等を実施する。実施後、直ちにその旨を災害対策本部へ通知する。

道路上の障害物の除去は、緊急輸送・防災関係機関・避難所等の防災拠点等を結ぶ路線を優先的に行う。

#### (4) 道路・橋梁の応急復旧対策

建設課は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、次のように応急復旧を行う。

- ① 協定締結事業者、現場近傍業者等による応急復旧工事を実施する。
- ② 被害が甚大な場合は、災害対策本部に他自治体等の応援を要請し、準備の上、受け入れをする。
- ③ 関係機関等に交通規制工事完了等の情報、応急復旧の見込み等を提供する。

## 2 河川施設

### (1) 被災状況の把握

建設課及び山武土木事務所は、所管の河川施設を点検する。

### (2) 応急対策

建設課及び山武土木事務所は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、次のように応急復旧を行う。

- ① 協定締結事業者、現場近傍業者等による応急復旧工事を実施する。
- ② 被害が甚大な場合は、災害対策本部に他自治体等の応援を要請し、準備の上、受け入れをする。
- ③ 関係機関等に交通規制工事完了等の情報、応急復旧の見込み等を提供する。

## 3 鉄道施設

災害が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。

### (1) 活動体制

災害が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。災害情報及び応急措置の連絡指示ならびに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

### (2) 鉄道施設の初動措置

災害発生時に旅客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により次の措置を行う。

#### ■東日本旅客鉄道(株)の初動措置

①運転規制	地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。 1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 S I 値 (カイン) による。 2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3 S I 値が一般区間で 1 2 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4 S I 値が一般区間で 6 以上 1 2 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、3 5 km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
②乗務員の対応	1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 3 列車を停止させた場合、輸送指令又は最寄の駐車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。

③旅客の避難誘導	<p>1 駅における避難誘導</p> <p>(1) 駅長は、係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた避難場所へ混乱が生じないように誘導し、避難させる。</p> <p>(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、更に市があらかじめ定めた避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。</p> <p>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>(1) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>①地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>②特に避難行動要支援者に留意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>③隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>
④救助活動	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規制に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>
⑤その他	<p>1 旅客誘導のための案内放送</p> <p>2 駅員の配置手配</p> <p>3 救出、救護手配</p> <p>4 失火防止</p> <p>5 防災機器の操作</p> <p>6 情報の収集</p>

(3) 鉄道施設の応急復旧対策

東日本旅客鉄道(株)は、被災状況を調査し、応急復旧作業にあたる。

(4) 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともにあらかじめ定めた一時滞在施設に誘導し避難させる。

## 第3 公共施設

---

### 1 災害発生時の措置

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を次のように行う。

#### (1) 利用者や職員等の安全確認等

- ・利用者の安全確保・避難誘導、及び職員の安全を確認する。
- ・負傷者がある場合は、負傷者の応急処置、関連機関等へ連絡、支援要請を行う。
- ・園児や児童・生徒を擁する施設にあつては、保護者の迎えが来るまで施設内で保護する。
- ・子どもや高齢者、障がい者など避難行動要支援者を擁する施設にあつては必要に応じ担当班が電話又は施設に出向き、安否状況等を確認する。

#### (2) 避難行動

- ・施設（建物）の倒壊や火災などのおそれがある時は、利用を止め、避難所等へ避難する。避難にあつてはヘルメットを装着する。
- ・園児や高齢者、障がい者等の避難にあつては、近隣の応援を求められるよう、事前の環境づくりをしておく。

#### (3) 被害状況の把握

- ・施設及び周辺の被害状況を現場で把握する。

#### (4) 災害対策本部への報告

- ・防災行政無線移動系の運用開始を開始する。
- ・利用者や職員の安否及び施設状況（建物・電気・ガス・水道・トイレ・通信等の状況）を災害対策本部へ報告する。

#### (5) 応急対策

- ・安全確認を目視の範囲で行う。
- ・安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を行う。
- ・施設に大きな損傷等が生じた場合は、「応急危険度判定」を受けるまで施設利用を控える。
- ・停電等へ対応するために、各施設等の「非常用電源」を稼働させる。

#### (6) 避難所としての対応

- ・避難所に指定されている施設においては、建物の応急危険度判定を担当班に依頼し、避難所としての利用の可否を判断する。
- ・利用が可の場合は準備の上、避難者の受け入れを行う。避難所以外の施設においては、住民が避難してきた場合は、他の避難所へ避難するよう説明し、担当班に報告する。
- ・応急危険度判定を待たずに避難者の受入を始めざるを得ない場合には、別途定める避難所運営マニュアルに示す「目視で判断する基準(チェック項目)」により、利用の可否を判断する。

#### (7) 施設の再開の協議

- ・施設の被害状況を確認し、二次災害がないと判断されたときは、施設管理者と担当班で再開の是非について協議する。

## 2 公共施設の応急復旧対策

### (1) 要員及び資材の確保

災害時における応急工事を迅速に行うため、要員の確保、動員の体制及び必要資材等の調達を行う。

### (2) 技術者等の把握及び動員

応急工事の実施に必要な技術者、工事業者の現況を把握し、必要に応じて出動を要請する。

### (3) 建設機械、資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、工事用資材、建設機械等の調達先を把握しておき、災害時においては緊急確保の措置を講じる。

## 第17節 ボランティアの協力

項	目	担 当
第1 災害時におけるボランティアの登録と派遣	1 ボランティアの受付・登録	市社会福祉協議会、 避難所運営部（ボランティアセンター 担当）
	2 ボランティアニーズの把握	
第2 ボランティアの受入れ	1 市災害ボランティアセンターや活動拠点の設置	
	2 ボランティアへの協力要請	
	3 市災害対策本部との調整	
	4 食事、宿泊場所	
	5 活動費用の負担	
	6 保険の付与	

### <方針・目標>

- ◆大規模災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。
- ◆ボランティア活動の中心となる市災害ボランティアセンターにおいて、発災後に迅速に受付・登録等を実施した上、適切な活動配置等の指示を出すことで、災害の状況に応じた、より実際的なボランティア活動体制を立ち上げるものとする。
- ◆市社会福祉協議会を運営母体とする災害ボランティアセンターは、災害対策本部と綿密な連携を図りながら活動効果を高める運営を行うものとする。

## 第1 災害時におけるボランティアの登録と派遣

---

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録は原則として発災後に実施することとし、市は県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

### 1 ボランティアの受付・登録

県の担当部局は、専門分野での活動を希望する個人及び団体を中心に対応し、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣することとしている。

また、県災害ボランティアセンターは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行うこととしており、ボランティアの受付・登録は、市災害ボランティアセンター窓口で行うことになる。

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター等による登録を経ずに直接市へ来たボランティア希望者については、市災害ボランティアセンター窓口において受付・登録を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

### 2 ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努め、県との連絡を密にしながら、効果的なボランティア活動が展開できるようにする。

## 第2 ボランティアの受入れ

---

### 1 市災害ボランティアセンターや活動拠点の設置

市社会福祉協議会は、災害対策本部との連携のもとに、災害による損傷や二次災害のおそれ等を考慮の上、指定された場所に市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

また、ボランティア活動の拠点となるボランティア本部等の活動拠点についても、災害対策本部との連携のもとに指定された場所に設置する。

### 2 ボランティアへの協力要請

市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査する。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアの派遣を要請する。

### 3 市災害対策本部との調整

避難所運営部（ボランティアセンター担当）は、市災害ボランティアセンターと緊密に連携し、以下の対応をするとともに、迅速なボランティア受入体制の整備を図る。

- (1) 活動の拠点となるボランティア本部の設置に関する協議
- (2) 市内被害状況に関する情報の提供
- (3) 災害対策本部、災害医療対策本部体制の現状に関する情報の提供
- (4) 県等が派遣する専門ボランティアの受入体制
- (5) 報道機関などへボランティア体制に関する情報の提供
- (6) ボランティア本部との連絡調整
- (7) その他協力要請

### 4 食事、宿泊場所

ボランティアの食事や宿泊場所は、自己調達を基本とする。

### 5 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会において予め用意する。

### 6 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

## 第 1 8 節 帰宅困難者対策

	項 目	担 当
第1 帰宅困難者対策 の実施	1 一斉帰宅抑制と施設内待機	事務局(指揮班、情報班)
	2 駅や大規模店舗等における利用者保護	
	3 夏季の観光客に対する応急対策	事務局(指揮班、情報班)、商工観光課
	4 帰宅困難者等の状況把握と情報提供	事務局(指揮班、情報班)、避難所運営部
	5 避難所の開設及び誘導	
	6 徒歩帰宅支援	
	7 帰宅困難者(特別搬送者)の搬送	

### <方針・目標>

- ◆市は、千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針(平成29年3月改訂)に基づき、関係機関と連絡をとりあい、連携ある帰宅困難者対策を実施する。
- ◆本市は、夏季の観光客が多いことから、こうした観光客に対して、災害発生直後の対応、一時滞留場所への誘導、帰宅支援、観光客への周知方法や手段等に配慮した応急対策をすすめる。
- ◆「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、複数の安否確認手段の使用について広報等を実施し、併せて早期の情報提供体制の確立を図る。

# 第1 帰宅困難者対策の実施

---

「首都直下地震緊急対策推進基本計画」における「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。

また、本市は、夏季の観光客が多いことを考慮し、県と連携を図りながら対策を進めるものとする。

## 1 一斉帰宅抑制と施設内待機

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、事務局（指揮班、情報班）は、企業、学校、事業所などに対し、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

企業、学校、事業所などは、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、災害対策本部（災害警戒本部）から提供される情報により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

## 2 駅や大規模店舗等における利用者保護

駅や大規模店舗等を管理する事業者は、災害対策本部（災害警戒本部）から提供される情報により、施設等の安全を確認した上で利用者の避難誘導を行う。

なお、保護した利用者を災害対策本部（災害警戒本部）や警察等関係機関と連携して市が開設する避難所へ誘導する。

## 3 夏季の観光客に対する応急対策

夏季の観光客に対しては、以下に配慮した応急対策を実施する。具体的な内容は、今後、検討を進めるものとする。

- (1) 発生直後の対応（一斉移動抑制、情報伝達提供等）
- (2) 一時滞留場所への誘導（決定、方法等）
- (3) 一時滞留場所でのサポート（食料、防寒具等提供）
- (4) 帰宅支援（交通情報の収集、提供等）
- (5) 観光客への周知方法、手段 など

## 4 帰宅困難者等の状況把握と情報提供

災害対策本部（災害警戒本部）は、駅や大規模店舗等の周辺における混乱を防止するため、付近で発生した滞留者について把握するとともに、混乱防止を目的とした情報提供を行うこととする。

## 5 一時避難施設の開設及び誘導

### (1) 一時避難施設の開設

災害対策本部（災害警戒本部）は、帰宅困難者の発生状況等を考慮し、一時避難施設の開設を行う。

### (2) 施設への誘導

防災行政無線や広報車などによる情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の伝達手段を活用して、災害情報及び一時避難施設の開設情報を周知する。

## 6 徒歩帰宅支援

### (1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

災害対策本部（災害警戒本部）は県と連携して、震災発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、支援の要請を行う。

### (2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、災害対策本部（災害警戒本部）は県と連携して、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

## 7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、災害対策本部（災害警戒本部）は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

## 第 1 9 節 文教・保育対策

項 目		担 当
第1 応急教育	1 公立学校	教育委員会管理課
第2 応急保育	1 園児の安全確保	教育委員会管理課、子育て支援課
	2 園児の安否確認	
	3 応急保育等の実施	
第3 学用品の調達及び支給	1 実施機関	教育委員会管理課
第4 授業料の減免・育英補助の措置	1 市の対応	教育委員会管理課
	2 県の対応	
第5 社会教育施設等の対策		生涯学習課

### <方針・目標>

- ◆小・中学校、幼稚園、保育所、学童保育室等を運営中に地震が発生した場合、児童・生徒及び園児の安全を最優先に確保し、保護者等の引き取りがあるまでその場で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- ◆社会教育施設等の施設利用者は、施設管理者の指示に従い、安全を確認した上、自らの責任において帰宅等の措置をとる。
- ◆学校の一部再開は、施設被害、ライフラインの復旧、避難所の状況等によるが、発災後 20 日を目安とする。
- ◆被災者の復旧作業を支援するため、児童・生徒及び園児等を一時的に預かる応急保育の実施を検討する。

# 第1 応急教育

---

## 1 公立学校

### (1) 事前準備

校長は、学校の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確に計画を立てておく。

校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図ること。
- ② 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 教育委員会、警察署、消防署、安全対策課消防防災班及び保護者への連絡網を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- ⑤ 教育委員会は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

### (2) 災害発生時の対応

小・中学校、幼稚園における災害発生時の対応は、別に定められた避難マニュアル等に基づき児童・生徒及び園児の安全を確保する。

#### ① 児童・生徒及び園児の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒及び園児の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒及び園児は、保護者等の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

保護者等に対しては、スクールメール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

#### ② 調査及び連絡

施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、関係する教育委員会管理課や子育て支援課へ報告する。

#### ③ 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒及び園児の安否を確認する。

#### ④ 避難所開設への対応

校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(3) 災害復旧時の体制

- ① 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。なお、応急教育の場所は次のとおりとする。

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	1 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	1 公民館等の公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域について大きな被害を受けた場合	1 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 2 応急仮設校舎の設置

- ② 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。
- ③ 災害により職員の確保が困難な場合には、千葉県教育委員会等と連携を図るなどして近隣学校からの応援等により対処する。
- ④ 応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防止する。
- ⑤ 災害により学用品を失った児童生徒に対し、必要な教材、学用品を給与するため、教育委員会管理課は、学校長を通じて、給与の対象となる児童生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については、被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、教科書、文房具、学用品は、業者から一括購入して、学校ごとに分配する。

なお、詳細については、本節「第3 学用品の調達及び支給」に記すとおり。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	1 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 2 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

- ⑥ 疎開した児童生徒等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、応急教育に準じた指導を行うよう努める。
- ⑦ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となった場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。  
なお、校舎が避難所として使用されることとなった場合においては、応急教育の場を確保するように努め、避難生活と学業を相互に妨げないよう配慮する。
- ⑧ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。
- ⑨ 児童生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等があたる。各学校では、児童生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

- ⑩ 災害復旧又は社会の混乱が沈静化するにしたい、学校給食を再開するものとする。物資等が不足する場合には、市教育委員会から県学校給食会に対し需要の申請を行う。
- ⑪ 教育委員会管理課は、学校施設の応急復旧のため、復旧工事等の対策を講ずる。

## 第2 応急保育

---

### 1 園児の安全確保

各保育所及び幼稚園では、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、園児の安全を確保するため、休園等の措置をとる。また、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

### 2 園児の安否確認

保育時間以外に災害が発生した場合で、NTT災害伝言ダイヤル(171)等が開設されたときは、子育て支援課及び教育委員会管理課は、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

### 3 応急保育等の実施

子育て支援課及び教育委員会管理課は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所、幼稚園を設け、応急保育等を実施する。ただし、交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

## 第3 学用品の調達及び支給

---

### 1 実施機関

- (1) 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。
- (2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫し、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。
- (3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるきは、市長が行うことができる。

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 学用品の給与を受ける者

- ① 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- ② 学校児童(盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)) 特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校。)
- ③ 学用品が無く、就学に支障を生じているものであること。

#### (2) 学用品給与の方法

- ① 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- ② 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を樹立して行う。
- ③ 実施に必要なものに限り支給する。
- ④ 文房具、学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

#### (3) 学用品の品目

##### ① 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等、生徒正規の授業で使用する教材であること。

##### ② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

##### ③ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 学用品給与の費用限度

① 教科書(教材を含む)代  
実費

② 文房具及び通学用品

小学生 1人当たり 4,500円以内

中学生 1人当たり 4,800円以内

高校生 1人当たり 5,200円以内

(5) 学用品の給与期間

教科書(教材を含む。)については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

## 第4 授業料の減免・育英補助の措置

---

### 1 市の対応

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

### 2 県の対応

#### (1) 授業料無料

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規定の措置をとり、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、罹災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

#### (2) 育英補助の措置

罹災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、罹災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還を猶予することができる。

## 第5 社会教育施設等の対策

---

施設管理者等は、地震によって建物等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

生涯学習課は、社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。また、被災した社会教育施設を避難所、物資集積拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、応急修理を行い、安全を確認の上使用する。

## 第 4 章

# 災害復旧計画

# 第1節 住民生活安定のための措置計画

項	目	担 当
第1 被災者への支援	1 住民への相談受付	事務局(窓口班)、地域づくり課、健康増進課
	2 災害弔慰金等の支給	社会福祉課
	3 災害援護資金等の貸付	社会福祉課及び市社会福祉協議会
	4 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課
	5 住宅復興資金の融資	都市整備課
	6 宅地防災工事資金の融資	都市整備課
	7 被災者台帳の作成と利用及び提供	被害調査部
	8 罹災証明書の発行	被害調査部
	9 災害公営住宅の建設等	都市整備課
	10 市税の減免等	税務課、市民課
	11 健康保険や介護保険における対応	市民課、高齢者支援課
	12 職業の斡旋	商工観光課
	13 公共下水道等の減免等	下水道課
	14 郵便物の特別取扱い等	日本郵政グループ
	15 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	子育て支援課、教育委員会管理課
第2 地域経済の復旧支援	1 農林漁業者への支援	農業振興課、商工観光課
	2 中小企業者への融資	商工観光課
第3 義援金の受付・配分	1 義援金の受付	会計課
	2 義援金の配分	社会福祉課

## 第1 被災者への支援

### 1 住民への相談受付

#### (1) 一般生活相談

事務局（窓口班）は、一般住民向けの問い合わせ窓口を開設し、問い合わせの内容に応じて各課等へ案内を行う。

#### (2) 消費生活相談（地域づくり課）

発災時には、混乱に乗じた悪徳商法の横行など消費生活に関わるトラブルが発生することも考えられるため、県や県警本部、弁護士会等の協力の下、消費生活相談を実施する。

(3) 精神生活に関する相談（健康増進課）

大規模な災害時には、心的外傷後ストレス障害(PTSD)など、精神的な圧迫から様々な障害を引き起こすことが知られている。災害の発生に伴う精神的な圧迫への対策として、専門のカウンセラーなどによる生活相談を実施する。

## 2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

■災害弔慰金・災害障害見舞金の内容

災害弔慰金	ア死亡者が災害見舞金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500 万円
	イその他の場合	250 万円
災害障害見舞金	ア障害を受けた者がその生計を主として維持していた場合	250 万円
	イその他の場合	125 万円

### 3 災害援護資金等の貸付

#### (1) 災害援護資金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害救助法の適用となる自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。

#### ■災害援護資金の内容

対象となる災害	①市に災害救助法が適用された場合の自然災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付対象	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。 ア世帯構成人数 1人の場合 … 220万円 イ 〃 世帯2人の場合 … 430万円 ウ 〃 3人の場合 … 620万円 エ 〃 4人の場合 … 730万円 オ 〃 5人以上 … 730万円に加えて (世帯構成人数 - 4人) × 30万円 (注)住居が滅失した場合は、1,270万円に満たない世帯	
貸付金額 (限度額)	①世帯主が、概ね1月以上の治療期間を要する負傷を負った場合 ②住居又は家財の被害金額が、当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合 ア上記①の場合 150万円 イ上記①及び②の場合 250万円 ウ上記①及び住居が半壊した場合 270万円 エ 〃 全壊した場合 350万円 オ上記②の場合 150万円 カ住居が半壊した場合 170万円 キ 〃 全壊した場合 250万円 ク住居全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合 350万円	
貸付条件	据置期間	3年(特別の事情がある場合5年)
	償還期間	10年(据置期間を含む)(特別の事情がある場合5年)
	償還方法	元利均等、年賦又は半年賦
	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)
	延滞利息	年10.75%
	保証人	保証人は連帯して債務を負担する(違約金も同様に連帯債務を負う)

#### (2) 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

## ■生活福祉資金の内容

貸付対象	低所得世帯等のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150 万円以内	
貸付条件	措置期間	貸付の日から 6 か月以内(特別の場合 2 年以内)
	償還期間	据置期間経過後 7 年以内
	貸付利率	無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は年利 1.5% (遅延利子 10.75%)
	保証人	以下の条件を満たす連帯保証人 1 人以上必要 ア 原則として、借受人と同じ大網白里市に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

(平成 24 年 12 月現在)

## 4 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。

### (1) 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の安定と被災地の速やかな復興に資する。

### (2) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

- ①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④上記①または②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害
- ⑤上記③または④に規定する都道府県に隣接し、かつ、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ⑥上記③または④に規定する都道府県が 2 以上ある場合において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口 5 万人未満にあつては 2 世帯以上）における自然災害

### (3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ①住宅が全壊した場合
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤住宅が中規模半壊し、補修しなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 被災者生活再建支援金の支給額

支給額は「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」と、「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となる。

■支給額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

被災状況	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金 (加算支援金) ②	合計③
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く) 50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く) 50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く) 25万円	25万円

※単身世帯は上記支給額の3/4を支給する。

(5) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県会館が指定されている。県は、県が行う支給事務に関し支援法人（（公財）都道府県センター）へ委託している。

(6) 支援金支給手続き

支給申請は市に提出し、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

## 5 住宅復興資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

## 6 宅地防災工事資金の融資

災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき、崩壊または危険な状況にあると宅地が判断され、改善勧告または改善命令を受けた被災者を対象に宅地防災工事資金の融資が行われる。

## 7 被災者台帳の作成と利用及び提供

### (1) 被災者台帳の作成

被害調査部は、災害対策基本法第90条の三に基づき、被災者への支援を漏れなく行うために、罹災台帳や住民基本台帳を統合し、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

### (2) 被災者台帳の利用及び提供

被災者台帳は、災害対策基本法第90条の四に基づき、次のいずれかに該当すると認められるときに、内部で利用あるいは他の自治体に提供する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

## 8 罹災証明書の発行

被害調査部は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害家屋の調査を実施のうえ、住家の損害割合を算出し、住家被害の程度を判定するほか、罹災証明書を速やかに発行するものとする。

### (1) 被害家屋の調査

被害家屋の第1次調査は、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視により把握するものとする。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施することとし、家屋の倒壊など、危険がある場合を除き、外観調査及び内部立ち入り調査による損傷状況の目視のほか、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握するものとする。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いのもと実施する。

### (2) 住家の被害判定

住家の被害認定基準は、固定資産評価を参考に、原則として、（部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出しして判定する。

この被害判定に係る基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和3年3月改定）によるものとする。

■災害の被害認定基準

被害の程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(3) 罹災証明書の発行

災害対策基本法第2条第1項第1号に規定される災害による被害(原則として、火災による焼損、落雷による被害を除く)を受けた建物のうち、現実に居住のために使用している建物(社会通念上の住家であるかを問わない)の被災住民に対し、罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書は、被災者支援制度(災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等)の適用や個人加入の保険金(見舞金)の給付等)を受けるに当たり必要な証明となることから、円滑に発行できる体制を整備することとする。

■被災者支援制度の概要

<p>①公的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅の貸与</li> <li>・ 住宅応急修理制度</li> <li>・ 被災者生活再建支援制度</li> <li>・ 各種税・手数料・使用料の減免</li> <li>・ 学費の減免</li> <li>・ 建物の解体・運搬・処理</li> <li>・ 災害復興公営住宅の確保</li> <li>・ 災害援護資金の貸付</li> <li>・ 各種融資の資料 など</li> </ul> <p>②その他の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種保険金の給付</li> <li>・ 義援金配分 など</li> </ul>
--

#### (4) 被災証明書の発行等

罹災証明書の対象となる住家以外の被害（火災による焼損、落雷による被害を除く）に関する証明書の発行を被災者から求められた場合は、被害の調査を行い、その被害の程度を被災証明書として発行することとする。

なお、被害物件が家屋の場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に準じた調査及び判定等を行うものとする。

## 9 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な物に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市長は、災害公営住宅の低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。都市整備課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

## 10 市税の減免等

税務課は、災害によって被害を受けた住民に対して市民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

### ■市税の減免等の種類

①納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき当該期限の延長を行う。
②徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
③減免	被災した納税義務者に対し、納税義務者からの申請に基づき、災害発生日以降に到来する納期分について減免を行う。

### ■市税の減免の内容

税目	減免の内容
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況及び住家等の被災状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況及び車両の被害状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

## 1 1 健康保険や介護保険における対応

市民課及び高齢者支援課は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

また、高齢者支援課は、介護保険料の減免措置・猶予等を行う。

## 1 2 職業の斡旋

千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。商工観光課は、住民にこれらの情報を提供する。

また、未払い賃金立替制度等の支援制度についても紹介等を行う。

### ■職業安定所の職業の斡旋等

- |  |
|--|
| ①雇用調整助成金等の活用による事業主への支援                             |
| ②被災者のための臨時職業相談窓口の設置                                |
| ③千葉公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ④雇用保険の失業給付に関する特例措置                                 |

## 1 3 公共下水道等の減免等

下水道課は、災害によって、負担金又は分担金の納付及び使用料の納付が困難となった者に対し、徴収猶予又は減免を行う。

### (1) 負担金及び分担金の徴収猶予

#### ■下水道事業受益者負担金の徴収猶予

猶予事項	猶予率(%)	猶予期間
災害により負担金を納付することが困難な受益者に係る土地	市長の認定する率	市長の認定する期間

#### ■農業集落排水事業受益者分担金の徴収猶予

猶予事項	被害等の程度	猶予期間
災害により建物が損害を受けたとき	50%未満	6箇月以内
	100%未満	1年以内
	全損	2年以内

#### ■コミュニティ・プラント事業受益者分担金の徴収猶予

猶予事項	被害等の程度	猶予期間
災害により建物が損害を受けたとき	50%未満	6箇月以内
	100%未満	1年以内
	全損	2年以内

## (2) 使用料の減免

### ① 公共下水道使用料の減免

市長は、災害等により必要と認めるときは、公共下水道使用料を減免することができる。

### ② 農業集落排水処理施設使用料の減免

市長は、災害等により必要と認めるときは、農業集落排水処理施設使用料を減免することができる。

### ③ コミュニティ・プラント使用料の減免

市長は、災害等により必要と認めるときは、コミュニティ・プラント使用料を減免することができる。

## 1 4 郵便物の特別取扱い等

日本郵政グループは、災害救助法が発動された場合、災害の状況や被害の程度に応じて以下に示すような郵便事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

### (1) 郵便関係

#### ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

発災時における被災者の安否通信等に資するため、被災地の郵便局は、被災世帯に対して普通葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

#### ② 被災者が差し出す郵便の料金免除

発災時には、被災者が差し出す郵便及び被災者に当てた救助用郵便物の料金を免除するものとする。

### (2) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

発災時には、被害地の郵便局は被災者の急な資金需要等に対して、以下の措置を実施する。

#### ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸し付け並びに国債等の非常買い取り。

#### ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込み猶予期間の延長など。

### (3) 災害寄付金の料金免除

発災時には、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援目的での郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

## 1 5 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援

災害によって被害を受け就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは、子育て支援課は、児童扶養手当等の特別措置を行う。また、教育委員会管理課は、小・中学校等の就学援助措置、保育料の減免措置を行う。

## 第2 地域経済の復旧支援

---

### 1 農林漁業者への支援

農業振興課、商工観光課は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、県、協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

#### ■貸付金の種類

- ①天災資金
- ②県単農業災害資金
- ③県漁業災害対策資金
- ④海難漁船経営再開対策資金
- ⑤農林漁業金融公庫資金

### 2 中小企業者への融資

商工観光課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、「天災融資制度」、「株式会社日本政策金融公庫による貸付制度」、「災害復旧貸付」、「高度化事業」及び「経営安定保障」等、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

#### ■中小企業への融資制度

- ①一般金融機関、政府系金融機関の融資
- ②中小企業近代化資金等の貸付
- ③信用保証協会による融資の保証
- ④災害融資特別県費預託等

## 第3 義援金の受付・配分

---

### 1 義援金の受付

#### (1) 受付窓口の設置

会計課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

#### (2) 義援金口座の開設

会計課は、銀行振込等により送られてくる義援金に対処するために、会計管理者は、金融機関と調整のうえ、義援金受け入れのための口座を開設する。

### 2 義援金の配分

社会福祉課は、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

---

---

#### 【資料編】

#### 4-3 罹災証明等

## 第2節 公共施設等の復旧計画

項 目		担 当
第1 災害復旧事業の推進		施設管理者
第2 ライフラインの復旧	1 下水道施設	施設管理者
	2 市営ガス施設	
	3 上水道施設	
	4 電力施設の復旧と順位	
	5 通信施設	
	6 農林・水産業施設	
	7 公共土木施設	

# 第1 災害復旧事業の推進

---

県及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律等に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。なお、法律等に基づいて国がその費用の一部または全部を負担または補助する災害復旧事業に関しては、県知事ないし市長が提出する資料は実施調査の結果を踏まえて行われることとなっている。

## ■公共施設の災害復旧事業の種類

- ①公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・砂防設備災害復旧事業計画
  - ・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ・地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - ・道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・漁業公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・下水道災害復旧事業計画
  - ・社会福祉施設災害復旧事業計画
  - ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ②農林水産施設災害復旧事業計画
- ③都市災害復旧事業計画
- ④上水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑦学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑧社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨その他の災害復旧事業計画

## 第2 ライフラインの復旧

---

上水道、電気、ガス、通信等の施設、農林業用施設又は道路、河川等の公共土木施設は、生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 下水道施設

災害の本復旧は、将来の地震災害に備える事業計画とし、地震災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

#### (1) 対象とする地震

一般的な地振動に対しては、機能に重大な支障が生じないこと、直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地振動に対しては、人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

#### (2) 下水道施設の被害想定

過去の下水道施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や、被災後の作業量(緊急時の供給等)を把握し、適切な計画策定を行う。

### 2 市営ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

##### ① 復旧計画の作成のため、次の設備について被害状況の調査を行う。

- ・ 供給設備
- ・ 通信設備
- ・ 需要家のガス施設

##### ② これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

#### (2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

#### (3) 復旧作業

##### ① 供給所における復旧作業

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、ガスの供給を再開する。

② 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、供給を再開する。

③ 中圧導管の復旧作業

- ・ 区間遮断
- ・ 気密試験（漏えい箇所の発見）
- ・ 漏えい箇所の修理

④ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- ・ 閉栓確認作業
- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ・ 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- ・ 内管検査及び内管の修理
- ・ 点火、燃焼試験
- ・ 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

① 供給施設

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、ガスの供給を再開する。

② 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

### 3 上水道施設

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ① 施設の耐震化を図る。
- ② 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- ③ 市の計画的復興に伴う、施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、早急に漏水防止対策を行う。

- ① 漏水調査を実施する。
- ② 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施することとし、次の点に留意する。
  - ・ 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。
  - ・ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

## 4 電力施設の復旧と順位

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給復旧効果の大きいものから復旧を行う。

## 5 通信施設

### (1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

#### ■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関(各社の契約約款に別に定めがある場合はその定めによる)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。電気通信サービスは、電話サービス、総合デジタル通信サービス、占有サービス、パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含む)等

## 6 農林・水産業施設

### (1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に、公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### ① 用水施設

- ・用水施設(開水路、パイプライン、地下水止め、送水施設等)の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ・用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

#### ② ため池

- ・堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民および農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ・決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

#### ③ 道路施設

- ・道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

#### ④ 排水施設

- ・堤防の決壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ・護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。
- ・被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

⑤ 地すべり防止施設

- ・地すべり防止施設の被害、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又は、その他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

① 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

② 治山施設

治山施設(地すべり防止施設を含む)の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその著しい被害を生じるおそれのあるもの。

## 7 公共土木施設

(1) 道路等の公共土木施設

道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

① 道路・橋梁施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 河川管理施設

- ・堤防の決壊、護岸、天然河川の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ・堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ・河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ・河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ・護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の海岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

② 海岸保全施設

- ・防波堤
- ・堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの。
- ・堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- ・護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

③ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又は、その他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

## 第3節 激甚災害指定に関する計画

### 第1 激甚法による災害復旧事業

---

県及び市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・公共土木施設災害関連事業</li> <li>・公立学校施設災害復旧事業</li> <li>・公営住宅災害復旧事業</li> <li>・生活保護施設災害復旧事業</li> <li>・児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>・身体障がい者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>・知的障がい者援護施設災害復旧事業</li> <li>・婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>・感染症予防施設災害復旧事業</li> <li>・感染症予防事業</li> <li>・堆積土砂排除事業</li> <li>・湛水排除事業</li> </ul>
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>・開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>・森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>・中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例</li> <li>・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>・中小企業者に対する資金の融通に関する特例</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例</li> <li>・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</li> <li>・水防資材費の補助の特例</li> <li>・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>・産業労働者住宅建設資金融通の特例</li> <li>・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>・雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

## 第4節 災害復興

### 第1 復興体制の整備

---

市は、住民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

### 第2 災害からの復興に関する基本的な考え方

---

県では、災害からの復興を単なる原状回復にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる方向までを視野に取り組み、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成している。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する検討をすすめるものとする。

また、津波や液状化、土砂災害など、市内の地域特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となることから、市全体の復興のみならず地域ごとの復興についても今後検討を進めていくものとする。

### 第3 復興のための準備

---

地震により被害を受けた地区の計画的かつ迅速な復興のために、第一におこなうべきことは、復興計画の策定である。被災状況を速やかに把握し、被災者の生活再建の過程も踏まえ、迅速かつ適切に復興計画を策定し、推進していくことである。初動期の対応の遅れは、市街地の再形成に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、「都市復興」を迅速に行うための、組織体制や具体的な行動手順や要領等を定めた「復興マニュアル」等について検討を行うものとする。

## 第4 復興計画において想定される内容

---

復興は、まち全体の再生であり、扱う領域も都市、住宅、産業など、広範囲に及ぶ。各領域は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、担当課が相互に連携できる全庁的体制づくりに努めるものとする。

また、復興計画の策定は、庁内のみならず住民等の参加と協力が必須となる。このため、住民と行政が協働できる体制づくりに努めるものとする。

### (1) 暮らしの復興

- ① 地域コミュニティの再生
- ② 被災した児童・生徒及び園児等への支援体制の確立
- ③ 就労支援及び雇用創出の推進
- ④ 子育て支援サービス提供体制の確立
- ⑤ 地域の活性化支援の推進
- ⑥ 地域医療体制再生への支援

### (2) 都市の復興

- ① 現状復旧ではなく将来をふまえた安全で魅力があるまちづくり
- ② 公共土木施設の防災機能強化したまちづくり
- ③ 交通ネットワークの機能の再生、強化
- ④ 上下水道施設等ライフラインの機能再生と将来の災害を見据えた強化
- ⑤ がれきの処理
- ⑥ 被災地整理

### (3) 住宅の復興

- ① 住宅再建支援体制の確立
- ② 共同住宅が被災した場合の建替え等に関する合意形成への支援

### (4) 産業の復興

- ① 農林水産業の持続可能な体制確立への支援
- ② 商工業の再生及び成長支援
- ③ 観光業の再生

### (5) 住民と行政の協働

- ① 住民参加による都市復興
- ② 住民の責任や役割、体制のあり方
- ③ 専門家のコーディネートの必要性

### (6) 地域の復興

- ① 市内の各地域ごとの復興計画

## 附 編 1

# 東海地震に係る周辺地域としての 対応計画

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の趣旨

---

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定、強化地域に係る地震観測体制の強化、東海地震予知情報に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、「東海地震」(震源：駿河湾、マグニチュード8程度)が発生した場合、著しい被害が生じるおそれのある震度6弱以上または、発生後20分以内に大津波(津波高さ3m以上)が来襲すると予想される地域(8都県263市町村)(合併により平成18年4月現在174市町村)が強化地域として指定された。

一方、本市を含む千葉県域については、強化地域として指定されなかった。そのため、本市は、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかしながら、本市においても東海地震予知情報発令による社会的混乱の発生などが懸念されることから、地震による被害や社会的混乱を最小限にとどめることを目的として、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定するものである。

## 第2節 基本方針

### 1 計画の内容

計画内容は、東海地震予知情報が発令された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の事項等を定めることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

- ①東海地震予知情報の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ②地震発生にあたっては、被害を最小限にとどめるために必要な措置

### 2 東海地震関連情報と伝達

地震に関する情報については、気象庁が、東海地震に関する観測データを元に東海地震関連情報を発表する。市及び報道関連機関は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達する。発表基準と防災対応は以下のとおりである。

#### ■東海地震関連情報

情報	発表基準	防災対応
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。 この情報で示されるカラーレベルは、「黄」。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。</li> <li>・救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。</li> </ul>
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発令された場合に発表される情報。 東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「赤」。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害警戒本部が設置される。</li> <li>・津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。</li> </ul>
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会(以下、判定会)で評価した調査結果を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対応は特になし。</li> </ul>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対応は特になし。</li> <li>・国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。</li> </ul>

資料：気象庁ホームページより

### 3 計画の範囲

本計画の範囲は、東海地震注意報発表から東海地震予知情報（警戒宣言）発令までの対策のうち、情報収集及び伝達並びに活動体制の準備などを対象とする。

また、東海地震予知情報（警戒宣言）の発表時刻は平日の昼間を想定しており、一般的に必要なとされる措置を中心に整理するものとする。

なお、夜間・休日などへの対応は、必要に応じて別に定めることとする。

### 4 計画の実施

本市は、強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

### 第3節 今後の課題

---

地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであるが、プレート型地震の研究が進むにつれて、東海地震単独というよりも、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まり、国の「調査部会」等で議論が進められてきた。

「調査部会」は、南海トラフ沿いで発生する大規模地震対策では「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定することが必要としつつ、地震発生の予測は「不可能」と結論付けた。

この『附編』については、今後の国や県等の動きを踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

※内閣府の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」

# 第2章 東海地震注意情報の発表から東海地震予知情報発令までの対応措置

東海地震予知情報（警戒宣言）に伴う対応措置については、原則として東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、東海地震注意情報の発表から東海地震予知情報（警戒宣言）発令までの対応措置について定める。

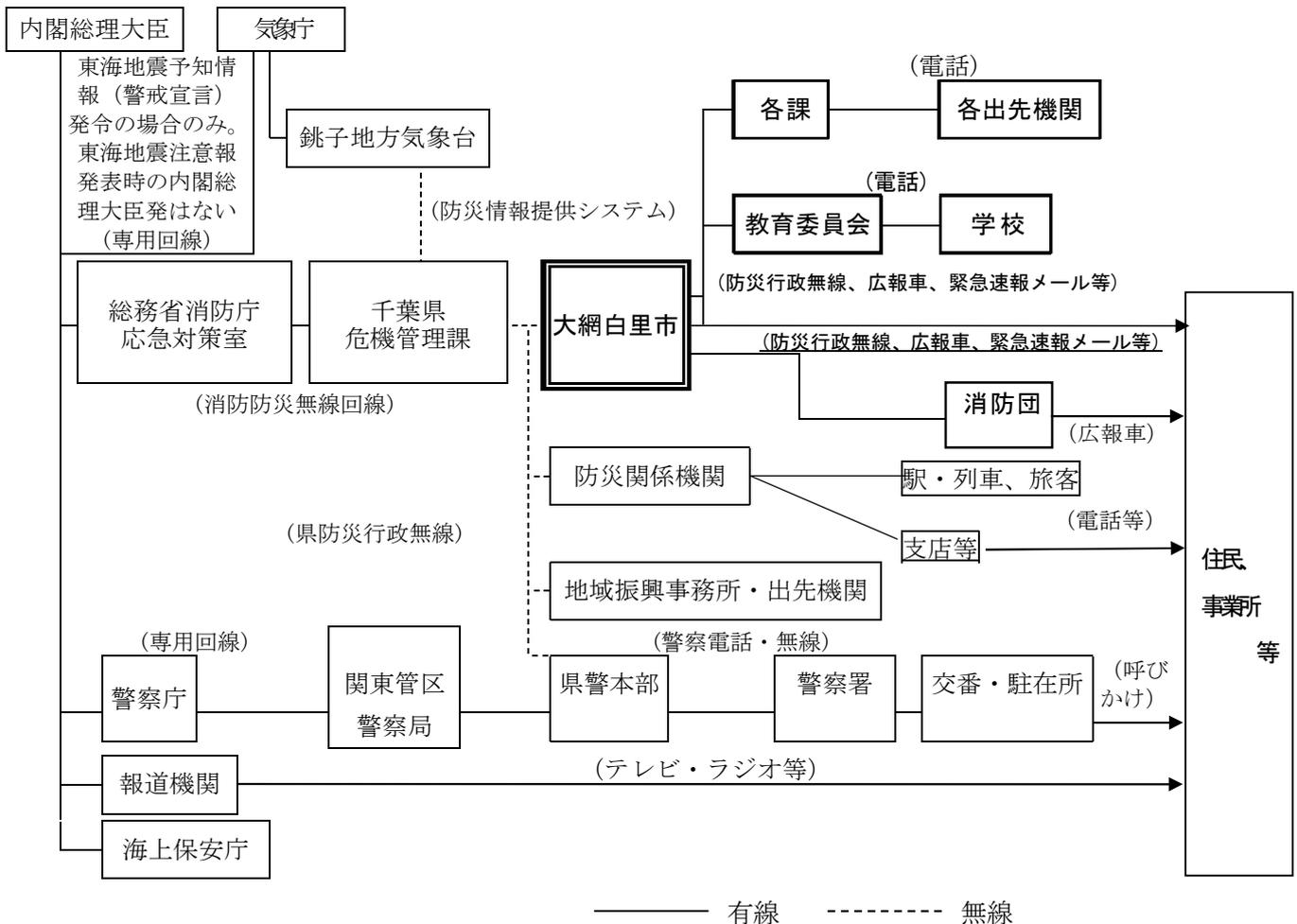
## 第1節 東海地震注意情報の伝達

### 1 伝達系統及び伝達手段

市は、県等から東海地震注意報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の市役所内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



## 2 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

## 3 伝達事項

市は、市役所内部及び出先機関等へ東海地震注意情報を伝達するほか、東海地震予知情報（警戒宣言）の発令に備えて、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

また、その他必要と認められる事項も伝達する。

## 第2節 活動体制の準備等

---

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに警戒配備体制をとり、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制を県に準じてとる。

### 1 災害対策本部設置準備

災害警戒本部（第2配備）を設置するとともに、災害対策本部設置準備に入る。

### 2 職員の招集

職員の招集は、第2配備とする。

### 3 東海地震注意情報の発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、安全対策課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ・東海地震注意情報、地震予知情報（警戒宣言）等その他防災上必要な情報の収集伝達
- ・社会的混乱防止のための必要な措置
- ・他市町村、防災関係機関との連絡調整

## 第3節 東海地震注意報発表から警戒宣言発令までの広報

---

東海地震注意報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

市域において、混乱発生のおそれが見込まれる場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

## 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

### 第1節 活動体制

---

災害対策本部（第3配備）を設置する。災害対策本部の組織及び動員は、「震災対策編」第3章第1節による。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

- ・警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- ・防災関係機関の業務に係る連絡調整
- ・社会的混乱防止に係る施策の実施
- ・報道機関等への情報提供
- ・その他必要な事項

## 第2節 警戒宣言の伝達及び広報

### 1 警戒宣言の伝達

#### (1) 伝達方法

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統は、第3章第2節の伝達経路によるものとする。  
市は、防災行政無線、サイレン、広報車等により住民等に伝達する。

警 鐘	サイレン
(5点) 	吹鳴(約45秒)休止(約15秒) 

※警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること  
必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること

#### (2) 伝達事項

警戒宣言が発令された際に伝達する事項は次のとおりである。

- ①警戒宣言、地震予知情報等の内容
- ②本市に対して予想される影響
- ③各防災関係機関がとるべき体制
- ④その他の必要事項

## 2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳<sup>ふくそう</sup>等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

### ■警戒宣言時の広報の内容

#### (1) 広報の項目

- ①警戒宣言の内容の周知徹底
- ②地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ
- ③防災措置の呼びかけ
- ④急傾斜地等、避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるものなどの防災措置の呼びかけ

#### (2) 広報の実施方法

- ①市防災行政無線による広報の実施
- ②広報車による広報の実施
- ③防災信号による広報の実施
- ④自主防災組織及び区・自治会等を通じた広報活動の実施
- ⑤市ホームページ
- ⑥その他の方法による広報の実施

## 第3節 警備対策

### 1 基本的な活動

警察署は、警備本部を設置し、次の活動を実施する。

- |  |
|--|
| ①警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員または特別に指示された警備要員の参集<br>②避難の指示、警告または誘導<br>③警備部隊の編成及び事前配置<br>④通信機材・装備資器材の重点配備<br>⑤補給の準備<br>⑥通信の統制<br>⑦管内状況の把握<br>⑧交通の規制<br>⑨広報 |
|--|

### 2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

#### (1) 警備部隊の事前措置

- |  |
|--|
| ①主要駅等人的の集中が予想される場所<br>②交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点<br>③災害危険場所<br>④その他必要と認める場所 |
|--|

#### (2) 広報

広報内容	①警戒宣言の内容及び関連する情報 ②住民及び自動車運転者のとるべき措置 ③公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 ④その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	①パトロールカー、広報車等の警察車両 ②警察用航空機及び警察用船舶による広報 ③警察署、交番等の備付け拡声器による広報 ④報道機関、防災関係機関への情報提供

## 第4節 消防、危険物、水防対策

---

### 1 消防対策

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、平素の消防業務(防災活動を除く)を停止又は縮小し、次のとおり対応措置を講じる。

- |  |
|--|
| ①正確な情報の収集及び伝達                              |
| ②火災・水害等防除のための警戒                            |
| ③津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備 |
| ④火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報               |
| ⑤自主防災組織等の防災活動に対する指導                        |
| ⑥資機材の点検整備の実施                               |

### 2 危険物対策

山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物取扱い施設に対し、次の防災措置を指導する。

施設	防災措置の内容
危険物取扱施設	①操業の制限、停止 ②資機材の点検、配置 ③緊急遮断装置の点検、確認 ④火気使用の制限又は禁止 ⑤消火設備等の点検確認

### 3 水防対策

建設課は、市管理の河川施設等の点検を行う。

## 第5節 公共輸送対策

### 1 東日本旅客鉄道(株)の措置

#### (1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法で列車、駅及び旅客に伝達する。

伝達先	伝達方法
機関内部	定められた経路により、指令専用電話、緊急連絡用電話により伝達
運転中の列車	最寄りの駅長が、列車の停車を待って口頭により伝達
駅の旅客	駅の放送により伝達
車内旅客	車掌による車内放送により伝達

#### (2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、テレビ、ラジオ、駅の掲示・放送、インターネット等により次の措置をとる。

- ・ 運転状況及び運転計画の概要
- ・ 旅行の自粛及び時差退社の実施の要請
- ・ 近距離通勤者の徒歩帰宅の実施の要請

#### (3) 列車の運転規制

外房線及び東金線は、65km/hの規制速度にて減速運転する。また、危険物を積載している車両は、最寄りの安全な駅等に停留し、必要な場合は、警察、消防機関に連絡する。

#### (4) 主要駅の措置

- ① 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て、警備体制を確立する。
- ② 旅客の安全を図るため、旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。また、混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。
- ③ 旅客の混雑により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

#### (5) 乗車券の取り扱い

- ① 強化地域内を目的地とする乗車券あるいは強化地域内を通過する乗車券類の発売の停止
- ② 強化地域を通過する特急列車等各列車は運転中止のため、発駅まで無賃送還の取扱いの実施

(6) 現業機関の長のとるべき措置

① 出火防止措置

ア 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

② 建築物設備の点検措置

ア 建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

③ 食料及び飲料水の確保

ア あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。なお、関係業者等との協定の締結に努める。

■協定先一覧は資料編参照。

イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

## 2 バス、タクシー等対策

バス会社及びタクシー会社は、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会及び関東運輸局千葉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

## 第6節 交通対策

---

### 1 警察による交通規制

警戒宣言が発令されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- ①緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- ②緊急通行車両（避難の円滑な実施または地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- ③強化地域への一般車両流入抑制広報

また、上記の交通対策の実施等によって生じる交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

### 2 道路管理者のとりべき措置

建設班は、市が管理する道路について、次の措置を行う。

- ・危険箇所の点検
- ・避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施
- ・工事中の道路についての安全対策
- ・工事を中止し、保安対策の実施

### 3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う大津波等の影響は、市域にはないものと予想されるが、海上、港湾関係各機関は、万一に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発令された場合は、銚子海上保安部及び県農林水産部の対策に従う。

## 第7節 上下水道・電気・ガス・通信等対策

### 1 上水道

山武郡市広域水道企業団は、警戒宣言が発令された場合、概ね次のような措置をとる。

#### (1) 応急措置

原則として供給を継続する。また、住民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

施設	防災措置の内容
要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定給水装置工事事業者への連絡</li> <li>・ 資機材の点検整備</li> </ul>
施設の保安措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言発令時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発令された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。</li> <li>・ 配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発令された以降は、原則として搬入を行わない。</li> <li>・ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。</li> <li>・ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。</li> </ul>

#### (2) 広報

住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①警戒宣言発令時においても、通常の供給が維持されていること</li> <li>②地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水の汲み置き、ポリタンク、バケツを利用し、夏季で1～2日、冬季で2～3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。</li> <li>・ 生活用水の汲置き、浴槽等を利用し、貯水する。</li> <li>・ その他、汲置き容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。</li> </ul> </li> <li>③発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</li> </ul>
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>①報道機関(テレビ、ラジオ等)への放送依頼</li> <li>②広報車による広報</li> <li>③水道工事店の店頭掲示等</li> <li>④ホームページによる広報等</li> </ul>

## 2 電気

東京電力パワーグリッド株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。

- |   |
|---|
| <p>①人員・資機材の点検確保</p> <p>②施設の予防措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別巡視及び特別点検等</li><li>・ 通信網の確保（保安通信設備の点検、整備を実施し、関係機関と連絡）</li><li>・ 応急安全措置（作業仕掛け工事及び作業中の箇所について、事故防止のため設備保全及び人身の安全を確保）</li></ul> <p>③広報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故防止のための広報（感電事故、漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等により広報）</li></ul> |
|---|

## 3 ガス

ガス事業課、LPガス販売事業者等は、原則としてガスの供給は継続し、次の措置をとる。

- |  |
|--|
| <p>①人員の確保</p> <p>②緊急用工具・資機材及び車両の準備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初動措置に必要な車両の確保・配置、緊急工具、資機材の点検の実施</li><li>・ 職員及び応援者に対する非常用の食料、飲料水、医薬品等の手配・準備</li></ul> <p>③施設等の保安措置等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 連絡網の確認及び統制</li><li>・ 供給に係る措置<ul style="list-style-type: none"><li>・ 供給設備の点検の実施</li><li>・ 供給所、主要バルブ及び主要制圧器へ要員の配置</li><li>・ 原料の受け入れの調整</li></ul></li><li>・ 工事等の作業の中止及び制限</li></ul> <p>④広報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 問い合わせに対応できる受付体制</li><li>・ 大口需要家、地下室等に係わる需要家への連絡</li><li>・ 住民への広報活動</li></ul> <p>⑤ガス供給の早期回復の要請</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市のガス供給元の旭硝子(株)大網白里鉱業所及び関東天然瓦斯開発(株)への要請</li></ul> |
|--|

## 4 下水道

資機材及び対策要員の確保に努め、処理場、ポンプ場等の巡視、点検を実施する。

## 5 通信対策

東日本電信電話（株）は、警戒宣言の発令にあたっては、防災関係機関としての機能を確保するため、電話等の輻輳<sup>ふくそう</sup>を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本としている。その中で、施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、住民に大きな支障をきたさないよう努めることとしている。

### (1) 電話対策

要員の確保	①就労中の職員は、応急対策の業務に従事する。 ②休日、夜間等においては非常招集を行う。
情報連絡室	①千葉支店に速やかに情報連絡室を設置する。
資機材の点検・確認等	①非常用移動電話局装置類、各種災害対策用無線機、移動発電装置及び可搬型電源装置等の点検・確認 ②応急復旧用ケーブル等各種資機材・工事用車両の確認 ③工事中の施設等の安全措置
応急対策	①防災機関等の重要な通話は、最優先で確保する。 ②各機関等の非常・緊急通話の取扱いを確保する。 ③番号案内業務は、可能な限り取扱う。 ④一般通話については、集中呼び出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 ⑤緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

### (2) 電報

可能な限り業務を継続することを基本として、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

### (3) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

## 第8節 学校、病院、社会福祉施設等

### 1 学校

教育委員会管理課は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行う。

- ①警戒宣言発令後の下校措置
  - ・警戒宣言発令後直ちに授業を中止し、下校(避難所への移動を含む)の措置をとる。
- ②児童・生徒等の下校方法
  - ・通学(園)路の安全を確認し、集団で下校させるか、連絡網を通じ保護者の来校を求める。
  - ・交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- ③学校に残留し、保護する児童・生徒等の対処
  - ・人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容にしたがって対処する。
- ④家族への連絡
  - ・通信不通の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- ⑤休校
  - ・警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- ⑥校舎等の安全確認
  - ・防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備(理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等)の安全を確認し、必要な措置をとる。
- ⑦職員の行動
  - ・実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑧地域の関係機関・団体との連絡
  - ・地域の関係機関・団体との連絡を密にし、対応する。

### 2 病院・診療所

#### (1) 診療対策

- ①外来患者の診療
  - ・状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。
- ②入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者
  - ・担当医師の判断により許可を与える。
- ③手術、検査
  - ・医師が状況に応じて適切に対処する。
- ④急患患者
  - ・急患患者の受入体制を講ずる。
- ⑤手術中の場合の措置
  - ・医師の判断により安全措置をとる。
- ⑥手術予定への対応
  - ・緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。

(2) 来院者、入院者への情報伝達、指示

①収集された情報の連絡

- ・入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。

②外来患者への対応

- ・特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

(3) 入院患者の安全確保、施設の保管措置等

①建物、設備の点検

- ・建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減をはかるため必要な措置を講ずる。

②非常用設備、備品の点検等

- ・非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

### 3 社会福祉施設

(1) 保育所及び学童保育

警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置をとる。

①帰宅措置

- ・園児は名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。
- ・保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。
- ・園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。

②防災措置

- ・施設設備、消火器、火気等の点検
- ・転倒、落下物の防止措置
- ・飲料水の確保、食料、ミルク等の確保
- ・医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設を所管する課等は、施設の種類、通所(園)者・入居(所)者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

- ・保護者への伝達
- ・保護者への引き渡し
- ・施設の防災点検
- ・出火防止
- ・引き渡しに困難な者の保護
- ・食料、医薬品、生活必需品等の確保

## 第9節 避難対策

---

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地域にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象区域を選定しておくものとする。

なお警戒宣言が発令された場合には、避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所に避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

### 1 警戒宣言発令時の措置

#### (1) 避難指示

市長は、山武郡市広域行政組合消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

#### (2) 収容施設(避難所)の確認

- ① 落下・転倒危険物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等生活必需物資を確認する。

#### (3) 情報伝達体制の確認

収容施設(避難所)におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。

#### (4) 関係機関に対する通知

収容施設(避難所)を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

#### (5) 職員の派遣

収容施設(避難所)を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

#### (6) 要介護者等に対する介護措置

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の介護を要する者に対して必要な介護を行う。

#### (7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な介護を行う。

#### (8) 生活必需品の給与

必要に応じて、生活必需品を供給する。

#### (9) その他

避難終了後、山武郡市広域行政組合消防本部等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

## 2 事前措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ等により災害発生の危険性が特に高い区域を把握しておく。

(2) 収容施設(避難所)の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設(避難所)として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

収容施設(避難所)におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要介護者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の介護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言発令時における介護体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象区域の住民に対し、避難措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

## 第10節 救護救援、防疫対策

---

### 1 救護救援対策

市の措置	①山武郡市医師会に対し医療救護班の編成準備を要請する。 ②山武郡市薬剤師会等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 ③日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。
山武郡市医師会	①会員に対し、医療救護班の編成を連絡する。
山武郡市歯科医師会	①会員に対し、歯科医療活動の準備を連絡する。
山武郡市薬剤師会	①会員に対し、医薬品の確保・供給の準備を連絡する。

### 2 防疫対策

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- |   |
|---|
| ①感染症予防委員の専任、防疫作業員及びその組織化等の準備<br>②地震発生後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認<br>③飲料水の確保 |
|---|

## 第 1 1 節 その他の対策

---

### 1 食料等の物資の確保

市は、警戒宣言発令時において、次の措置をとり物資を確保する。

- ①百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼びかける。
- ②住民に対して、小売店等の営業状況を周知し、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。

### 2 金融、納税に関する対策

金融機関の措置	①顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。 ②窓口業務を確保する。
住民への広報	①金融機関・郵便局の営業状況 ②預貯金の引き出しの抑制
市税の措置	①市税の申告、納税が困難な場合は、期間の延長等については、弾力的に対処する。

### 3 地震発生に伴う被災市町村に対しての広域支援措置

東海地震が発生し、近隣市町村に多大の被害が生じ市の被害が大きくなかった場合には、被災市町村に対しての広域支援体制を県と連携し確立する。

## 第4章 住民等のとるべき措置

東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、区・自治会、自主防災組織、事業所が、平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時に、それぞれとるべき措置の基準を示す。

### 第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>①家や塀の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</li><li>・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</li></ul> <p>②家具類の転倒、落下防止措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。</li><li>・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li><li>・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。</li></ul> <p>③火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</li><li>・プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li><li>・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</li><li>・火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。</li></ul> <p>④消火器、消火用水の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li><li>・出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</li></ul> <p>⑤常用飲料水、食料の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・飲料水は、ミネラルウォーターなど長期保存のきくものにより1週間分程度準備しておく。1人1日分の生命水は、約3リットルである。水道水など汲み置きの場合は2日で入れ替えるなど水質に注意する。</li><li>・食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など)を3日間程度準備しておく。</li></ul> <p>⑥感染症対策としてマスク、消毒液、体温計等の携行をする。</p> <p>⑦救急医薬品の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</li></ul> <p>⑧生活必需品の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備</li></ul>

	<p>⑨防災用品の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</li> </ul> <p>⑩防災講習会や訓練へ参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</li> </ul> <p>⑪家族で対応措置の話し合いをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</li> <li>・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</li> <li>・発災した場合の避難所・避難場所等、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</li> </ul> <p>⑫自主防災組織に積極的に参加する。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>①テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>②電話の使用を自粛する。</p> <p>③自家用車の利用を自粛する。</p> <p>④不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>⑤不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>①警戒宣言情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災信号(サイレン)等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</li> <li>・県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。</li> </ul> <p>②家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具、棚等の上の重いものをおろす。</li> <li>・窓ガラスにガムテープ等をはる。</li> <li>・ベランダの置物等をかたづける。</li> </ul> <p>③火気使用器具の安全確認と火気管理の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</li> <li>・ガス器具等の安全整備の確認をする。</li> <li>・プロパンガスボンベの固定措置の確認をする。</li> <li>・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</li> </ul> <p>④消火器、消火用水の置場所を確認する。</p> <p>⑤ブロック塀、石塀、門柱を点検する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。</li> </ul> <p>⑥非常用飲料水、食料の確認</p> <p>⑦救急医薬品の確認</p> <p>⑧生活必需品の確認</p> <p>⑨防災用品の確認</p> <p>⑩電話の使用の自粛(県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。)</p> <p>⑪自家用車の利用の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</li> <li>・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車を使わない。</li> </ul> <p>⑫児童・生徒及び園児、避難行動要支援者の安全確認</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・園児、児童及び生徒のほか避難行動要支援者が安全な場所にいるか確認する。</li><li>・児童・生徒及び園児が登校、登園している場合は、定められた学校及び園との打ち合せ事項に対応措置をとる。</li></ul>
--	--

## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、区・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	①組織の編成と各班の役割を明確にする。 ②防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>・地域内の消防水利を把握する。</li> <li>・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ul> ③防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、給水救護訓練等を行う。</li> </ul> ④火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。</li> <li>・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。</li> <li>・プロパンガスボンベの点検を指導。</li> </ul> ⑤防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</li> </ul> ⑥情報の収集、伝達態勢を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</li> <li>・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ul>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	①テレビ・ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 ②地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	①自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の編成を確認する。</li> <li>・自主防災組織本部を設置する。</li> <li>・自主防災組織の役割を分担する。</li> </ul> ②市、山武郡市広域行政組合消防本部等防災機関から伝達された警戒情報情報を周知する。 ③地域住民に対し、とりべき措置の呼びかけを実施する。 ④防災資機材等を確認する。 ⑤乳幼児、児童、高齢者、傷病者の安全対策措置の呼びかけを実施する。 ⑥食料、飲料水の確保及び調達方法の確認をする。

### 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者(消防法でいう防火管理者に当たるもの)を定め、防災計画を作成する。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。</p> <p>①自衛防災体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</li> <li>・ 組織の役割分担の明確化</li> </ul> <p>②教育及び広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の防災意識の高揚</li> <li>・ 従業員の安否確認方法</li> <li>・ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</li> <li>・ 従業員の帰宅対策</li> </ul> <p>③防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</li> </ul> <p>④危険防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設、設備の定期点検</li> <li>・ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</li> </ul> <p>⑤出火防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</li> <li>・ 消防水利、機材の整備点検</li> <li>・ 商品の整備点検</li> <li>・ 易・可燃性物品の管理点検</li> </ul> <p>⑥消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。</p> <p>⑦情報の収集、伝達体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>・ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</li> </ul>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>①テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>②自衛防災体制の準備、確認をする。</p> <p>③消防計画等による警戒宣言発令時にとるべき措置準備を確認する。</p> <p>④その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>①自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛防災組織の編成を確認する。</li> <li>・自衛防災組織本部を設置する。</li> <li>・自衛防災組織本部の役割を分担する。</li> </ul> <p>②情報の収集、伝達体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、山武郡市広域行政組合消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</li> </ul> <p>③危険防止措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備を確認する。</li> <li>・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。</li> </ul> <p>④出火防止措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</li> <li>・火気使用場所及び周辺を確認する。</li> <li>・消防水利、機材を確認する。</li> <li>・易・可燃性物品を確認する。</li> </ul> <p>⑤防災資機材等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用、資機材等を確認する。</li> </ul> <p>⑥食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>⑦不特定かつ多数の者が出入りするスーパー等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。</p> <p>⑧石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>⑨バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>⑩一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要ある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等により、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>⑪電話使用を自粛する。県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>⑫ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 附 編 2

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 附編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 推進計画の目的

南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策について必要な事項を定め、南海トラフに対する地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、「第 2 編地震対策編」「第 3 編津波対策編」によるものとする。

#### 第 2 節 南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく推進地域に指定されている。

##### 指定基準の概要

- 震度 6 弱以上の地域
- 津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

※平成 25 年 5 月に公表された「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（内閣府）では、本市で最大震度 5 弱、最大津波高 3.9m と想定されている。

#### 第 3 節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編総則第 2 章減災に向けた役割分担第 1 節市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

## **第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助**

### **第1節 津波からの防護**

---

津波からの防護は、「津波対策編 第2章 災害予防計画 第2節 津波避難対策」を準用する。

### **第2節 津波に関する情報の伝達等**

---

気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び伝達については、「津波対策編 第3章 津波発生時の対策 第2節 津波情報の収集と住民への伝達 第1 津波情報の収集・伝達」準用する。

### **第3節 津波避難対策**

---

気象庁の津波警報等が発表された際の市の活動体制及び避難指示の発令、住民の避難は「津波対策編 第3章 津波発生時の対策」を準用する。

### **第4節 消防機関等の活動及び迅速な救助**

---

消防機関等が行う津波からの円滑な避難のための活動は、「津波対策編 第3章津波発生時の対策 第3節住民等の避難 第1 避難行動・避難誘導」を準用する。

また、地震発生後の迅速な救出・救護の体制は、「地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策」を準用する。

## 第3章 多様な発生形態に備えた対応

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、評価検討会）を開催し、発生した現象について評価を行い、地震発生から最短約2時間後に、以下の評価結果を発表する。

発表する情報	発表する条件
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震やプレート境界以外および想定震源域外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	上記の条件を満たさない場合

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

市及び市民は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わるまでの約1週間、以下の対応を行う。

市	1 災害警戒本部を設置し、第1配備体制とする。（発表前に発生した地震によりすでに災害対策本部等を設置している場合は、この限りでない。） 2 市民に、防災行政無線、緊急速報メール等により情報を伝達する。 3 自主的に避難を希望する高齢者等の要配慮者のために避難場所を開設する。 4 市民に継続して、巨大地震に備える心構えや準備する内容、生活関連情報等を周知する。 5 市民からの問い合わせに対応するため、窓口体制を強化する。
市民	日頃からの地震等への備えを再確認する。 （避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段・集合場所の確認、家具の転倒防止、非常持ち出し品の準備等）

## 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

市及び市民は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、解除されるまでの約1週間、以下の対応を行う。ただし、ゆっくりすべりの場合は変化していた期間と概ね同程度の期間とする。

市	1 安全対策課及び関係課による情報収集体制とする。（発表前に発生した地震によりすでに災害対策本部等を設置している場合は、この限りでない。） 2 市民に、防災行政無線、緊急速報メール等により情報を伝達する。 3 市民に継続して、地震に備える心構えや準備する内容、生活関連情報等を周知する。 4 市民からの問い合わせに対応するため、窓口体制を強化する。
市民	日頃からの地震等への備えを再確認する。 （避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段・集合場所の確認、家具の転倒防止、非常持ち出し品の準備等）

## **第4章 関係機関等との連携協力の確保**

### **第1節 物資等の供給**

---

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保は、「地震対策編 第3章災害応急対策 第10節物資供給対策」を準用する。

### **第2節 広域応援要請**

---

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「地震対策編 第3章災害応急対策 第12節広域応援要請」を準用する。

## **第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**

地震防災上緊急に整備すべき施設の整備は、「地震対策編 第2章 災害予防対策 第3節 都市の防災性の強化」を準用する。

また、津波避難施設は、「大網白里市津波避難整備計画（平成27年8月）」に基づき着実に整備するものとする。

## **第6章 防災訓練**

防災訓練は、「津波対策編 第2章 災害予防計画 第1節 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成 第3訓練等」を準用する。

## **第7章 地震防災上必要な教育及び広報**

地震防災上必要な教育及び広報は、「津波対策編 第2章 災害予防計画 第1節 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成」を準用する。